

---

---

オーストラリアにおける  
規制の政策評価に関する調査研究

---

報 告 書

---

---

平成 29 年9月

FUJITSU

株式会社富士通総研

# 目 次

<b>序章 本調査研究の目的・概要</b>	<b>1</b>
A) 本調査研究の目的	1
B) 本調査研究の概要	2
<b>第1章 オーストラリアにおける規制策定プロセスの概要</b>	<b>3</b>
A) オーストラリアの規制策定プロセスにおける各機関の役割と流れ	3
① オーストラリア政府の構成と権限	3
② 規制策定プロセスにおける各機関の役割	4
③ 規制策定プロセス	10
B) 規制策定側の業績評価の枠組み	24
C) 費用及び便益の測定	25
① 規制負荷の測定枠組み	25
② 規制コストの定量化	27
<b>第2章 オーストラリアにおける規制改革の歴史的経緯</b>	<b>29</b>
A) 2013年に設定された規制改革アジェンダの概要と成果	29
① 規制改革アジェンダの概要	29
② 規制改革の業績と現状	30
③ 既存規制による負荷の概要と測定方法	31
B) オーストラリアにおける規制改革の主な経緯及び取組の見直し	32
① 規制改革の主な経緯	32
② 規制の影響分析に関する取組の見直し	33
C) 2012年の外部評価の内容と対応	35
<b>第3章 オーストラリアにおける規制の影響評価の優良事例</b>	<b>36</b>
A) 規制の影響評価の優良事例収集の観点	36
① 影響評価における定量・定性評価の質が高い事例	36
② 影響評価が意思決定に結び付いた事例	36
B) 規制の影響評価の優良事例	36

① 規制影響報告の優良事例	36
② 実施後レビューの優良事例	40

#### 第4章 日本における規制の政策評価の課題とオーストラリアからの示唆 44

---

① 規制改革方針	48
② 規制策定プロセス	49
③ 組織の権限設定	50
④ 職員スキル	51
⑤ インセンティブ	52
⑥ 留意点	53

#### 別添資料：オーストラリア現地インタビュー調査議事概要 54

---

A) 規制政策制度所管部門①（首相内閣省【連邦及び州・準州政府間調整部門 （COMMONWEALTH-STATE RELATIONS）】）	55
B) 規制政策制度所管部門②（首相内閣省【規制政策・レビュー部門（REGULATORY POLICY AND REVIEW）】）	58
C) 規制政策制度所管部門③（首相内閣省【規制ベストプラクティス室（OFFICE OF BEST PRACTICE REGULATION：OBPR）】）	62
D) 規制政策制度所管部門④（生産性委員会【研究グループ（RESEARCH GROUP）】）	67
E) 規制政策制度所管部門⑤（生産性委員会【政府業績報告・分析グループ（GOVERNMENT PERFORMANCE REPORTING AND ANALYSIS GROUP）】）	71
F) 個別規制所管省庁①（財務省）	76
G) 個別規制所管省庁②（雇用省）	82
H) 個別規制所管省庁③（通信芸術省）	86
I) 個別規制所管省庁④（オーストラリア・ニュージーランド食品基準局）	90
J) 有識者（オーストラリア国立大学）	95

## 序章 本調査研究の目的・概要

### A) 本調査研究の目的

日本における規制の事前評価は、平成 16（2004）年 10 月から試行的に実施し、さらに平成 19（2007）年 10 月からその実施が義務付けられたところであるが、その実施実態は必ずしも質の高い評価内容となっていないのが現状である。

規制の事前評価は、大きく分けて(a)規制策定プロセスを効率化すること、(b)規制の質を高めること、(c)規制の妥当性を説明することの 3 つの目的があるが、現状の規制の事前評価が果たす役割は(c)の規制の妥当性を若干説明する程度にとどまり、(a)規制策定プロセスを効率化すること、(b)規制の質を高めることを目的とした規制の事前評価の利活用については検討の余地がある。

これまで、総務省では規制の事前評価の質の向上等に向けて取り組んできたところであり、平成 27 年度から発足した政策評価審議会には、その下部組織として有識者による規制評価ワーキンググループ（以下「規制評価WG」という。）が設置された。また、規制評価WGと綿密に連携の上、同WGにおける規制の政策評価に係る改善方策の検討に寄与することを目的として、平成 27 年度には、規制に係る政策評価の先進国である英国において調査を実施し、さらに、平成 28 年度には欧州連合の取組を調査し、所要の成果を得た。これらの調査結果も踏まえて、規制評価WGにおいて検討が重ねられ、政策評価審議会政策評価制度部会において、平成 29 年 3 月に「規制に係る政策評価の改善方策」（以下「改善方策」という。）が取りまとめられた。本改善方策では、事後評価の実施が求められたところであり、本改善方策を具体化する中で行う平成 29 年度の本調査研究においては、規制の事後評価の取組に係る先進国（OECD が平成 27 年に発表した「規制政策アウトック」において「規制の事後評価」の評価が高い。）であるオーストラリアを調査し、我が国における規制の政策評価の質の向上につなげる要素を発見することを目的とする。

なお本調査研究では、規制の政策評価の改善課題の仮説を以下の 3 点としてとらえ、調査研究を進めた。

- (a) 規制対象（法律・政令）の範囲と簡易評価基準・除外基準等と費用便益分析（定量化度合い：完全でなくても定量化度合いを高める努力）の設定
- (b) 各規制所管省庁が実施する規制の事前評価に対する評価機能（意見提示機能）拡充
- (c) 立案段階・政策オプション検討段階から始まる規制の政策評価プロセスの規制政策プロセス全体への組込みの実施

以上の改善課題の仮説を検証するため、以下の観点を踏まえ調査研究を進めた。

- (a) 本調査の対象であるオーストラリアの影響評価（IA）の見直し前後の状況及び見直しの背景・経緯を丁寧にたどること
- (b) 日本の規制の政策評価制度と(a)の結果を照らし合わせた際に、どのような部分が参考となり、どのような部分が参考とならないのかを仕分けること
- (c) 参考となる内容を仕分けた結果を踏まえ、規制影響評価の対象範囲や規制所管省庁以外の組織による評価機能（各規制担当省庁が作成する影響評価書の評価・公表）や規制政策プロセス全体の見直しに向けた要素を検討すること

## B) 本調査研究の概要

本調査研究では、文献やインターネット等で関係資料を収集・分析した上で、書面では把握できない部内の事情や問題の根幹、参考となる所見などの側面的な情報を現地の政府関係機関からのインタビューにより把握した。オーストラリアでの現地調査日程は、以下図表のとおりである。なおオーストラリアでの現地調査は、専門的な見地からのアドバイスを得るため、大阪大学データビリティフロンティア機構の岸本充生教授とともに実施した。

図表 1 オーストラリア現地調査日程

調査日程		調査対象機関
平成29年6月	5 日	○首相内閣省 【連邦及び州・準州政府間調整部門(Commonwealth State Branch)】 【規制政策・レビュー部門(Regulatory Policy and Review)】 【規制ベストプラクティス室(Office of Best Practice Regulation)】
	6 日	○オーストラリア国立大学 【規制・グローバル・ガバナンス・スクール(School of Regulation and Global Governance)】 ○生産性委員会 【研究グループ(Research Group)】
	7 日	○財務省 【構造改革グループ(Structural Reform Group)】 ○雇用省 【ジョブアクティブ評価部門(Jobactive Evaluation Section)】
	8 日	○生産性委員会 【政府業績報告・分析グループ(Performance Reporting and Analysis Group)】 ○オーストラリア・ニュージーランド食品基準局 【行動・規制分析部門(Behaviour and Regulatory Analysis Section)】
	9 日	○通信芸術省 【規制緩和デジタル部門(Deregulation and Digital)】 【コンテンツ部門(Content Division)】

# 第1章 オーストラリアにおける規制策定プロセスの概要

## A) オーストラリアの規制策定プロセスにおける各機関の役割と流れ

### ① オーストラリア政府の構成と権限<sup>1</sup>

オーストラリア連邦（以下、オーストラリア）はニューサウスウェールズ州（New South Wales）、ヴィクトリア州（Victoria）、クイーンズランド州（Queensland）、南オーストラリア州（South Australia）、西オーストラリア州（Western Australia）、タスマニア州（Tasmania）の6つの州と、北部特別地域（Northern Territory）、首都特別地域（Australian Capital Territory：ACT）の準州から構成されている。

図表 2: オーストラリアにおける各州及び準州等の位置関係



出典：オーストラリア国防省ウェブサイトより作成  
(<http://www.defence.gov.au/uxo/whereis.asp>)

オーストラリアの政府は、連邦政府、特別地域を含む州・準州政府に加え、地方自治体の3層から構成される。各政府の権限はオーストラリア憲法により定められており、連邦

<sup>1</sup> (財)自治体国際化協会(編)『オーストラリアとニュージーランドの地方自治』(PDF版)、2005年 (<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/j18.pdf>)  
Australian Government, “Australia.gov.au”  
(<http://www.australia.gov.au/about-government/how-government-works/federation>)  
Department of the Prime Minister and Cabinet, “Best Practice Regulation”  
(<https://www.pmc.gov.au/regulation/best-practice-regulation>)

国家として誕生した歴史的経緯から連邦と州はほぼ対等な関係にある。各政府の主な権限と機能分担は以下の図表のとおりである。

図表 3：各政府の権限及び機能分担

各政府の分類	権限及び機能分担
連邦政府	連邦政府の権限は連邦憲法第 51 条に記載されており、課税、国防、外交及び郵便・電子通信サービス等の全国的に対応する必要がある課題に限定されている。また、オーストラリアの特別地域における規則等を整備する権限を有していると連邦憲法 122 条に定められている。
州・準州政府	警察、病院、教育、公共交通等の州内で発生する事項をはじめ、連邦政府の権限以外のものについては、基本的に州政府の権限に帰する。
地方自治体	地方自治体の権限及び機能は、それらの地方自治体が所属する州・準州政府により付与される。

出展：オーストラリア連邦政府のウェブサイトより富士通総研作成

関税、消費税以外の課税や社会福祉などの分野については、連邦政府だけでなく州・準州政府においても規制を設定することができる。連邦政府と州・準州政府間の問題を協議する場として、政府間協議会（Council of Australian Governments：COAG）と称される枠組みが存在する。

オーストラリアの規制政策は、経済の効率性・柔軟性の向上を目的としている。規制は適切な課題認識を踏まえ、適切な策定プロセスにより継続的に改善を図ることが必要である。オーストラリアでは、連邦政府、州・準州政府がそれぞれ法律レベルでの規制（Legislation and Subordinate legislation）及び地方政府レベルでの規制や規則（Regulations and by-laws）を設定しているが、連邦政府は規制の質を改善する取組を行っている。これらの取組には①規制の根拠となる影響分析に関する情報を公開することや、②経済的ニーズやリスクを考慮し、規制を効果的かつ目的に沿ったものになるよう管理することが挙げられる。さらに、これらの取組には③規制の効果的かつ迅速な導入・運用とともに、④導入の決定や結果の透明性確保の上、説明責任を果たすことが挙げられる。

## ② 規制策定プロセスにおける各機関の役割

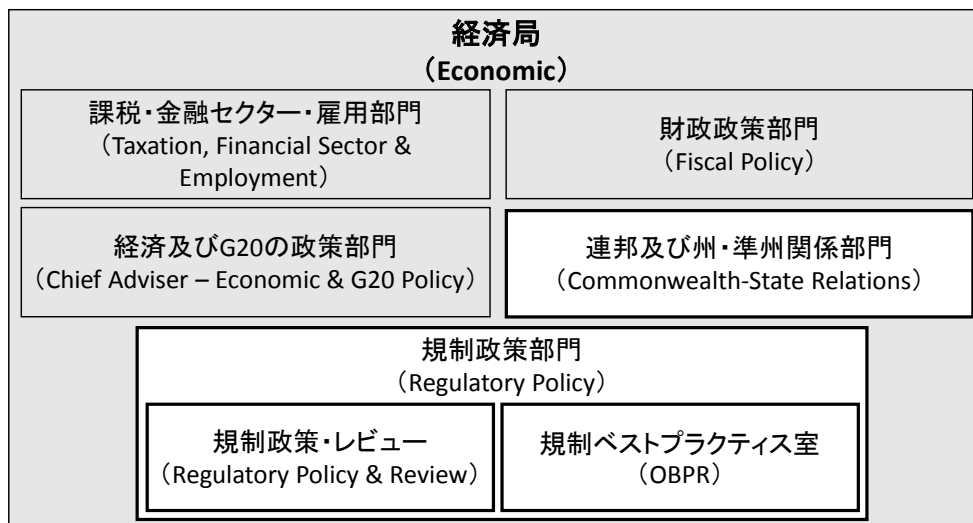
規制策定プロセスに関係する各機関の役割を整理すると、(a)計画立案、(b)影響評価、(c)規制導入、(d)事後評価の 4 つに分けることができる。以下、これら 4 つの策定プロセスに関係する主体の役割について記述する。また、オーストラリア連邦政府における規制影響分析（Regulatory Impact Analysis：RIA）は議会に対する報告義務があることから、規制影響報告（Regulatory Impact Statement：RIS）と称される。そのため本報告書では、オーストラリアにおける規制影響分析について規制影響報告と記載する。

## ア 首相内閣省<sup>2</sup>

首相内閣省 (Department of the Prime Minister and Cabinet : PM&C) は政府の政策の導入や発展を促すため、連邦政府における首相、内閣、各省庁の大臣及び補佐大臣に対する助言等を行う。首相内閣省は主な政策分野として都市計画 (Cities)、サイバーセキュリティ (Cyber Security)、国内政策 (Domestic Policy)、連邦政府の政策 (Government)、先住民問題 (Indigenous Affairs)、国際政策 (International Policy)、安全保障 (National Security)、女性活躍 (Office for Women)、公共データ (Public Data)、規制 (Regulation) の 10 分野に焦点を当てている。

首相内閣省では経済局 (Economic) が規制に関する政策を取り扱う。経済局では政府間調整を担当する部門 (Commonwealth-State Relations) 及び規制政策を担当する部門 (Regulatory Policy) が規制に関する政策又は影響評価に関与している。首相内閣省では 2017 年 7 月に組織改編があり、現在の経済局の組織図は以下の図表のとおりになっている。

図表 4：首相内閣省における経済局内の各部門



出典：オーストラリア首相内閣省ウェブサイトより富士通総研作成

<sup>2</sup> Department of the Prime Minister and Cabinet, “Regulation”  
(<https://www.pmc.gov.au/regulation>)

Department of the Prime Minister and Cabinet, “Australia’s Approach to Regulatory Reform”  
(<https://www.pmc.gov.au/regulation/australias-approach-regulatory-reform>)



### (ア) 連邦及び州・準州関係部門<sup>3</sup>

オーストラリアは連邦制を採用しているため、連邦政府と州政府・準州政府には、権限が重複する分野（保健、教育、先住民問題等）、緊密な連携が必要な分野（組織犯罪への対処等）、連邦政府の方針が優先されるべき分野（女性や子供への暴力の削減等）がある。このような分野において、連邦政府及び州・準州政府間で対立がある場合はこれらの各政府の意思決定者から構成される政府間協議会を通じて調整が行われる。政府間協議会の事務局は首相内閣省に位置する連邦及び州・準州関係部門（Commonwealth-State Relations）が務める。

同部門の役割は、オーストラリア全体に影響を与える政策の改革等を進めるため、連邦政府及び州・準州政府間の建設的な関係構築を支援することである。例えば、同部門は政府間協議会に関する調整や、連邦及び州・準州の財政関係に関する政府間合意（Intergovernmental Agreement on Federal Financial Relations）に則った資金提供協定の具体化に関する支援を実施している。また、政府間協議会の成果に関する年次報告書を作成する。

### (イ) 規制政策部門<sup>4</sup>

規制政策部門（Regulatory Policy）は、規制に関する政策を所管する部署（Regulatory Policy & Review）と規制ベストプラクティス室（Office of Best Practice Regulation：OBPR）から構成される。過去の組織体制では規制に関する政策を所管する部署に全体で20名程度の職員が在籍していた。しかし、現在では各規制所管省庁による規制改革が浸透していることから、規制政策部門の職員数は徐々に減少している。規制政策部門の職員によると、各規制所管省庁が今後主導的に規制立案の仕組みを確立するような流れが作られている。

規制政策部門の職員には経済学を専攻した経験を持つ職員や規制所管省庁の出身者で、政策の形成に関わった経験を持つ職員が在籍している。また連邦政府全体で大きな規制改革を行う場合、各規制所管省庁の規制改革ユニットから規制ベストプラクティス室に異動する場合もある。規制政策部門は、規制改革ユニットを通じて各規制所管省庁と定期的に情報交換を行っている。情報交換はこれまで1週間に1度程度の頻度で開催されていたが、現在は取組方法が浸透していることもあり、情報交換は2か月に1度程度の頻度に減少している。

職員の異動サイクルはおおむね2年であるため、規制改革に関する知識習得のツールとして、各規制所管省庁が公表しているガイダンスに加え、オンラインでも学

<sup>3</sup> 「規制政策制度所管部門①（首相内閣省【Commonwealth-State Relations】）」（別添資料）  
Department of the Prime Minister and Cabinet, “Effective Commonwealth-State Relations”  
(<https://www.pmc.gov.au/domestic-policy/effective-commonwealth-state-relations>)

<sup>4</sup> 「規制政策制度所管部門②（首相内閣省【Regulatory Policy and Review】）」（別添資料）

習することができる環境を用意している。関係知識の習得にはそれらのオンラインツールを活用することで十分であると規制政策部門は認識している。

#### (ウ) 規制ベストプラクティス室<sup>5</sup>

規制ベストプラクティス室 (Office of Best Practice Regulation : OBPR) はオーストラリア連邦政府及び政府間協議会の双方に関係する規制の影響分析を管理する。これらの取組は主に4つあり、①各規制所管省庁による規制影響報告 (Regulatory Impact Statement : RIS) の作成や規制改革における変更事項等を規制所管省庁に徹底させること、②各規制所管省庁の作成する規制影響報告及び実施後レビューを審査し、要求事項を遵守しているかを確認すること、③確認した規制影響報告及び実施後レビューについては、首相内閣省のウェブサイトにて公開すること、④規制所管省庁の関係職員等に対して、規制影響分析の訓練を実施することである。規制ベストプラクティス室はこれらの取組を通じ、規制影響報告を最も良い方法 (ベストプラクティス) で行えるよう助言することを役割としている。

規制ベストプラクティス室は2013年の政権交代時に実施された規制改革において、財務省から首相内閣省に移管した。首相内閣省は他省庁から人材を集めることができるため、もともと財務省や環境省等の他省庁に在籍していた職員が規制ベストプラクティス室で働いている場合もある。規制ベストプラクティス室に所属する職員に必須条件はないが、同室を構成する計20人程度の職員のうち約半数が経済学専攻、残りの約半数が法学専攻の経歴を有している。

規制ベストプラクティス室に新しく所属する職員は、基本的に仕事を行う中で、規制影響報告の作成等の規制に関する業務の指導を受ける。なお、他省庁との人事交流も行われており、他省庁から規制ベストプラクティス室に出向し、規制の仕組みを学ぶ機会や規制ベストプラクティス室から他省庁に出向し、知見を授ける機会もある。また規制ベストプラクティス室の職員の在籍期間は平均して3年程度で異動するのが一般的である。

規制ベストプラクティス室に在籍する職員によると、2013年以降、規制ベストプラクティス室が首相内閣省に移管した後にはガバナンスがより確立され、規制改革がうまく機能するようになったという。このように規制ベストプラクティス室は、各規制所管省庁から一定の独立性を持ち、かつ規制改革プロセスに介入可能な立場にある。

規制ベストプラクティス室は規制影響分析のプロセスの当初、各規制所管省庁が規制影響報告を作成するかどうかを経済的な影響の大きさ等から判断する。また同室は、

---

<sup>5</sup> 「規制政策制度所管部門③ (首相内閣省【Office of Best Practice Regulation : OBPR】)」 (別添資料)

Department of the Prime Minister and Cabinet, “Best Practice Regulation”  
(<https://www.pmc.gov.au/regulation/best-practice-regulation>)

規制影響報告の作成段階で各規制所管省庁に助言し、作成された規制影響報告の品質を評価し、結果を首相内閣省のウェブサイトで公表する。規制ベストプラクティス室は規制影響分析で公式的には門番的機能を有さない（拒否権を持たない）が、この審査結果の公表は各規制所管省庁に対する牽制要素となっている。規制ベストプラクティス室によると、各規制所管省庁は自分たちが作成した規制影響報告の質が低いという審査結果が公表されることは対外的に不名誉なことであると認識している。そのため、各規制所管省庁は規制ベストプラクティス室から評価結果が公表される前に自らが作成する規制影響報告について規制ベストプラクティス室への問合せや、助言の依頼を行う。

## イ 政府間協議会<sup>6</sup>

政府間協議会は、主にオーストラリア連邦において優先すべき政策分野について連邦政府及び州・準州政府間の調整及び意思決定を行う。政府間協議会はオーストラリア連邦内における政府間の障壁の克服を目的に1992年に設置された組織で、当初はマクロ経済や規制に関する課題が議題の中心であった。政府間協議会は、連邦政府及び各州・準州政府の首相、そしてオーストラリア地方自治体協会（Australian Local Government Association）の会長から構成される。

政府間協議会には8つの協議会が設定されており、これらは政府間調整や意思決定の場として機能している。8つの協議会は、①連邦の財政に関する問題（Federal Financial Relations）、②犯罪等の地域社会の治安（Law, Crime and Community Safety）、③健康、④エネルギー、⑤産業及びスキル（Industry and Skills）、⑥交通及びインフラ（Transport and Infrastructure）、⑦障害者福祉の改善（Disability Reform）及び⑧教育の分野をそれぞれ対象にしている。これらの協議会は各政府の閣僚から構成されるため閣僚協議会とも称され、政府間協議会の決定に従って改善に向けた政策等を設定する。8つの協議会に加えて、テロリズム対策に関するオーストラリア・ニュージーランド対テロリズム委員会（Australia-New Zealand Counter-Terrorism Committee：ANZCTC）等のように、政策分野によってはニュージーランド政府の代表が参加する場合もある。規制との関係では、これらの8つの協議会は政府間協議会が導入を決定した規制について、規制影響報告を作成し規制による影響を分析する役割を担っている。

## ウ 生産性委員会<sup>7</sup>

生産性委員会はオーストラリア連邦政府における第三者的な独立機関である。生産性

---

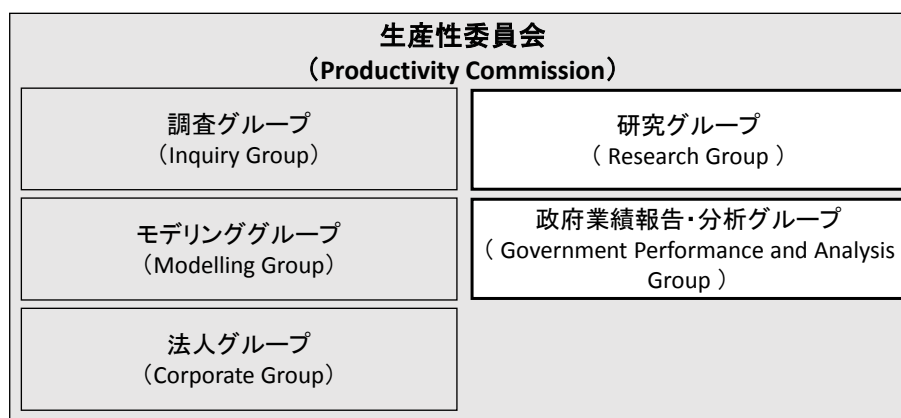
<sup>6</sup> 「規制政策制度所管部門①（首相内閣省【Commonwealth-State Relations】）」  
Council of Australian Governments“COAG Councils”（<http://www.coag.gov.au/coag-councils>）

<sup>7</sup> 「規制政策制度所管部門④（生産性委員会【Research Group】）」  
Productivity Commission, “About the Commission”（<http://www.pc.gov.au/about>）

委員会には経済学専攻のバックグラウンドを持つ職員が多く在籍しており、博士号を所有している職員もいる。生産性委員会には主に4つの役割があり、①政府の要請に応える形で実施する調査、②オーストラリア連邦の生産性や規制に関する調査、③年次報告、政府機関の業績のモニタリングや基準の設定、④政府機関より中立的な立場からの助言である。

生産性委員会は以下の図表のとおり5つのグループとメディア・ウェブサイト等を通じた情報公開や政府への提言を行うユニットから構成されている。生産性委員会の政府業績報告及び分析グループやモデリンググループは規制影響分析を行う際に定量化等を支援している。定量化の支援では関税の各業界への影響度の分析や、金融業に関する自由競争の調査などがある。

図表 5：生産性委員会を構成する各グループ



出典：生産性委員会ウェブサイトより富士通総研作成

生産性委員会の各グループは8名から10名で構成され、グループごとに異なるテーマを取り扱っている。これらのテーマについて、関係する政府機関は生産性委員会の各グループに相談し、生産性委員会から逐次確認やアドバイスを受ける。そのため、生産性委員会の各グループの職員数は業務負荷に応じて変化する。生産性委員会の確認やアドバイスは最終的に報告・許可を草案という形で整理される。草案の作成段階では生産性委員会から各規制所管省庁に調査結果を通知することはない。連邦政府が生産性委員会に諮問し、生産性委員会が45日以内に調査結果を提出する。提出された結果は連邦政府から公表される仕組みになっている。その後、各規制所管省庁より生産性委員会の推奨項目を支持する・支持しない・一部支持するという回答が正式に提出される。以上のように、生産性委員会が担う役割には主に政府機関のコンサルテーションに関する支援や事業のコミッショナーとして政府から依頼される支援がある。

生産性委員会は規制についても調査を実施し、報告書を作成している。実際に規制ベストプラクティス室は生産性委員会が作成した報告書に記載された改善項目の半数を取り入れている。規制の影響評価では、生産性委員会が連邦政府に推奨事項を草案

という形で提出するが、連邦政府は推奨事項を実行する義務はない。生産性委員会は推奨事項の草案を公表し、連邦政府を含め利害関係者等から意見を聴取する。生産性委員会では影響評価書を作成する経験を積ませるため、各規制所管省庁に職員を出向させている。

連邦政府が実施する政策の見直しは、基本的に政府間協議会により方向性が定められる。政府間協議会の決定に基づき、生産性委員会は各省庁に向けて政策の見直しに関する報告書を作成する。作成には生産性委員会の下にある14の作業グループが従事する。データ収集は生産性委員会ではなく、第三者的なデータ収集機関を通じて行う場合がある。この場合、生産性委員会は報告書を作成するが、評価までは行わない。連邦政府及び各規制所管省庁はこれらの報告書を基に見直しに向けた評価を行うことになる。見直しの対象は連邦政府が実施する政府サービス全般であり、その効率性についても確認が行われる。

生産性委員会はこれまで20年以上、政府の業績の見直しに関する報告書を作成している。報告書には主に5つの種類があり、それらは政府の全般的なサービスに関する報告書 (Report on Government Services)、政府間同意事項に関する報告書 (National Agreement reports)、対象分野別の報告書 (Sectoral reports)、業績の監査 (Performance audits)、州・準州の計画 (State and Territory plans) である。

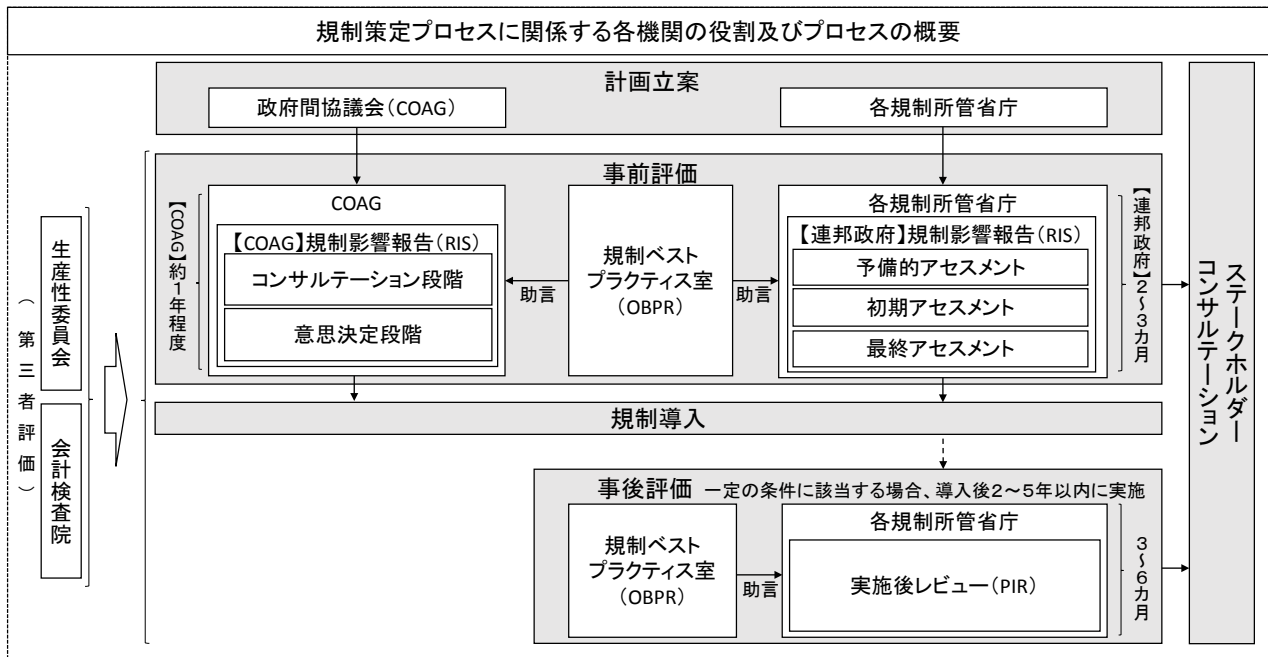
### ③ 規制策定プロセス<sup>8</sup>

規制策定プロセスを影響評価の視点で整理すると、以下の図表のとおりに表示することができる。事前評価である規制影響報告の実施に必要な期間は連邦政府が対応する規制の場合は2～3か月、政府間協議会が対応する規制の場合には約1年程度である。また一定の条件に該当する場合に実施することとなる事後評価は、連邦政府が対応する規制のみが対象とされ、実施には3～6か月の期間を要することになる。

---

<sup>8</sup> Australian Government, “Australian Government Guide to Regulation”  
([https://www.cuttingredtape.gov.au/sites/default/files/files/Australian\\_Government\\_Guide\\_to\\_Regulation.pdf](https://www.cuttingredtape.gov.au/sites/default/files/files/Australian_Government_Guide_to_Regulation.pdf))

図表 6: オーストラリアの規制策定プロセスに関する各機関の役割及び概要



出典：オーストラリアインタビュー資料等より富士通総研作成

オーストラリアでは以下の図表に示すとおり、規制の導入に関して規制策定者に対し、10の政府の原則を設定している。これらの原則からも分かるとおり、規制策定に関してオーストラリア連邦政府は個人・ビジネス・コミュニティに対する規制コストを削減することを方向性として示している。全ての政策オプションは十分に検討される必要があるが、想定されるコストや影響は現在の規制導入前の状態や新規規制を導入しないオプションと比較される必要がある。比較においては透明性を確保した上で十分に説明責任を果たすよう定められている。

図表 7：オーストラリアにおける規制策定に関する 10 の原則

- ①政策の導入は規制ありきで検討されるべきでなく、純便益が最も高いオプションが優先されるべきである。
- ②規制を行うという政策オプションは全体として純便益につながる場合にのみ課されるべきである。
- ③新規規制のコストは既存の規制によるコストを減少させる等、全体では相殺される必要がある。
- ④規制政策が変更される場合、必ず規制影響報告を作成する必要がある。
- ⑤新規規制の策定に当たり、政策立案者はそれらの規制が与える影響について関係するビジネス・コミュニティ・個人等にコンサルテーションを行う必要がある。
- ⑥政策立案者は相互に相談し、重複する規制が設置されないよう調整する必要がある。
- ⑦政策立案者が規制の導入を判断する際に参照した情報は可能な限り早急に公開されるべきである。
- ⑧規制者は常識、共感、敬意を持って規制を実施する必要がある。
- ⑨全ての規制はその妥当性について定期的にレビューされる必要がある。
- ⑩政策立案者は規制に関する政策決定プロセスにおいて関係する各規制所管省庁に存在する規制改革ユニットと緊密に連携する必要がある。

出典：“Australian Government Guide to Regulation”より富士通総研作成

## ア 事前評価の仕組み

各規制所管省庁は政策形成の初期段階で規制影響報告（Regulatory Impact Statement：RIS）を作成する必要がある。規制影響報告は、より良い政策を形成するためのツールである。オーストラリアにおいて規制影響報告が導入された当初は、規制影響報告の作成は政策形成過程の最終段階の作業で、意思決定者の判断を仰ぐ直前に作成されていた。しかし、現在では政策形成の最初の段階で作成されるようになってきている。また規制所管省庁は必ず規制影響報告を作成するよう義務付けられている。

### （ア）連邦政府による規制影響報告

連邦政府の各規制所管省庁による規制影響報告の作成は、設定された 7 つの質問（The Seven RIS Questions）に対する回答を作成することから開始される。

#### 【規制影響報告の作成に関する 7 つの質問】

- ①解決しようとしている問題は何か
- ②なぜ政府の対応が必要か
- ③どのような政策オプションを検討しているか
- ④各々の政策オプションの純便益はどの程度か
- ⑤政策オプションを検討する上でコンサルテーションを行う対象及びその方法は、どのようなものか
- ⑥検討した政策オプションのうち、最も良いものはどれか
- ⑦選択した政策オプションをどのように導入し、事後評価するか

規制影響報告を作成する政策立案者は以上の7つの質問項目を活用し、立案しようとする政策の問題点を分析する。規制影響報告を作成する主体は政府機関であるが、各省庁に加え法的権限を持つ機関（Statutory Authority）、委員会（Board）、また連邦政府ガバナンス・業績評価・説明責任法（Public Governance, Performance and Accountability Act 2013）の範囲で運用される公的機関が該当する。これらの各規制所管省庁はポートフォリオとも称され、新規規制の導入等、新たな政策を検討する際に規制影響報告を作成するよう義務付けられている。

選択する政策オプションで設定される規制の影響が皆無の場合や政策オプションを内閣が選択しない場合でも、各規制所管省庁等は規制影響報告を作成する必要がある。そのため、規制影響報告は、新規規制の導入や既存規制の改定が行われる場合、また時限的に規制を廃止するサンセット制度により廃止される規制が再導入される場合などに作成される。

規制影響報告の作成が免除されるのは変更による影響が少なく内閣の判断が必要ない場合や政治的な理由等の特別な事情により首相が規制影響報告の作成を免除する場合に限られる。規制影響報告作成の免除を行うには政策立案の初期段階で各規制所管省庁等の長が首相に申請する必要がある。

規制を廃止するという負荷削減の取組であっても行政手続の変更等により新たな負荷が生じる可能性があるため、規制影響報告を作成する必要がある。既存の規制制度の変更時においても規制影響報告の作成を通じて費用便益を計算することで削減した行政手続の負荷を確認することができる。

関係機関は規制影響報告の作成に当たり、各規制所管省庁に設置されている規制改革ユニット（Regulatory reform Unit）及び規制ベストプラクティス室の支援を受けることができる。規制改革ユニットは作成された規制影響報告が要求事項を遵守しているかを確認し、規制の変更による影響の特定や他の政策オプションの検討を支援する。規制ベストプラクティス室は規制影響報告が要求事項を遵守しているかを確認することに加え、規制影響分析の妥当性、費用便益分析の実施、規制コストの測定に関する実務的な助言を行う。また同室は検討する政策オプションとそれらの影響分析の精度の確認、コンサルテーションの実施方法、規制影響報告の作成に関連するトレーニングを行っている。さらに、同室は以上の取組に加え、政府間協議会やオーストラリア全体に関係する規制を提案する際に各規制所管省庁の支援を行う。いずれの取組についても、取組の結果は規制ベストプラクティス室により首相内閣省のウェブサイトを通じて公表される。

規制影響報告の作成に当たり、各規制所管省庁は外部コンサルタントを活用することができる。規制影響報告の作成は政策立案に求められる能力でもあるため、各規制所管省庁における担当者が基本的に規制影響報告を作成し、費用分析等の技術的な部分のみをコンサルタントに外部委託する方が望ましい。しかしコンサルタントに外部



委託する場合でも規制影響報告を作成する責任は各規制所管省庁が担うことになる。

#### a. 規制影響報告の分類<sup>9</sup>

各規制所管省庁は規制影響報告の作成に当たり、まず前述の規制影響報告を作成する上での7つの質問に対する簡易的な回答を準備する。その後、各規制所管省庁は準備した7つの質問に対する回答を規制ベストプラクティス室に提出し、作成すべき規制影響報告の分類について判断を仰ぐことになる。規制ベストプラクティス室による判断は5作業日以内に回答される。

規制影響報告の分類は規制案の対象により基本的に3つの型に分類される。規制案による経済・社会への影響が大きい場合は詳細型 (Long Form)、影響が限定される場合は標準型 (Standard Form)、規制案が国防や治安に関係する場合や緊急の対応が必要な場合には簡易型 (Short Form) に分類される。これらの分類条件と各分類において実施が求められる内容は以下の図表のとおりである。なお、予算審議などの政策形成に緊急を要する場合には、短期間で影響報告を作成する暫定型の規制影響報告 (Interim RIS) が作成される。ただし、暫定型の規制影響報告を作成した場合には、通常 of 規制影響報告と質などの統一性を確保するため、改めて規制影響報告を作成する必要がある。

---

<sup>9</sup> Australian Government, “Australian Government Guide to Regulation”  
([https://www.cuttingredtape.gov.au/sites/default/files/files/Australian\\_Government\\_Guide\\_to\\_Regulation.pdf](https://www.cuttingredtape.gov.au/sites/default/files/files/Australian_Government_Guide_to_Regulation.pdf))

図表 8：規制影響報告の分類条件及び実施内容

	分類条件	実施が必須となる内容
詳細型 RIS	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制案による経済的影響が広範囲かつ大きい</li> <li>規制案はビジネス、コミュニティ、個人に大きな影響を与える</li> <li>行政コストや遵守コストが高く負担になる</li> <li>ステークホルダーや一般市民の間に強固な反対派が存在する</li> <li>規制の対象がセンシティブな分野でメディアの注目を集める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ RIS 作成における 7 つの質問への回答</li> <li>➤ 政策オプションの分析</li> <li>➤ 規制影響分析の実施</li> <li>➤ パブリックコンサルテーションの実施</li> <li>➤ 費用便益分析の規定どおりの実施</li> <li>➤ 規制案のコストと削減可能な負担の詳細</li> </ul>
標準型 RIS	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制案の影響が大きくはないが、経済的に影響を与える</li> <li>規制案はビジネス、コミュニティ、個人に与える影響は限定される</li> <li>行政コストや遵守コストはあるが、負担は限定される</li> <li>ステークホルダーや一般市民の間に大きな反対はない</li> <li>規制の対象は特に物議を醸さずメディアの注目を集める可能性は低い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ RIS 作成における 7 つの質問への回答</li> <li>➤ 政策オプションの分析</li> <li>➤ 規制影響分析の実施</li> <li>➤ パブリックコンサルテーションの実施</li> <li>➤ 規制案のコストと削減可能な負担の詳細</li> </ul>
簡易型 RIS	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制案は単純で他の政策オプションも限定されている</li> <li>国防、治安、災害又は緊急の対応が必要である</li> <li>規制による影響より優先すべき事項がある</li> <li>規制影響報告の実施後から時間を経たおらず、些末な変更しか加えられていない</li> <li>政策案が非規制手段である場合や、変更が些末又は自動的である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 規制案及び検討される政策オプションの概要</li> <li>➤ 規制案により想定される影響の概要</li> <li>➤ 規制案のコストと削減可能な負担の概要</li> </ul>
<p>※ 簡易型 RIS の実施が許可されるのは内閣に提出される場合のみ</p>		

出典：“Australian Government Guide to Regulation”より富士通総研作成

## b. 規制影響報告の作成の流れ<sup>10</sup>

規制影響報告の作成に当たり、各規制所管省庁は規制ベストプラクティス室に規制案を提示する。これは予備的アセスメント (Preliminary Assessment) と称され、

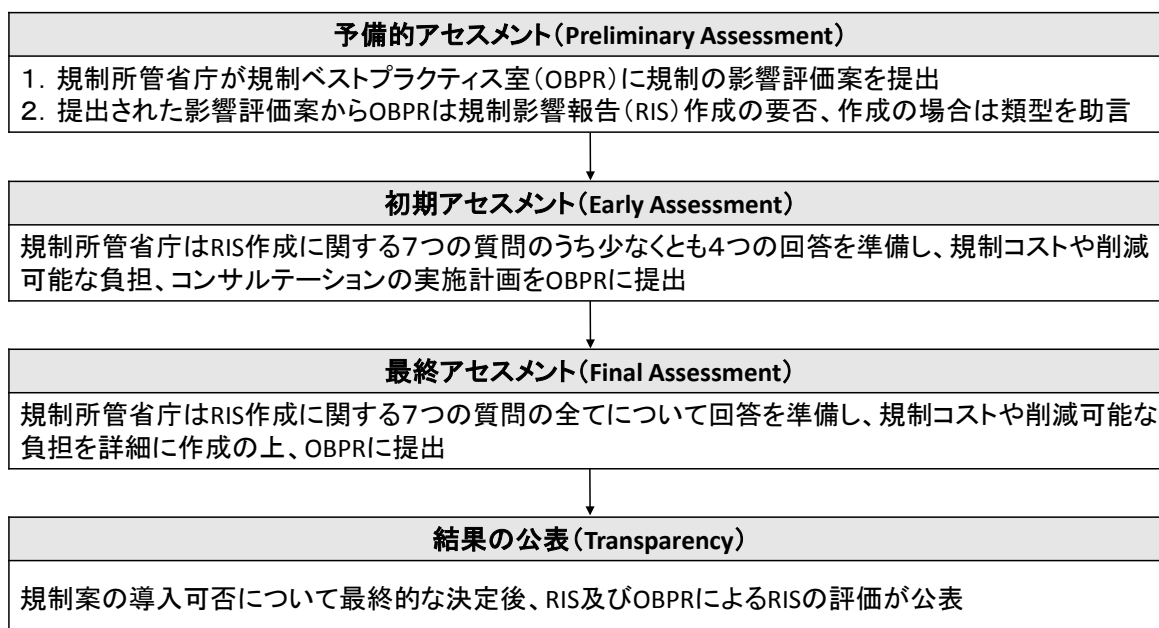
<sup>10</sup> Treasury, “Best Practice Regulation Handbook”  
 Department of the Prime Minister and Cabinet, “Australian Government Regulation Impact Statement Preliminary Assessment Form: Is a RIS Required”  
 (<https://www.pmc.gov.au/sites/default/files/publications/003-AG-Preliminary-Assessment-Form.pdf>)  
 Australian Government, “Submitting your RIS assessment”  
 (<https://www.cuttingredtape.gov.au/handbook/submitting-your-ris-assessment>)

各規制所管省庁は規制ベストプラクティス室から規制影響報告の作成の要否及び作成する規制影響報告の分類について助言を受ける。

規制影響報告の作成が免除されない場合、規制所管省庁は初期アセスメント (Early Assessment) 又はオプション段階 (Options Stage) として規制影響報告を作成する。初期アセスメント段階では規制所管省庁が規制影響報告を作成する上での7つの質問のうち、規制案の導入に至る問題や目的等の少なくとも4つの質問に回答することや規制コスト、ステークホルダーに対するコンサルテーションの実施計画等が確認される。次に最終アセスメント (Final Assessment) 段階では規制影響報告を作成する上での7つの質問の全てに対して十分な回答を用意し、規制ベストプラクティス室に提出する。

提出された規制影響報告は意思決定者から判断を受けた後、規制ベストプラクティス室に提出され評価を受ける。規制ベストプラクティス室による評価結果は首相内閣省のウェブサイトで公表される。これらの各規制所管省庁が規制影響報告を作成する主な流れは以下の図表のとおりである。

**図表 9：規制影響報告を作成する主な流れ**



“Regulatory Impact Analysis and Post Implementation Review processes in Australia” より

富士通総研作成

### c. 規制影響報告の作成に至る各段階<sup>11</sup>

各規制所管省庁は予備的アセスメントを行うに当たり、規制案の概要に加え、ビジネス・コミュニティ・個人といった社会への影響、規制導入に至るスケジュールを規制ベストプラクティス室に提出する。規制案の概要は規制導入により解決を目

<sup>11</sup> Australian Government, “Submitting your RIS assessment”  
(<https://www.cuttingredtape.gov.au/handbook/submitting-your-ris-assessment>)

指す問題、規制案の目的、他の政策オプションの概要等であり、ビジネス・コミュニティ・個人といった社会への影響は規制による影響や遵守コストの算出が該当する。これらの情報に基づき規制ベストプラクティス室は規制影響報告の作成の要否と作成が必要な場合には規制影響報告の分類を判断のうえ、助言する。

連邦政府の各規制所管省庁は原則として規制影響報告の作成が義務付けられている。ただし、緊急性が高く適切な規制影響報告の作成が困難である場合や、規制の対象がセンシティブな問題で事前の公表等が国益を棄損するような場合には首相の特権により規制影響報告を免除（Prime Minister's Exemption）することが可能である。これらの場合には各規制所管省庁の大臣から首相に対して要請することが必要である。ただし、その場合は施行後2年以内に実施後レビューを行う必要がある。

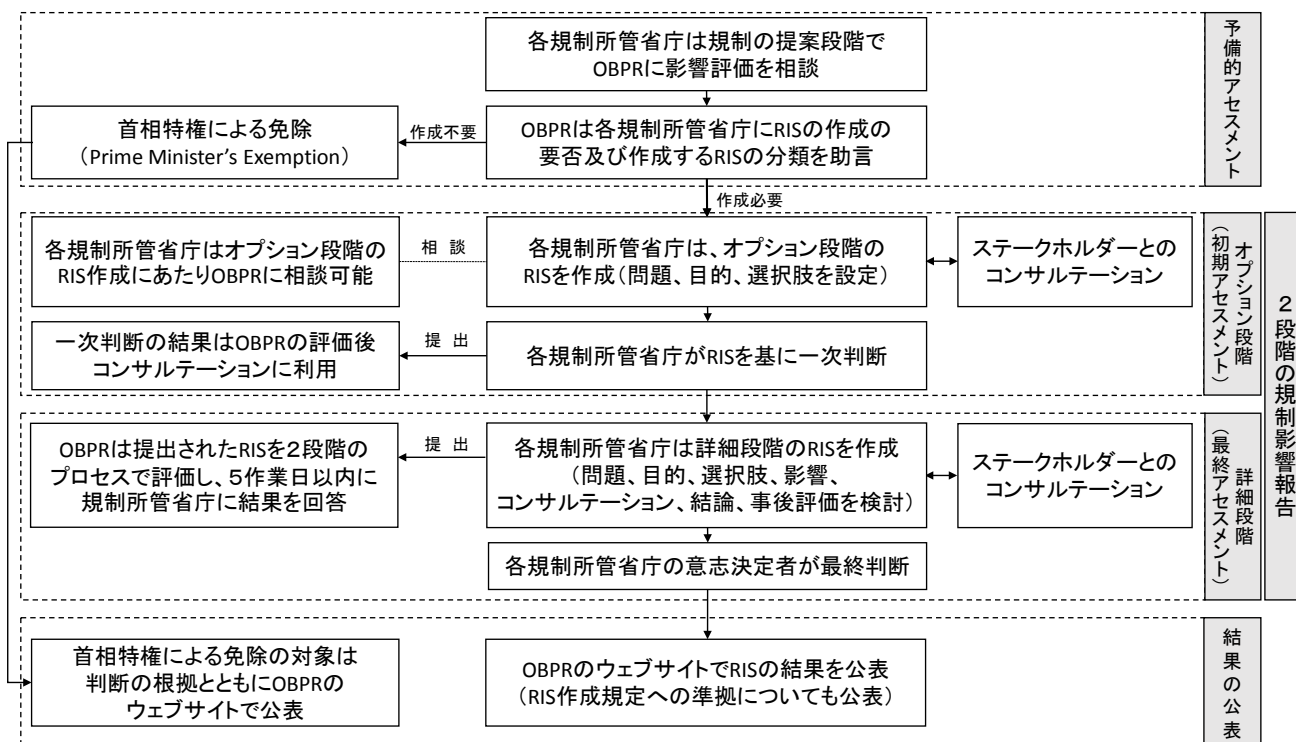
予備的アセスメントにおいて規制ベストプラクティス室が規制影響報告の作成が必要と判断した場合、各規制所管省庁は初期アセスメントに向けた規制影響報告を作成する。初期アセスメントに当たり、各規制所管省庁は規制影響報告の作成に関する7つの質問のうち、規制案導入により解決される問題をはじめとする4つの質問に対して回答を用意する。各規制所管省庁が作成した初期アセスメント段階の規制影響報告は、各規制所管省庁の長官レベルの承認を得た後に規制ベストプラクティス室に提出される。規制ベストプラクティス室は提出された規制影響報告を①規制案とその政策オプションの規制負担及び導入による削減可能な負担を正確に試算しているか、②規制案の導入により影響を受けるステークホルダーへのコンサルテーションが適切に計画されているかという2つの観点から評価する。また規制ベストプラクティス室は作成された規制影響報告が他の政策オプションを十分に検討しているかについても評価する。

最終アセスメントを行うに当たり、各規制所管省庁は規制影響報告の作成に関する7つの質問に対し回答を準備する。最終アセスメント段階では規制ベストプラクティス室は規制コストやコンサルテーションの実施予定に加えて、規制影響報告が各規制所管省庁の決定を支持するかという観点から評価する。最終アセスメントは2段階のプロセスから構成される。第1段階のプロセスでは作成された規制影響報告に対し、政府が設定する規制影響報告の作成要領に沿って実施しているか、規制コストの定量化等を含めた7つの質問に適切に回答しているかについて規制ベストプラクティス室がコメントする。また規制ベストプラクティス室は最終アセスメント段階の規制影響分析に初期アセスメントにおいて実施されたステークホルダーへのコンサルテーション結果が検討・反映されているかについても確認する。第1段階では各規制所管省庁は作成された規制影響報告を修正することが可能である。規制影響報告に改善が必要で、第2段階のプロセス開始までの期間が短い場合は規制ベストプラクティス室の確認結果が提出後の5作業日以内に送信される。

第2段階のプロセスでは規制影響報告が適切に実施され一貫性があるかという視

点で規制ベストプラクティス室により評価が行われる。評価はコンサルテーションの適切性や、非規制オプションを含む政策オプションが最低3つは検討されているか等が必要になる。規制ベストプラクティス室による評価は規制影響報告の提出後、5作業日以内に行われる。これらの規制影響報告の作成に至るまでの各段階の実施内容は以下の図表のとおりである。

図表 10：規制影響報告の作成に至る各段階の実施内容



“Best Practice Regulation Handbook” 等より富士通総研作成

#### d. 規制影響報告の活用

規制影響報告は規制所管省庁が準備し、閣僚から議会に提出される。議会に提出された規制影響報告は他の政治家も閲覧できるよう覚書として提示される。オーストラリア連邦政府議会上院には規制負担の削減を目的とした“Red Tape Committee”という委員会が設置されている。同委員会をはじめ議会における議論でも規制影響報告は活用されている。しかし、各規制所管省庁が作成する規制影響報告の評価が各省庁の政策決定にどの程度の効果を発揮しているかは整理されていない。

規制ベストプラクティス室は、各規制所管省庁が作成する規制影響報告の確認とともに、規制影響報告の作成における影響分析の方法やコンサルテーションの実施方法を改善するための情報を整理している。

#### e. 規制影響報告の公表

規制ベストプラクティス室が実施する規制影響報告の評価結果は年間60件に上り、

それらは首相内閣省のウェブサイトや年次報告書にて一般に公開される。また規制に関する情報発信の手段としては Twitter も活用されている。

## (イ) 政府間協議会による規制影響報告<sup>12</sup>

連邦政府だけでなく各州・準州政府、地方自治体等が関係する分野については政府間協議会が定める形式で規制影響報告が作成される。政府間協議会の対象となる政策は政府間協議会を構成する閣僚協議会 (Ministerial Council) が政策の導入や改善を行う。閣僚協議会が審議で決定した事項は基本的にオーストラリアにおける連邦、州・準州政府間に共通する規制や規則として解釈される。

政府間協議会による規制影響報告は2つの段階から構成される。第1段階では閣僚協議会が影響を受けるコミュニティに対してコンサルテーションを行うコンサルテーションの段階 (Consultation stage) である。コンサルテーションは通常2～3か月の期間を要する。第2段階では第1段階のコンサルテーションによる結果を規制影響報告に反映し、オーストラリアにおける各政府の意思決定者の判断を助ける意思決定段階 (Decision-making stage) である。意思決定者が最終判断した後には規制ベストプラクティス室が、政府間協議会として作成された規制影響報告を公表する。両段階を通じて規制ベストプラクティス室は①規制影響報告が政府間協議会のガイドラインに従って作成されているか、②規制影響報告の分析では経済的かつ社会的な影響を適切に考慮しているか、③規制影響報告が支持する政策オプションはコミュニティに対する純便益を明確に試算しているか、という観点から作成された規制影響報告に対して助言する。この意思決定段階には通常6～10か月の期間を要する。

---

<sup>12</sup> Department of the Prime Minister and Cabinet, “Best Practice Regulation A Guide for Ministerial Councils and National Standard Setting Bodies”  
([https://www.pmc.gov.au/sites/default/files/publications/COAG\\_best\\_practice\\_guide\\_2007.pdf](https://www.pmc.gov.au/sites/default/files/publications/COAG_best_practice_guide_2007.pdf))

Department of the Prime Minister and Cabinet, “Council of Australian Governments (COAG)”  
(<http://ris.pmc.gov.au/compliance-reporting/coag>)

「規制政策制度所管部門③ (首相内閣省【Office of Best Practice Regulation: OBPR】)」(別添資料)

図表 11: 政府間協議会による規制影響報告の流れ

① 閣僚協議会は規制影響報告（RIS）の作成の可否を規制ベストプラクティス室（OBPR）に相談
② 閣僚協議会は RIS 案を作成しコンサルテーションに向け公表する前に OBPR から助言
③ OBPR の確認を受けた RIS 案が公表
④ ステークホルダーに対するコンサルテーションを実施
⑤ コンサルテーションの結果を RIS 案に反映
⑥ OBPR は閣僚協議会が作成した RIS が政府間協議会（COAG）に提出される前に主に以下の 3 点を確認し、受領後 2 週間以内に回答。閣僚協議会は OBPR の助言を受け入れるかどうかを判断 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ COAG RIS ガイドラインに従って作成されているか</li> <li>・ 規制案の導入による経済的・社会的影響が考慮されているか</li> <li>・ RIS が支持する政策オプションでは純便益が示されているか</li> </ul>
⑦ COAG は閣僚協議会が OBPR の助言を採用していない場合に何らかの対応を実施
⑧ OBPR の評価と閣僚協議会の判断が連邦政府や各州・準州政府のウェブサイトで公表
⑨ 閣僚協議会の決定が COAG RIS ガイドラインと一貫性が取れていない場合、OBPR は首相内閣省の上級職員を通じて COAG に助言
⑩ 政府間協議会により最終的な決定が行われた後、RIS が公表

“Best Practice Regulation-A Guide for Ministerial Councils and National Standard Setting Bodies” より富士通総研作成

政府間協議会における規制影響報告では、作成された規制影響報告の質が低ければ規制ベストプラクティス室は関係する規制所管省庁と何度もやりとりを行う。そのため政府間協議会の規制影響報告では、規制ベストプラクティス室が門番としての役割を果たしているといえる。関係する規制所管省庁は規制ベストプラクティス室と規制影響報告の草案を少なくとも 2～3 回交わした後に規制影響報告を作成する。また、規制所管省庁が閣僚協議会に、作成した規制影響報告を提出するまでには規制ベストプラクティス室と 5～10 回のやりとりを繰り返す。これらの作業を完了させるには約 6 か月程度の期間が目安に設定されている。

政府間協議会における年間 15 件程度の規制影響報告が作成される。そのうち 2 件程度は、規制ベストプラクティス室が規制影響報告の作成基準に沿っていない、又は十分な分析ができていないと判断することがある。連邦政府が実施する規制影響報告は実施後レビューが必要な場合があるが、政府間協議会における規制影響報告では必要とされていない。

## イ 既存規制の見直しの仕組み<sup>13</sup>

### (ア) 実施後レビュー

オーストラリア連邦政府の各規制所管省庁は新規規制の導入や既存規制に変更等が行われた場合には実施後レビュー（Post-Implementation Review）を作成し、経済的な影響を評価することが求められる場合がある。実施後レビューの目的は規制の適切性を評価することである。実施後レビューは事前評価である規制影響報告の作成が十分でなかった規制を対象に実施される。実施後レビューが作成されるのは、規制策定時に規制影響報告が行われなかった場合や規制影響報告の質が低い場合、又は首相が規制影響報告を不要と判断し作成を免除した場合、規制の経済的な影響が非常に大きな場合である。

各規制所管省庁は実施後レビューの作成に当たり、規制が導入された当初の問題や目的を明らかにしたうえで根拠とともに規制の影響分析を行う。実施後レビューは規制影響報告の一環として位置付けられている。

実施後レビューの作成時期は以下の図表のように分類される。規制影響報告が適切に作成されていない場合には、規制導入後2年以内に実施後レビューの作成が必要である。次に規制ベストプラクティス室が規制の経済的な影響が深刻で広範囲に及ぶと評価するかどうかにより実施時期が分類される。経済的な影響が大きいと規制ベストプラクティス室が評価した場合、規制影響報告が規定どおりに作成されていれば、実施後レビューは規制導入後、5年以内に作成するよう求められる。経済的な影響の大きさに関わらず規制影響報告が規定どおり作成されていない場合には、関連する規制所管省庁の大臣が生産性に関する首相補佐大臣と実施後レビューの作成時期を話し合い決定する。規制ベストプラクティス室による規制影響報告の評価と実施後レビューの作成時期の分類は以下の図表のとおりである。

---

<sup>13</sup> Department of the Prime Minister and Cabinet, “Post-Implementation Reviews”  
([https://www.pmc.gov.au/sites/default/files/publications/017\\_Post-implementation\\_reviews\\_0.pdf](https://www.pmc.gov.au/sites/default/files/publications/017_Post-implementation_reviews_0.pdf))  
「規制政策制度所管部門③（首相内閣省【Office of Best Practice Regulation: OBPR】）」（別添資料）



図表 12: 規制ベストプラクティス室 (OBPR) による規制影響報告 (RIS) の評価及び  
実施後レビュー (PIR) 作成の必要性と時期

規制ベストプラクティス室による RIS の評価		PIR 作成の必要性と時期	
RIS が作成されている場合	経済的影響が大きい場合 (詳細型 RIS)	RIS が規定どおり作成されていない場合	関連する規制所管省庁の大臣と生産性に関わる首相補佐大臣が PIR の作成時期を決定
		RIS が規定どおり作成	規制導入後、5 年以内に PIR を作成
	経済的影響が深刻でない場合 (標準型 RIS)	RIS が規定どおり作成されていない場合	関連する規制所管省庁の大臣と生産性に関わる首相補佐大臣が PIR の作成時期を決定
		RIS が規定どおり作成	不 要
首相権限により RIS が免除又は RIS 作成規定に従って作成されていない場合	経済的影響が大きい場合 (詳細型 RIS)		規制導入後、2 年以内に PIR を作成
	経済的影響が深刻でない場合 (標準型 RIS)		規制導入後、2 年以内に PIR を作成

“Post-Implementation Reviews” より富士通総研作成

例外的に規制影響報告の質が非常に低い場合は、規制施行 2 年後に実施後レビューを行うことが義務付けられている。ただし、これまで規制影響報告の質が低いことを理由に実施後レビューの作成に至った例はない。首相による免除 (Prime Minister’s Exemption) により、規制影響報告が免除された場合も 2 年後に実施後レビューが作成される。経済的な影響が非常に大きな場合も施行 5 年後に実施後レビューが作成される。5 年後に行われた実施後レビューの例には炭素税の導入に関する規制がある。

規制影響報告の「経済的な影響の大きさ」を判断する明確な基準は設定されていない。そのため、経済的な影響の大きさは規制ベストプラクティス室の判断に基づくことになる。規制所管省庁は経済的な影響が限定的であるため、規制影響報告の作成が不要と申請する場合もあるが、規制ベストプラクティス室が補正することもある。

実施後レビューは規制影響報告と異なり、政策オプションではなく導入された規制が実施段階で社会にどのような影響を与えたかが焦点になる。特に規制影響報告で設定された目的と実施後レビューでの整合性が焦点である。実施後レビューの完了条件は規制ベストプラクティス室が作成された実施後レビューを「適切」と評価することである。実施後レビューは作成後、規制ベストプラクティス室の評価、規制所管省庁の大臣の承認を経て公表される。実施後レビューの完了条件は規制ベストプラクティス室による評価であるため、完了するまで継続する。

実施後レビューは、重複規制や改革可能な規制を見直すという規制負担の削減を焦点にしている。そのため、主に新規規制を対象にコストの削減を目的にする規制影響

報告とは異なる。規制影響報告は規制サイクル全体の効率性を向上させる取組である。

規制影響報告は年間 75 件、実施後レビューは年間 10 件程度作成されている。ただし、近年実施後レビューは減少傾向にある。これは前政権において、首相による例外措置により規制影響報告の作成が免除された例が多かったため、それを基にした実施後レビューも多かったことが理由である。また 2003 年に設置されたサンセットと呼ばれる時限的な見直し規定により、2015 年以降の規制は自動的に失効することになっている。そのため 2015 年以降は実施後レビューが実施される機会が減少している。

## (イ) その他の既存規制の見直し制度<sup>14</sup>

オーストラリアでは既存規制の見直しが行われており、見直しの制度には以下のような 5 つの制度が存在する。

- ① 既存の制度で定められたレビュー (Statutory Reviews)
- ② サンセットと呼ばれる時限的な見直し規定 (Sun-setting provisions in legislation) で定められたレビュー
- ③ 法規制の棚卸し (Public stocktakes of laws and regulations) による広範囲のレビュー
- ④ 生産性委員会によるレビュー (Productivity Commission reviews)
- ⑤ その他各規制所管省庁が独自に実施するレビュー (Ad hoc reviews)

これらの制度の中でサンセット (Sunsetting) と呼ばれる制度は、時限を決めて既存規制を強制的に見直す仕組みである。これは 2003 年の行政命令法 (Legislative Instruments Act 2003) により設置された制度で、国会や政府により設定された規制が 10 年後に自動的に無効になるということを定めている。政府は規制が無効になる前に廃止又は継続を判断するため評価を行う。

各規制所管省庁は既存規制がサンセット制度の対象となる際、ビジネス・コミュニティ・個人に対する影響として規制コストを定量化する必要がある。定量化は規制影響報告の作成の要否とは無関係に行われる。既存規制がサンセット後に再設置され、再設置される規制において規制コストが増加する場合、規制影響報告を作成し規制コストの減少について検討する必要がある。これらの結果は各規制所管省庁からそれぞれの省庁に存在する規制改革ユニットを通じて 4 半期ごとに規制ベストプラクティス室に報告される。サンセット制度が既存規制に適用される場合の規制影響報告の作成の必要性の分類は以下の図表のとおり。

<sup>14</sup> Department of the Prime Minister and Cabinet, “Sunsetting Legislative Instruments” ([https://www.pmc.gov.au/sites/default/files/publications/016\\_Sunsetting\\_2.pdf](https://www.pmc.gov.au/sites/default/files/publications/016_Sunsetting_2.pdf))

**図表 13：サンセット制度が適用される規制と  
規制影響報告（RIS）作成の必要性に関する分類（1000万豪ドルの規制の例）**

サンセットが適用される 規制の分類	RIS 作成の必要性	規制コスト	
		必要となる規制 コストの推計の 削減額	規制削減コス トの削減
規制がサンセットにより 廃止	RIS 作成は不要	基準なし	1,000 万豪ドル
規制がサンセットの適用 除外	RIS 作成は不要	基準なし	基準なし
規制がサンセット後に再 設置（再設置後の規制に大 幅な変更なし）	規制ベストプラクティ ス室（OBPR）による承認 又は RIS を作成	基準なし	基準なし
規制がサンセット後に再 設置（再設置後の規制では 規制コストの推計が 600 万 豪ドル減少）	RIS 作成が必要	基準なし	400 万豪ドル
規制がサンセット後に再 設置（再設置後の規制では 1,500 万豪ドル程度の規制 コストの推計が増加）	RIS 作成が必要（削減可 能な規制コストの推計 の特定が必要）	500 万豪ドル	基準なし

“Sunsetting Legislative Instruments” より富士通総研作成

サンセット制度とは別に、既存規制には個別に事後的にレビューを行うという規定が設けられている場合もある。この場合は定められた期間で該当する部分を見直し、連邦政府に報告する。該当する規制に関係する問題が単一の省庁だけでは解決が困難な場合は、第三者的な外部機関や生産性委員会に委託して業界を全体的な視野から評価を行うこともある。

## B) 規制策定側の業績評価の枠組み <sup>15</sup>

2014 年 3 月、生産性委員会はオーストラリア連邦政府の要請に従って規制所管省庁が取り組む規制者の監査方法を示したフレームワークを作成した。このフレームワークを基に、オーストラリア政府は 2014 年 10 月に規制者業績フレームワーク（Regulator Performance Framework）を作成した。規制者業績フレームワークは年間 10 億豪ドルに相当する不要で非効率的な規制を削減するための方針である。

<sup>15</sup> Australian Governemnt, “Regulator Performance Framework”  
[https://www.cuttingredtape.gov.au/sites/default/files/documents/regulator\\_performance\\_framework.pdf](https://www.cuttingredtape.gov.au/sites/default/files/documents/regulator_performance_framework.pdf)  
 「規制政策制度所管部門②（首相内閣省【Regulatory Policy and Review】）」（別添資料）  
 Department of the Prime Minister and Cabinet, “Reviewing Performance”  
[https://www.pmc.gov.au/sites/default/files/publications/RPF\\_Guidance\\_Note\\_Reviewing\\_Performance.pdf](https://www.pmc.gov.au/sites/default/files/publications/RPF_Guidance_Note_Reviewing_Performance.pdf)

規制者業績フレームワークは、①結果重視型の重要業績評価指標（Key Performance Indicator：KPI）、②規制の業績向上のための方法、③規制所管省庁が年次的に実施する業績の自己評価の外部検証プロセス、④3年ごとに実施される外部評価のプロセス、⑤連邦政府が選択する規制所管省庁の第三者機関に委託した外部評価の方法、という5つの要素から構成される。

規制者業績フレームワークでは、各規制所管省庁が作成した規制影響報告と実際の規制による成果を指標に自己評価を行う。機械的に設定される規制や首相権限による免除が承認された規制では規制影響報告が作成されないため、自己評価の対象とはならない。しかし、それ以外の規制では各規制所管省庁が作成した規制影響報告の質を自己評価する。規制者業績フレームワークにて設定される重要業績評価指標は以下の6つである。

- |   |
|---|
| KPI 1：規制策定側は、被規制者の効率的な事業を不必要に妨げていないか<br>KPI 2：規制策定側と被規制者の情報交換では透明性が確保されかつ対象が絞られたか<br>KPI 3：規制策定側の対応は規制リスクの大きさに比例した適切な規制となっているか<br>KPI 4：規制への遵守やモニタリング方法は合理化の上、被規制者と調整されているか<br>KPI 5：規制策定側は被規制者への対応においてオープンで透明性を確保しているか<br>KPI 6：規制策定側は規制枠組みの改善に継続的に寄与しているか |
|---|

規制者業績フレームワークは2015年7月から実施され、2015年度にフレームワークに準拠する連邦政府の規制所管省庁や第三者機関等の規制策定機関（Regulator）は80以上であった。これらの規制策定機関は2016年度では90以上あり、許可や認可・モニタリング・コンプライアンス・規制の執行・関連する規制のガイダンス作成等を行っている。省庁の再編等により新規に設置された規制所管省庁や政府間協議会に関する機関は例外的に除外されるが、ほぼ全ての規制所管省庁は6つの重要業績評価指標に準拠し、制度を運用する。ただし、各規制所管省庁は規制の負荷削減とともに負荷削減により生じる行政リスクについても考慮する必要がある。

規制者業績フレームワークに関連して首相内閣省から公表されているガイドラインでは同フレームワークに該当する規制策定機関や規制が記載されている。また業績の評価の根拠となる情報や規制実施に関する優良事例を示している。ガイドラインにはその他にも業績の定量化や定性化に関する助言や実施までのタイムフレームに関する情報が記載されている。

## C) 費用及び便益の測定

### ① 規制負荷の測定枠組み<sup>16</sup>

<sup>16</sup> Department of the Prime Minister and Cabinet, “Regulatory Burden Measurement Framework” ([https://www.pmc.gov.au/sites/default/files/publications/005\\_Regulatory\\_Burden\\_Measurement\\_Framework\\_4.pdf](https://www.pmc.gov.au/sites/default/files/publications/005_Regulatory_Burden_Measurement_Framework_4.pdf))

オーストラリア連邦政府は規制に関して、新規規制による負担は既存の規制負担を削減することで相殺するという方針を定めている。そのため、新規規制の設置や既存規制に変更が生じる際には、規制所管省庁は全ての規制コストを算出する必要がある。規制コストの算出は規制負荷測定フレームワーク（Regulatory Burden Measurement Framework）で定められた手順に従って定量化される。各規制所管省庁が算出した規制コストが年間 200 万豪ドルを超過する場合、規制ベストプラクティス室が規制コスト計算の適切性を評価する。反対に算出された規制コストが年間 200 万豪ドル未満の場合は各規制所管省庁が自己評価を行う。この仕組みは重要性の閾値（Materiality Threshold）と呼ばれる。

新規規制の設置や既存規制の変更で生じる規制コストと、これらにより変更前の規制から削減される規制コストは規制影響報告が作成されない場合にも算出する必要がある。算出されたコストは各規制所管省庁の規制改革ユニットを通じて首相内閣省に報告される。規制によるコストが変更前の規制から削減される規制コストを上回る場合、規制所管省庁は規制の目的等を明らかにし、規制の導入・変更について説得力のある理由を準備する必要がある。なお連邦政府の規制影響報告だけでなく、政府間協議会の規制影響報告の作成においても規制負荷測定フレームワークを用いて規制コストを算出する必要がある。

規制負荷測定フレームワークが定める主な規制コストは遵守コスト（Compliance costs）と遅延コスト（Delay costs）である。遵守コストとはモニタリングや行政手続から生じる行政手続コスト（Administrative costs）と規制目的を達成するために必要となる購入及び維持管理から生じる実質的な遵守コスト（Substantive Compliance costs）である。また遅延コストは手続きや承認の遅延から生じるコストを指す。規制影響報告の作成では機会コスト（Opportunity costs）、ベースラインコスト（Business-as-usual costs）、不遵守コストや執行コスト（Non-compliance and enforcement costs）等が考慮されることもあり得るが、これらは規制負荷測定フレームワークの対象とならない。

規制負荷測定フレームワークでは新規規制や既存規制の変更による規制コストの影響を年次単位で算出する。規制コストはビジネス・コミュニティ・個人への負担とその総合のコストを算出する。ただし、規制案の提示に当たっては 10 年の期間をベースとして年単位で規制コストを算出する。各規制所管省庁は、10 年以下又はそれ以上の期間で規制案を作成する場合、規制ベストプラクティス室から確認を受ける必要がある。

なお、各規制所管省庁は規制の提案時に、「政府による規制負荷測定ツール（Commonwealth Regulatory Burden Measure）」を利用して規制案とその政策オプションの概要や費用を比較することができる。同ツールは規制ベストプラクティス室のウェブサイト（<https://rbm.obpr.gov.au/>）に掲載されている。

## ② 規制コストの定量化

規制負荷測定フレームワークを用いた規制コストの定量化方法は大きく規制の分類と規制コストの算出、また削減可能な既存規制の負担の特定と首相内閣省への結果報告という4つの段階から構成される。

規制コストは初めにコストの性質により分類される。コストの性質は規制の開始段階に生じるコストか、又は実施段階で生じるコストという分類に加え、固定費か可変費かという要素で分類が行われる。規制コストはコストの性質で分類された後に行政コスト・実質的な遵守コスト・遅延コストの3つに分類される。分類された規制コストはそれぞれの分類で具体的な数値が算出されることになる。行政コストは労働コスト (Labor costs)、実質的な遵守コストは原価コスト (Purchase costs) として計算される。労働コストは作業に要する時間とコストから算出され、原価コストは購入する製品・サービスにかかる費用から算出される。遅延コストは規制の導入後の状況により行政コストと純粋な遵守コストのいずれにもなり得る。又は両方のコストに該当する可能性があることから算出が難しい。労働コスト及び原価コストの算出方法について整理した図表が以下である。

図表 14: 労働コスト及び原価コストの算出方法

### ○労働コスト

#### ・ビジネス、コミュニティの場合

労働コスト = 費用 (作業に必要な時間 × 作業コスト) × 作業量 (作業に要した時間 × ビジネス数、又はコミュニティ数 × 関係職員数)

#### ・個人の場合

労働コスト = 料金 (作業に必要な時間 × 作業コスト) × 作業量 (作業に要した時間 × 関係者数)

### ○原価コスト

原価コスト = 費用 (製品・サービス購入費用) × 作業量 (サービスに要した時間 × ビジネス数、又はコミュニティ数)

“Regulatory burden measurement framework guidance notes” より富士通総研作成

次に規制所管省庁は、新規規制の設置や既存規制の変更により既存規制における負担がどの程度削減されるかを算出する。算出方法は規制コストの算出方法と同様に規制負荷測定フレームワークを用いて算出される。最後に各規制所管省庁は算出された規制コストを首相内閣省に報告する。

規制負荷測定フレームワークにより最終的に推定規制負荷 (Regulatory Burden Estimate: RBE) を算出することができる。評価の具体的な事例は以下の図表のように表される。以下の図表は、新たな規制案がビジネスにおいて10年間で年平均40万豪ドルの既存規制コストを削減すると推定される場合の規制負荷を表している(コスト全体の変化は実際には減少した額を示す)。この場合は生じるコストが影響を与える分野とコスト全体の変化のみが記載され、規制負荷測定フレームワークの手順に従って評価される。

図表 15:規制負荷の推定(1)

ベースラインと比べた年間の平均規制コスト (Average annual regulatory costs (from business as usual))				
規制コストの変化 (百万豪ドル) (Change in costs (\$million))	ビジネス (Business)	コミュニティ (Community Organisations)	個人 (Individuals)	コスト全体の変化 (Total change in cost)
分類別の金額 (Total, by sector)	(\$0.4)	\$0	\$0	(\$0.4)

“Regulatory burden measurement framework guidance notes” より富士通総研作成

次に新規の規制案が 10 年間で年間 100 万豪ドルの規制コストを増加させる場合の推定規制負荷が以下の図表である。規制案により新たに負担が生じる場合、その負担が既存規制の負荷を削減することで、十分に相殺されていることを記載する必要がある。以下の図表では規制コストの増加分と同額の 10 年間で年間 100 万豪ドルの既存の規制負担が削減されている。この場合、規制コストの変化と相殺される既存規制のコストが記載され、新規に生じる規制コストが既存の規制コストの削減により相殺されていることを記載する必要がある。

図表 16:規制負荷の推定(2)

ベースラインと比べた年間の平均規制コスト (Average annual regulatory costs (from business as usual))				
規制コストの変化 (単位：百万豪ドル) (Change in costs (\$million))	ビジネス (Business)	コミュニティ (Community Organisations)	個人 (Individuals)	コスト全体の変化 (Total change in cost)
分類別の金額 (Total, by sector)	\$1	\$0	\$0	\$1
相殺される既存規制 コスト(単位：百万豪 ドル) (Cost offset (\$ million))	ビジネス (Business)	コミュニティ (Community organisations)	個人 (Individuals)	コスト全体の変化 (Total, by source)
担当の規制所管省庁 (Agency)	\$1	\$0	\$0	\$1
新規に生じる規制コストは全て相殺されているか (Are all new costs offset? ) <input checked="" type="checkbox"/> Yes, costs are offset <input type="checkbox"/> No, costs are not offset <input type="checkbox"/> Deregulatory—no offsets required				
新規の規制コストと削減される既存の規制コストの差額 (規制コストの変化－相殺される既存規制のコスト) = \$0 (Total (Change in costs – Cost offset) (\$million) = \$0				

“Regulatory burden measurement framework guidance notes” より富士通総研作成

## 第2章 オーストラリアにおける規制改革の歴史的経緯

### A) 2013年に設定された規制改革アジェンダの概要と成果

#### ① 規制改革アジェンダの概要<sup>17</sup>

2013年9月、オーストラリア連邦政府は規制による負担を削減し、規制策定の改善に向けたアジェンダを導入した。この連邦政府主導で導入された「規制改革アジェンダ (Regulatory Reform Agenda)」により、オーストラリアは政府全体を見渡した評価を行う仕組みや、行政の形式主義的な手続きであるレッドテープの削減に向けた方法を確立した。

規制改革アジェンダの骨子は、①ビジネス・コミュニティ・個人にかかる規制の遵守コストによる負担を毎年10億ドルずつ削減すること、②規制に関する意思決定が行われる場合には、規制・非規制の各選択肢の費用便益を計算し、規制影響報告 (Regulatory Impact Statement: RIS) を作成すること、③既存・新規規制のコストを計算する規制負担測定フレームワーク (Regulatory Burden Measurement Framework) を導入すること、④2014年までに既存の規制による負担を分析すること、⑤80以上の連邦政府の各規制所管省庁に規制者業績フレームワーク (Regulator Performance Framework) を導入することである。

規制者業績フレームワークの目的は規制負担の削減、ステークホルダーとの緊密な連携、リスクベースで比例原則に基づいた規制の策定、効率性・透明性の高い規制の運用及び継続的な改善に向けた方向性を設定する枠組みである。また規制改革アジェンダの導入に合わせて規制の影響評価の審査等を行う規制ベストプラクティス室が、首相内閣省に移管した。

2015年12月、オーストラリア連邦政府は規制の遵守コストによる負担を2016年には48億豪ドル削減することが可能であると発表した。規制の遵守コストによる負担は、2013年の規制改革アジェンダでは「3年間で少なくとも30億豪ドルの負担を削減する」ことが目標に設定されていたが、その目標値を上回ることになった。さらにオーストラリア連邦政府は2016年7月以降、国内のイノベーション、競争力、生産性及び経済成長性を向上させるため、規制改革アジェンダを強化する方針を発表した。ただし、オーストラリア連邦政府は規制の遵守コストの削減を焦点に規制改革を推進している。

---

<sup>17</sup> Department of the Prime Minister and Cabinet, “Regulatory Reform Agenda: Key Achievements (As at December 2015)”

(<https://www.pmc.gov.au/regulation/australias-approach-regulatory-reform/regulatory-reform-agenda-key-achievements-december-2015>)



## ② 規制改革の業績と現状 <sup>18</sup>

規制改革の導入当初はレッドテープの削減等を通じ、規制の遵守コストを年間 10 億豪ドルずつ削減することが主要な焦点であった。しかし、レッドテープの削減と、各規制所管省庁に規制改革の取組が浸透したことを受け、連邦政府は 2015 年 11 月に規制政策の方向性として生産性の向上を焦点に変更した。これらの 2013 年に導入された規制改革アジェンダに基づいた取組と 2017 年までの達成状況は以下の図表のとおりである。

**図表 17：2013 年の規制改革のアジェンダに基づいた取組  
及び 2017 年までの達成状況**

2013 年の規制改革アジェンダに基づいた取組	2017 年までの取組の達成状況
規制影響報告 (RIS) 作成の義務化	首相特権により除外された一事例を除き、国会に提出された全ての規制案には RIS が添付
連邦政府における規制負荷の棚卸し (Stocktake)	棚卸しにより年間 700 億豪ドルの規制負荷が存在することが判明
政府の規制遵守コスト年間 10 億豪ドル削減	2013 年以降、3 年間で約 58 億豪ドルの遵守コストが削減されたことが確認
連邦政府は各規制所管省庁の規制改革ユニットを通じ規制改革を推進	各規制所管省庁には規制改革ユニットが設置 (ただし、大部分の規制改革ユニットは、連邦政府に対する結果報告のみ実施)
閣僚補佐委員会 (Ministerial Advisory Council) を各規制所管省庁に設置	連邦政府は各規制所管省庁が規制の目的に沿った閣僚補佐委員会の設置に同意
各規制者による意向表明書の作成	意向表明書の作成が 2014 年に規定後、各規制所管省庁は必要に応じて再作成・修正を実施
規制者業績フレームワークの設定	規制者業績フレームワークの設定は完了し、2016 年末に第 1 回目の評価報告書が作成
年 2 回の規制廃止の日 (Repeal Days) の実施	連邦政府は 2 年間の実施後それ以上は不要と判断
政府間協議会 (COAG) における規制緩和の取組を協議	連邦政府は該当する州・準州政府等と個別に調整
第三者機関が規制改革アジェンダから 3 年後の経済的な影響を評価	オーストラリア国家監査局 (Australian National Audit Office: ANAO) が評価すべき対象として注目

出典：「オーストラリアインタビュー資料」等より富士通総研作成

<sup>18</sup> 「規制政策制度所管部門② (首相内閣省【Regulatory Policy and Review】)」(別添資料) Australian Governemnt, “Annual Red Tape Reduction Report 2015” ([https://www.cuttingredtape.gov.au/sites/default/files/files/2015\\_autumn\\_repeal\\_day\\_overview\\_fully\\_accessible.pdf](https://www.cuttingredtape.gov.au/sites/default/files/files/2015_autumn_repeal_day_overview_fully_accessible.pdf))

オーストラリア連邦政府は規制緩和に向けた取組を改善することを継続的に検討している。2015年11月には規制による負荷を削減する枠組みを新たに検討することを発表した。枠組みの変更にあたっては内閣が変更の導入を決定しない限り、既存の枠組みを継続するとされ、2015年から2017年までの時点では規制改革の方針は特に変更されていない。

### ③ 既存規制による負荷の概要と測定方法

#### ア 既存規制による負荷の概要<sup>19</sup>

2013年の規制改革アジェンダにおいて各規制所管省庁は既存の規制から生じる負荷を分析することが定められた。これは全規制・規則の棚卸し（"Taking Stock"）作業としてコンサルティング会社等の外部の力を借りることなく実施され、既存の規制負担額は規制の全体量を把握した後に、実際に利用者に調査を実施することで算出した。調査はサンプリング方式で50,000件に対して調査が行われた。

規制負荷の棚卸しの結果、年間700億豪ドルの規制負担が毎年発生していることが判明した。なお、この負担となる規制の84%が規則や行動規範といった準規制（Quasi-regulation）から生じていることも明らかにされた。オーストラリア連邦政府はこの棚卸しの結果を受け、規制による純コストの減少を図ってきたところ、2016年末までに58億豪ドルの減少を達成した（2014年には23億豪ドル、2015年には25億豪ドル、2016年には10億豪ドル）。この規制の棚卸しでは、各規制所管省庁は自身が主管する規制について影響を受けるステークホルダーに対してコンサルテーションを行いながら、規制改革に伴うリスクを管理している。

#### イ 既存規制による負荷の測定方法<sup>20</sup>

既存規制による負荷の棚卸しは規制監査（Regulation Audit）という呼ばれる方法で行われる。規制監査の目的は、各規制所管省庁の大臣に対して行政手続コストの削減の進捗状況を情報提供することや、どの規制の負担が大きく改善の余地があるかを明らかにすることである。規制監査の方法は、規制の数や種類を整理し負荷の大きさに応じてランク付けする段階と、全体の規制コストを決定する段階から構

---

<sup>19</sup> 「規制政策制度所管部門③（首相内閣省【Office of Best Practice Regulation: OBPR】）」（別添資料）

<sup>20</sup> Department of the Prime Minister and Cabinet, "Guidance to Support Implementing the Government's Regulatory Reform Agenda"  
(<https://www.pmc.gov.au/regulation/guidance-policymakers/guidance-support-implementing-government%E2%80%99s-regulatory-reform-agenda>)  
Department of the Prime Minister and Cabinet, "Regulation Audit-Cross Portfolio Regulation"  
(<https://www.pmc.gov.au/sites/default/files/publications/cross-portfolio-regulation.pdf>)

成される。

負荷の大きさに応じてランク付けする第1段階では、各規制所管省庁が規制の数と種類をカタログとして整理する。整理された規制は規制の複雑性や影響範囲等の基準から、負荷が高い（High）、中程度（Medium）、低い（Low）という3つの区分に分類される。分類された規制の負荷は閣僚補佐委員会や第三者機関が、分類が適切かどうかを確認する。

規制コストを決定する第2段階では、各規制所管省庁が規制の負荷が高い、中程度、低いと分類された各区分からサンプルを抽出し、それぞれのコストを算出する。コストの算出は規制負荷測定フレームワークに従って実施されることになる。次に規制の負荷による影響を把握するため、大臣補佐委員会や第三者機関によりコンサルテーションが実施される。

規制監査は、以上の段階を経て各規制所管省庁により年次規制緩和報告書（Annual Deregulation Report）として整理され、公表される。規制監査の結果は同時に各規制所管省庁から首相内閣省に対しても提出される。

## B) オーストラリアにおける規制改革の主な経緯及び取組の見直し

### ① 規制改革の主な経緯<sup>21</sup>

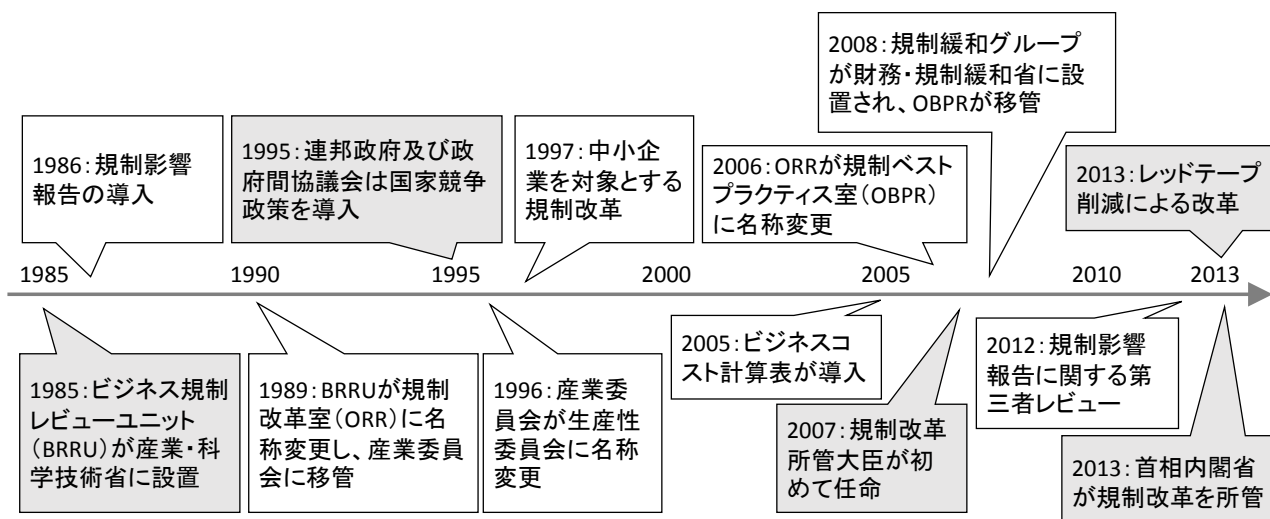
オーストラリアでは1986年に、規制導入に当たり、規制の影響分析を行う規制影響報告の作成を開始した。1997年には中小企業を対象とする規制改革が行われたが、規制改革に向けた本格的な取組は2007年の規制改革を所管する大臣の任命や2012年に行われた規制影響報告に関する第三者レビューの実施後から始まっている。

規制影響報告を所管する機関は1985年に産業・科学技術省に設置された後、生産性委員会、財務・規制緩和省を経て2013年の規制改革アジェンダの実施に伴い首相内閣省に移転された。2013年に至るまでのオーストラリアの規制改革の主な経緯は以下の図表のとおりである。

---

<sup>21</sup> Department of the Prime Minister and Cabinet, “Key Aspects of Australia’s Regulatory policy and Governance Arrangements”

図表 18 : 2013 年に至るまでのオーストラリアの規制改革の主な経緯



出典 : “Key Aspects of Australia’ s Regulatory policy and Governance Arrangements” より  
富士通総研作成

## ② 規制の影響分析に関する取組の見直し<sup>22</sup>

オーストラリアの規制の影響分析は規制改革アジェンダの導入前後でも改善に向けた見直しが継続的に行われている。2013年にはそれまで1段階のプロセスで実施されていた規制影響報告が、2段階のプロセスで実施されるようになるとともに、首相特権による免除が基準に従って実施されるよう規定された。これらの変更は2012年に実施された「オーストラリア連邦政府における規制の影響分析プロセスについての独立レビュー (Independent Review of the Australian Government’ s Regulatory Impact Analysis Proces)」の結果が反映されたことによるものである。

規制影響報告が2段階のプロセスで実施されるようになったのは、2010年に定められた1段階の規制影響報告ではビジネスやコミュニティへのコンサルテーションが十分でなかったと判明したことが主な理由である。2段階のプロセスはオプション段階と詳細段階の2つの段階から構成される。オプション段階ではコンサルテーション、課題・目的及びそれぞれの政策オプションの設定が実施され、詳細段階では政策オプションの影響分析、コンサルテーションとその結果を反映した推奨される政策オプションの特定、改善や見直しが行われる。

規制ベストプラクティス室は当初、各規制所管省庁が作成した規制影響報告の質によって強制的に差し止めを行う門番的機能を有していた。この門番的機能により、規制ベストプラクティス室が規制影響報告の質を担保する役割を担っていたが、現在では各規制所管省庁にその役割が移されている。そのため規制影響報告が作成規

<sup>22</sup> Australian Governemnt, “Regulatory Impact Assessment”  
(<https://www.cuttingredtape.gov.au/annual-reports/annual-deregulation-report-2014/regulatory-impact-analysis>)

定に準拠していない場合でも各規制所管省庁は意思決定者の判断を仰ぐことが可能である。ただし、規制ベストプラクティス室による規制影響報告の評価結果は規制影響報告の作成規定への準拠を含め首相内閣省のウェブサイトを通じて公開されることで、国民に対する説明責任は確保されている。

2013年にオーストラリア連邦政府が公表した「オーストラリア政府による規制のガイドライン (Australian Government Guide to Regulation)」では規制案の提示に当たっては規制を設置することを前提として作成するのではなく、規制コストを算出して規制コストが増加する場合には同程度の既存の規制コストが相殺されることを報告するよう定めている。合わせて首相特権による免除はこの基準に従って運用されるように設定されている。さらに2014年には規制影響報告の作成に当たり個人に対する影響も検討するよう定められるとともに規制コストの定量化や事後評価である実施後レビューの実施基準についても設定された。これらの近年の規制の影響分析に関する取組内容の推移は以下の図表のとおりである。

**図表 19：規制の影響分析に関する取組内容の推移**

実施年度	実施概要
2010年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 規制影響報告 (RIS) の作成開始：規制の影響分析は1段階で実施</li> <li>➤ 規制ベストプラクティス室 (OBPR) が門番 (Gatekeeper) として機能：規定に準拠していない RIS が作成された場合には OBPR が各規制所管省庁の意思決定者に渡らないよう差し止め</li> </ul>
2013年7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 規制の影響分析を2段階で実施 (オプション段階・詳細段階)</li> <li>➤ RIS が作成規定に準拠していない場合でも、OBPR の判断で各規制所管省庁は通常どおり意思決定者の判断を受ける対象とすることが可能</li> <li>➤ 第三者機関によるレビューを RIS の代わりに活用することが可能</li> <li>➤ 首相特権による免除 (Prime Minister's Exemptions) は定められた基準に準拠する場合のみ適用可</li> </ul>
2013年9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 内閣に提出する全規制案には RIS を添付</li> <li>➤ 新規の規制案における規制コストの定量化並びに新規の規制案により相殺される既存の規制コストの特定を義務付け</li> <li>➤ RIS の影響分析では新たに個人も分析対象に設定</li> </ul>
2014年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ OBPR は各規制所管省庁が RIS を作成する2度の段階である初期アセスメント (Early Assessment) 段階及び最終アセスメント (Final Assessment) 段階で公式に質を確認 (※2段階の影響分析における名称が変更)</li> <li>➤ RIS で検討される政策オプションは最も純便益が高い選択肢を推奨することが決定</li> <li>➤ 経済的な影響が大きな規制では実施後レビュー (PIR) を実施</li> </ul>

出典：“Regulatory Impact Analysis” より富士通総研作成

## C) 2012 年の外部評価の内容と対応 <sup>23</sup>

2012 年にはオーストラリアにおける規制の影響分析に関する方法について 2 つの独立レビューが実施された。第 1 のレビューは 2 人の学識経験者により実施された「オーストラリア連邦政府における規制の影響分析プロセスについての独立レビュー (Independent Review of the Australian Government's Regulatory Impact Analysis Process)」であり、オーストラリアにおける規制の影響分析の効果を分析した。オーストラリア連邦政府は当レビューの結果を受け、規制影響報告を 2 段階のプロセスで実施するよう変更した。

第 2 のレビューは、連邦政府の委託を受けて生産性委員会が実施したレビューであり、規制影響報告の作成時に設定される基準を検証したものである。当レビューは政府間協議会・連邦政府・州及び準州政府等が実施する規制の影響分析における基準を比較している。レビューの結果は、規制影響報告の作成に携わる関係者が他の実施例における優良要素を参考にできるよう 2012 年 12 月に公表された。同レビューは、規制の影響分析を行う際に根拠とするデータや、規制の影響分析を行う際の説明責任やコンプライアンスを確保する方法、並びに規制の影響分析において規制の制度自体の改善に繋がった要因等に焦点を当てている。また、規制の影響分析のプロセスで意思決定者はどのように関与しているかや、政府間協議会、連邦政府、各州・準州政府等における先進的な事例について紹介している。

第 2 のレビューが結論部分で示した事前評価と事後評価の連携による統一的な規制の影響分析の重要性は、2014 年にオーストラリア連邦政府において規制影響報告が実施された方法や、規制の経済的な影響に応じて実施後レビューの実施が決定されるという形で反映されている。

---

<sup>23</sup> Treasury, “Best Practice Regulation Handbook July 2013”

Department of Finance and Deregulation, “Independent Review of the Australian Government's Regulatory Impact Analysis Process”

([https://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=1&cad=rja&uact=8&ved=0ahUKEwi2\\_P6XpojWAhUDf7wKHfxqBYIQFggmMAA&url=https%3A%2F%2Fwww.governanceinstitute.com.au%2Fmedia%2F448441%2Ffinal\\_submission\\_independent\\_review\\_ria.pdf&usg=AFQjCNHpLjMcMG012Ut-tH96yIm-mCGiKA](https://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=1&cad=rja&uact=8&ved=0ahUKEwi2_P6XpojWAhUDf7wKHfxqBYIQFggmMAA&url=https%3A%2F%2Fwww.governanceinstitute.com.au%2Fmedia%2F448441%2Ffinal_submission_independent_review_ria.pdf&usg=AFQjCNHpLjMcMG012Ut-tH96yIm-mCGiKA))

Productivity Commission, “Regulatory Impact Analysis: Benchmarking”

(<http://www.pc.gov.au/inquiries/completed/regulatory-impact-analysis-benchmarking/report/ria-benchmarking.pdf>)

## 第3章 オーストラリアにおける規制の影響評価の優良事例

### A) 規制の影響評価の優良事例収集の観点

規制の影響評価の優良事例の収集に当たっては、以下の観点を基本に整理した。

#### ① 影響評価における定量・定性評価の質が高い事例

多くのエビデンスに基づいて金銭価値化を行うなど、影響評価における定量評価の質が高い事例は、影響評価手法自体の優良事例として位置付けることができる。

また、社会面における影響や環境面でのリスク等、定量化が困難な指標を可能な限り定量化し分野を超えた影響を比較した事例や、定量化が困難な事例では柔軟に定性評価を取り入れるなど、影響評価における定性評価の質が高い事例は、影響評価手法自体の優良事例として位置付けることができる。

#### ② 影響評価が意思決定に結び付いた事例

各規制所管省庁が提示した政策案に対し、影響評価を通じて政策オプションが選択された事例は、影響評価が意思決定に結び付いている優良事例として位置付けることができる。

### B) 規制の影響評価の優良事例

#### ① 規制影響報告の優良事例

規制影響報告の優良事例については定量・定性評価の質が高い事例として財務省及び雇用省の事例を抽出した。これらの事例は両方とも最終段階の規制影響報告まで実施されている。

#### ア オーストラリアへの海外投資強化に向けたフレームワーク(財務省)<sup>24</sup>

##### (ア) 本事例の概要

影響評価における定量・定性評価の質が高い事例として、2015年に財務省により

---

<sup>24</sup> Department of the Prime Minister and Cabinet, “Regulation impact statement - Foreign investment proposals”  
(<http://ris.pmc.gov.au/sites/default/files/posts/2015/09/Foreign-investment-reforms-RIS-web-accessible.pdf>)  
Department of the Prime Minister and Cabinet, “Regulation Impact Statement - Second-pass final assessment - Reforms to Strengthen Australia’s Foreign Investment Framework”  
(<http://ris.pmc.gov.au/sites/default/files/posts/2015/09/20150804-OBPR-second-pass-assessment-letter.pdf>)  
Department of the Prime Minister and Cabinet, “Regulation Impact Statement - final assessment second pass”  
([http://ris.pmc.gov.au/sites/default/files/posts/2015/09/290715-Final-Assessment-RIS-Second-pass\\_certification-letter.pdf](http://ris.pmc.gov.au/sites/default/files/posts/2015/09/290715-Final-Assessment-RIS-Second-pass_certification-letter.pdf))

実施された「オーストラリアへの海外投資強化に向けたフレームワーク (Strengthening Australia's Foreign Investment Framework)」の規制影響報告が挙げられる。これはオーストラリアに対する海外投資が増加するに従って、海外投資がオーストラリア経済にどのような影響を与えるかについて地域コミュニティで懸念が広がったことから規制の影響分析が行われた。特に農業・住宅投資の分野において外国人が所有する資本率等のデータを政府が管理していなかったことが地域コミュニティの懸念であった。

この懸念を解消するため、海外投資に関係する政策を所管する財務省が規制影響報告を作成した。この規制影響報告により提示された規制案では、財務省は年間52,000 豪ドルの新規規制コストが生じると算出した (図表 20 の選択肢全体の規制コストの変化: \$0.052m)。しかし、同時にこの新規規制コストを上回る既存規制コストの削減 (図表 20 の財務省の算出したビジネスへのコスト: - \$13.4m) が可能であり、全体的にはコストを相殺できるという結論に至った。新規規制による規制コストが相殺できると結論付けられたことで、新たに規制を行うという政策オプションが選択された。これは規制影響報告が、規制の改正に繋がった事例である。また、当該規制影響報告は規制ベストプラクティス室による確認を受けている。

2015年8月、この規制影響報告に基づき、オーストラリアでは「外資買収規制に関する2015年の改正 (Foreign Acquisitions and Takeovers Legislation Amendment Bill 2015)」が行われた。同規制の改正では、住宅投資に関する外国資本の管理を行う権限を財務省からオーストラリア国税庁 (Australian Taxation Office: ATO) に移譲することや、農業分野における外国資本の参入を政府が確認する閾値となる資本規模を下げる等の改正が行われている。

## (イ) 本事例の優良要素

本事例において検討された政策オプションの第1の選択肢は既存の規制を変更しないというものである。第2の選択肢は「農地 (Agricultural land)」の定義を変更するという方法である。第2の選択肢では既存の外資規制の枠組みにおいて、農地が定義されていなかったことから、「農村部 (Rural land)」を農地とする場合やビジネス利用される土地を農地と定義するという方法が検討された。第3の選択肢は農業ビジネスに投資する外国資本の金額から政府がスクリーニングを行う閾値を設定するという方法である。第4の選択肢は外国資本による投資に対して申請費用を設定するという方法である。第5の選択肢は罰則規定を強化し、政府による強制執行の範囲を拡大するという方法である。次に第6の選択肢は政府がコミュニティに外国投資の利点を説明し、説得するキャンペーンを行うという方法である。第7の選択肢はオーストラリア統計局 (Australia Bureau of Statistics: ABS) が調査手法を改善するという方法である。第8の選択肢は1970年代以降改正されていなか



った外資投資の枠組みに関する規制を単純化することで、行政手続を削減するという方法である。

財務省はこれらの計8つの選択肢について規制負荷測定フレームワークを用いて、規制コストを定量化した。この規制影響報告において行われた新規規制に生じるコストと相殺することが可能な既存規制コストの定量化は以下の図表のとおりである。以下の図表に記載のポートフォリオ内の相殺コストはこれまで財務省が行っていた行政手続をオーストラリア統計局が代行することで削減されるコストである。

**図表 20：規制の影響分析に関する取組内容の推移**

ベースラインに比した年間の平均規制コスト				
規制コストの変化 (100万豪ドル)	ビジネスへのコスト	コミュニティへのコスト	個人へのコスト	コスト全体の変化
第1の選択肢	\$1.2m			\$1.2m
第2の選択肢	-	-	-	\$0m
第3の選択肢	\$0.05m			\$0.05m
第4の選択肢	\$0.008m		\$0.108m	\$0.117m
第5の選択肢	-	-	-	\$0
第6の選択肢	-	-	-	\$0
第7の選択肢	-	-	-	\$0
第8の選択肢	-\$1.5m			-\$1.5m
選択肢全体	-\$0.085m		\$0.137m	\$0.052m
ポートフォリオ内の相殺コスト	ビジネスへのコスト	コミュニティへのコスト	個人へのコスト	コスト全体の変化
財務省	- \$13.4m	-	-	- \$13.4m
新規規制コストは相殺されたか？				
<input checked="" type="checkbox"/> 相殺された <input type="checkbox"/> 相殺されていない <input type="checkbox"/> 相殺の必要なし				
全体（規制コストの変化 - 相殺されるコスト）（百万豪ドル） = - \$13.35m				
備考：既存制度の改正で、財務省のポートフォリオ内で規制コストが相殺されることが確認				

出典：“Regulation impact statement - Foreign investment proposals” より富士通総研作成

以上の結果から、第3の選択肢である新規の規制によりコストは生じるものの、それを上回る既存の規制コストを削減することが可能であることが確認された。また、スクリーニングの閾値が改正された。本事例は新規規制によって新たなコストが生じる場合でも、新規規制により発生するコスト以上に既存規制コストを削減することが可能であることを規制影響報告により説明した事例である。これは規制影響報告の作成が、既存規制の改正につながったことから優良な事例であるといえる。

## イ 雇用サービスに関する 2015 年度の規制影響報告(雇用省)<sup>25</sup>

### (ア) 本事例の概要

影響評価により当初想定した結論と異なる政策オプションを選択した事例として 2015 年 7 月に雇用省により実施された「ジョブアクティブ (Jobactive)」と呼ばれる新たな雇用サービスの導入に関わる規制影響報告が挙げられる。本事例では主に雇用者側に発生する行政手続や被雇用者への影響を評価している。雇用省はこの新たな雇用サービスの導入に際し、既存の制度を一部変更するという選択肢を採用することで、新たなモデルの規制コストは、年間 19 億 7,100 億豪ドルとなると算出した。これにより、既存の制度を一部変更する政策オプションの方が現状の既存規制を維持するよりも、6,210 万豪ドルの負担削減が可能と試算された。当規制影響報告の結果は規制ベストプラクティス室から確認を受けている。

### (イ) 本事例の優良要素

本事例では規制影響報告の作成に当たり、以下の 3 つの政策オプションが検討された。第 1 の選択肢は現状維持で、第 2 の選択肢は政府機関への申請時等に必要な行政手続を改正し、現状の手続きを緩和することである。最後の第 3 の選択肢は求職に関する制度を民間が主体的に運用する方向に移行し、政府は求職者を援護する組織等に財政支援等を通じて代替的に支援するという方法である。雇用省はこれらの 3 つの選択肢について規制負荷測定フレームワークによる定量化の実施に加え、以下の図表のような項目を焦点に各政策オプションの利点及び課題を定性的に評価した。

---

<sup>25</sup> Department of the Prime Minister and Cabinet, “Employment Services 2015 Regulation Impact Statement”

(<http://ris.pmc.gov.au/sites/default/files/posts/2016/02/Employment-Services-2015-RIS.pdf>)

Department of the Prime Minister and Cabinet, “Regulation Impact Statement - Employment Services 2015 - Final costings”

(<http://ris.pmc.gov.au/sites/default/files/posts/2016/02/Employment-Services-2015-RIS-Deputy-Secretary-Letter.pdf>)

Department of the Prime Minister and Cabinet, “Regulation Impact Statement - Final assessment - Employment Services 2015”

(<http://ris.pmc.gov.au/sites/default/files/posts/2016/02/Employment-Services-2015-RIS-OBPR-Final-Assessment-Advice.pdf>)

図表 21：各政策オプションにおける利点及び課題の検討の焦点に設定された項目

- ① 仲介する民間事業者へのインセンティブ (Incentives for providers)
- ② 仲介する民間事業者に対するコンプライアンスや行政負担による影響 (Compliance/red tape impact for providers)
- ③ 労働市場の安定性：雇用分野面 (Market stability: number of employment regions)
- ④ 労働市場の安定性：仲介者 (Market stability: providers)
- ⑤ 政府と契約する仲介者の管理 (Management of contracted providers)
- ⑥ 雇用サービスの利用方法 (Approach to servicing)
- ⑦ サービスを通じて実現した雇用の成果 (Employment Outcomes)
- ⑧ 全般的な雇用者への影響 (Impact on employers)
- ⑨ 雇用者への影響：規制面 (Impact on employers: regulation)
- ⑩ 求職者への影響：サービス面 (Impact on job seekers: servicing)
- ⑪ 求職者への影響：規制面 (Impact on job seekers: regulation)
- ⑫ コミュニティへの影響 (Impact on the community)
- ⑬ 政府への影響 (Impact on the Government)

出典：“Employment Services 2015 Regulation Impact Statement” より富士通総研作成

これらの項目に対して作成された定性的な評価はコンサルテーションの結果も含めて妥当性が検討された。第1の選択肢である現状維持は雇用サービスに関するプログラムの複雑性の改善には繋がらないことから除外された。また第3の選択肢は行政手続等による規制コストを大幅に削減することが可能である。しかし、委託を受ける民間事業者により紹介可能な求職分野に差が出ることから労働市場の安定性や求職者の機会を制限してしまうという結果が導かれたことから除外された。これらの結果を受け、雇用省は第2の選択肢である既存の制度の一部変更を最も推薦されるべき政策オプションとして結論付けている。

本事例では新たな規制案の導入に当たり、最も規制コストを削減する政策オプションについても考慮された。しかし、規制負荷削減フレームワークを用いた規制コストの定量化に加えて定性的な評価を行った結果、市場への影響とともに雇用者や被雇用者など個人に対する影響を考慮し、規制緩和を限定するという政策オプションを選択するに至った。本事例は影響の範囲や影響を受ける主体を様々な側面から評価した優良な事例であるといえる。

## ② 実施後レビューの優良事例

### ア タバコパッケージの簡略化に関する実施後レビュー(保健省)<sup>26</sup>

#### (ア) 本事例の概要

定量・定性評価の質の高い事例として2016年2月に公表された、保健省のタバコのパッケージの簡略化に関する実施後レビューが挙げられる。この実施後レビューは2010年4月に導入が決定され、2012年12月から施行されたタバコのパッケージ

<sup>26</sup> Department of the Prime Minister and Cabinet, “Tobacco Plain Packaging Post-implementation Review” (<http://ris.pmc.gov.au/2016/02/26/tobacco-plain-packaging>)

の簡略化及び標準化に関する規制を対象にしている。このタバコのパッケージの簡略化に関する規制は導入時に規制影響報告が適切に作成されたが、規制影響報告の最終案が確定する以前に導入が決定された。本事例では規制影響報告が規定に従って作成されていたことから、経済的影響が大きく5年以内に実施後レビューを行う対象となった。

保健省が作成した本事例の実施後レビューは規制ベストプラクティス室から作成規定に遵守していると確認を受けている。実施後レビューは喫煙率の減少を目的に導入したタバコのパッケージ簡略化に関する規制が目的に適う成果を上げているか、また効果・効率の視点から成果に見合う妥当な規制かを評価した。

### **(イ) 本事例の優良要素**

本事例における実施後レビューではタバコパッケージに関する規制により業界が負担する遵守コストを規制負担測定フレームワークにより評価した。評価の結果、タバコ業界は製造・輸入・販売等の関係事業者に年間739万豪ドルの規制負担が生じていることが明らかになった。

このタバコパッケージの簡略化に関する規制により得られる利益は、個人の健康に与える影響等の要素を考慮すると完全に金銭価値に換算することはできない。しかし、喫煙者の減少という点では2012年に同規制が導入されて以降、実施後レビューの作成時点で追加的に0.55%の減少が確認された。喫煙率は規制の導入前から減少傾向にあったが、2012年の規制導入により、規制を導入しなかった場合の減少率と実際の減少率が統計分析により確認された。また、この規制影響報告は0.07%の喫煙者の減少により、年間およそ2億7,300万豪ドルの健康上の利益が生じると試算し、効率的・効果的に規制が運用されていると結論付けた。

本事例はタバコのパッケージ規制にかかる規制遵守コストと、この規制導入の達成目的である喫煙率の減少について関連するデータを収集し、統計分析を行うことで、健康上の利益という金銭価値に換算することが困難な対象を定量化したことから優良な事例であるといえる。

## イ 公正労働法の改正(雇用省)<sup>27</sup>

### (ア) 本事例の概要

影響評価が意思決定に結びついた事例として、2017年2月に公表された雇用省の2013年の「公正労働法の改正(Changes to the Fair Work Act)」に関する実施後レビューが挙げられる。これは、事後評価により効果が上がっていない項目を廃止するという結論に至った事例である。この実施後レビューは2013年2月から3月にかけて行われた公正労働法の改正を対象にしている。本事例では時の連邦政府が首相権限により規制影響報告の作成を免除したことから2年以内に実施後レビューを実施する対象となった。なお、2013年の改正は2014年1月から施行されている。

本事例における実施後レビューは公正労働法の改正がその対象である国民に利益となっているかを評価した。評価の対象となった公正労働法の改正条項は労働環境や就職支援に関する相談等である。この実施後レビューは、これらの改正条項により生じる純便益と規制コストから妥当性を検討している。改正された条項の多くは純便益という形で成果を上げていることを明らかにしたが、改正条項の中には規制コストが大きいにもかかわらず成果を上げていないものがあり、雇用省は廃止の必要があると結論した。なお、この実施後レビューでは新規規制から生じるコストが年間200万豪ドル以下であると算出されたことから、定量化については規制ベストプラクティス室の確認を受けず、雇用省が自己評価により実施した。

### (イ) 本事例の優良要素

本事例における実施後レビューは2013年に行われた公正労働法の改正を評価したものである。2013年に改正された条項において特に規制コストが生じ、成果を上げていないと結論付けられたのは労働組合の権利に関する条項である。

2013年の改正条項で設置された規定の一つに遠隔地に居住するオーストラリア労働組合評議会(Australian Council of Trade Unions: ACTU)の職員に連邦政府が移動手段や、居住地を用意するというものがある。2013年の改正時点では、この規定は労働組合の活性化により被雇用者の意見をより反映させることができると主張された。改正時点ではそれを評価する十分なデータがなかったことから導入に至った。しかし、実施後レビューにより、年間平均57万7,000豪ドルの規制コストが生じることが確認されたことで、負荷が大きく実用的ではないと結論された。

---

<sup>27</sup> Department of the Prime Minister and Cabinet, “Post-implementation review of the Fair Work Amendment Act 2013 (1 January 2014 provisions)”

([http://ris.pmc.gov.au/sites/default/files/posts/2017/02/pir\\_-\\_ch\\_i\\_-\\_fair\\_work\\_amendment\\_act\\_2013.pdf](http://ris.pmc.gov.au/sites/default/files/posts/2017/02/pir_-_ch_i_-_fair_work_amendment_act_2013.pdf))

Department of the Prime Minister and Cabinet, “Chapter II – A right of recourse for workplace bullying Post-implementation review of Part 6-4B of the Fair Work Amendment Act 2013”

([http://ris.pmc.gov.au/sites/default/files/posts/2017/02/pir\\_-\\_ch\\_ii\\_-\\_fair\\_work\\_amendment\\_act\\_2013.pdf](http://ris.pmc.gov.au/sites/default/files/posts/2017/02/pir_-_ch_ii_-_fair_work_amendment_act_2013.pdf))

次に規制コストが高く非効率的であると結論されたのは、公正労働委員会（Fair Work Commission：FWC）が労働組合の集会の実施可否を決める権限を保持するとしていた規定である。この条項では生産性委員会による調査も実施され、最終的に公正労働委員会が会合の実施を許可する条件を厳しくすることが望ましいという結論に至った。

本事例は実施後レビューにより一旦施行されていた項目の早期の見直しに繋がった点で優良な事例であるということが出来る。

## 第4章 日本における規制の政策評価の課題とオーストラリア

### からの示唆

日本における規制の政策評価の課題とオーストラリアにおける規制の政策評価事例から得られる参考要素との対応関係を整理するため、規制改革方針面・規制策定プロセス面・組織の権限設定面・職員スキル面・インセンティブ面の観点から以下図表のとおり整理した。なお参考情報として、平成27年度調査である「英国における規制の政策評価に関する調査研究報告書」及び平成28年度調査である「欧州連合（EU）における規制の政策評価に関する調査研究報告書」より、得られたそれぞれの事例からの示唆を合わせて示した。

図表 22：日本における規制の政策評価の課題とオーストラリアからの参考要素

観点①：規制改革方針	
日本における現状・課題	オーストラリアからの参考要素
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 政治的特定テーマが挙げられ、その中で規制改革方針が決定（事前評価は特に方針なし）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規制改革アジェンダを設定し、規制遵守費用を毎年10億豪ドル削減</li> <li>● 2013年の規制改革では既存規制による負荷の棚卸しを実施</li> </ul>
EUからの示唆（平成28年度参考）	英国からの示唆（平成27年度参考）
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済・社会・環境の観点による、統合的アプローチが大前提</li> <li>● 各規制所管総局によって、それぞれの観定の軽重は異なる形で導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業規制の徹底的緩和が大前提（例：100億ポンドの規制負担削減）</li> <li>● 各省庁の特性や第三者評価機関である規制政策委員会の専門性により、一定の社会的・環境的観点等による規制改革方針が導入</li> </ul>

<b>観点②：規制策定プロセス</b>	
<b>日本における現状・課題</b>	<b>オーストラリアからの参考要素</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規制策定プロセスにおける、評価書活用 の不在</li> <li>● 検討会・審議会等による検討時やステ ークホルダーからの意見聴取時に評価 書の活用なし</li> <li>● 途中段階の差戻し機能なし</li>   <li>● これまで事前評価と事後評価の連携な し</li>   <li>● 規制の政策評価に関するガイドラインは 存在</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規制策定プロセスにおける、評価書活 用の存在</li> <li>● ステークホルダーからのコンサルテーシ ョンを踏まえた規制影響評価（報告）</li>   <li>● 規制ベストプラクティス室に差戻し機能 はないが評価・分析結果の公開による 抑止力が存在（各規制所管省庁は予 備的アセスメントの段階から OBPR に規 制影響報告の作成について相談）</li> <li>● 事後評価は、事前評価が実施されてい ない場合や、規制の経済影響が重大な 場合のみ実施</li> <li>● 規制ベストプラクティス室が評価結果を 一元的に確認し、ウェブサイトで公表</li> <li>● 規制に対する政府の方向性を示した ガイドライン（"The Australian Government Guide to Regulation"）や 規制の成果や負担を示したフレームワ ーク（"Regulator Performance Framework" 及び "Regulatory Burden Measurement Framework"）によるガイ ダンス機能の充実</li> </ul>
<b>EU からの示唆（平成 28 年度参考）</b>	<b>英国からの示唆（平成 27 年度参考）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規制策定プロセスにおける評価書活用 の存在</li> <li>● ステークホルダーからのコンサルテーシ ョン時には評価書を活用し検討</li> <li>● 途中段階に規制精査委員会の意見提 示で「ポジティブ」「ネガティブ」チェック</li> <li>● 事前評価時の事後評価項目の連動</li> <li>● 事務総局による提案管理システム（アジ ェンダプランニング）の存在</li> <li>● 提案を作成する際の検討すべき観点を 網羅した Better Regulation Toolbox の 存在によるガイダンス機能の充実</li> <li>● 欧州委員会作業プログラムで規制全体 を整理・優先順位付けし、各規制担当 総局が効率的に規制立案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規制策定プロセスにおける評価書活用 の存在</li> <li>● ステークホルダーからのコンサルテーシ ョン時には評価書を活用し検討</li> <li>● 途中段階の規制について、政策委員会 審査に強力な差戻し機能が付加</li> <li>● 事前評価と事後評価の連動</li> <li>● 規制所管省庁に、より良い規制プロセ ス管理の情報が一元化されたポータル サイトやプロセス管理システム導</li> <li>● Impact Assessment Calculator などの 表計算ソフトフォーマットや The Green Book に示される基準となる数値の存在 によるガイダンス機能の充実</li> </ul>



**観点③：組織の権限設定**

日本における現状・課題	オーストラリアからの参考要素
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定テーマの規制改革は内閣府の規制改革推進会議が担当</li> <li>● 規制の事前評価制度全体は総務省行政評価局が担当</li> <li>● 各省庁規制所管部門は評価書作成、総務省行政評価局は事後に評価書を確認(メタ評価)</li> <li>● 実際に実施されている規制の運用監査は総務省行政評価局(評価監視機能で一部フォロー)</li> <li>● 第三者評価機能を持つ組織として会計検査院が存在</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規制政策制度全体は首相内閣省の規制政策所管部門(規制ベストプラクティス室含む)が担当し、各規制所管省庁の規制改革部門と連携</li> <li>● 各規制所管省庁の規制改革部門が影響評価書を作成し、規制ベストプラクティス室が評価の質を確認</li> <li>● 首相内閣省に存在する規制ベストプラクティス室が規制影響報告の質を確認(拒否権はなし)</li> <li>● 生産性委員会や会計検査院といった独立した第三者評価機能を持つ組織が存在</li> </ul>
EUからの示唆(平成28年度参考)	英国からの示唆(平成27年度参考)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規制政策制度全体は事務総局の作業プログラム担当が実施</li> <li>● 規制の事前評価制度は事務総局の影響評価担当が実施、事後規制・既存規制評価は事後評価・REFIT担当が実施</li> <li>● 各総局規制所管部門は評価書作成(場合によっては委託)、より良い規制ユニットは総局内検証、規制精査委員会は第三者評価(意見提示機能)実施</li> <li>● 欧州議会事務局に事前評価担当と事後評価担当が存在</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規制政策制度全体は内閣の規制削減小委員会が担当(内閣のガバナンス)</li> <li>● 規制の事前評価制度を含む全体をより良い規制事務局が担当、既存規制改革はCutting Red Tapeが担当</li> <li>● 各省庁規制所管部門は評価書作成、より良い規制ユニットは省庁内検証、規制政策委員会は第三者評価(差戻し機能)を実施</li> <li>● 実際に実施されている規制の運用監査はより良い規制運用事務局が実施</li> </ul>

**観点④：職員スキル**

日本における現状・課題	オーストラリアからの参考要素
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規制所管省庁内に、影響評価の検証スキルを保有した職員が不在</li> <li>● 規制の事前評価制度全体を所管する総務省行政評価局内に、影響評価の検証スキルを保有した職員が不在</li> <li>● 総務省行政評価局の政策評価研修において研修メニューあり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規制所管省庁の規制改革部門には、影響評価の検証スキルを保有した経済学・社会調査を専門とする職員が存在</li> <li>● 第三者評価機関である生産性委員会内に影響評価の検証スキルを保有する経済学者・社会調査学者の存在</li> <li>● 影響評価をはじめとした規制改革に向けた研修メニュー(オンライン研修等)が存在し、規制所管省庁によっては省庁独自の研修も実施。また検証スキル教育の一環として規制ベストプラクティス室等との人材交流あり</li> <li>● 規制に関する情報は規制ベストプラクティス室で一元化。2013年の規制改革直後は情報交換・共有に力点(各組織の自立とともに徐々に回数は減少傾向)</li> </ul>
EUからの示唆(平成28年度参考)	英国からの示唆(平成27年度参考)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規制所管総局により影響評価の検証スキル保有者の有無に違いあり</li> <li>● 第三者評価機関である規制精査委員会内における影響評価検証スキルを保有した外部委員の存在</li> <li>● 影響評価をはじめ、より良い規制に向けた研修プログラムの存在(コンサルテーション・事後評価等が対象)</li> <li>● 影響評価作業部会やステークホルダーコンサルテーションネットワーク等による情報交換・共有の仕組みあり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規制所管省庁内に影響評価の検証スキルを保有した経済学者・社会調査学者の存在</li> <li>● 第三者評価機関である規制政策委員会内に影響評価の検証スキルを保有した経済学者・社会調査学者の存在</li> <li>● 影響評価をはじめ、より良い規制に向けた人材スキル定義と、研修メニューの存在</li> <li>● 各省庁の情報共有や共通課題解決のため、より良い規制ユニット会議を週1度実施</li> </ul>

<b>観点⑤：インセンティブ</b>	
<b>日本における現状・課題</b>	<b>オーストラリアからの参考要素</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規制影響評価の作成は必要だが、法律の場合、閣議決定までに評価書を公開すれば良いため、評価書を早く作成するインセンティブはなし(規制の新設審査や機構・定員査定とも実質的な連動なし)</li> <li>● 各規制所管省庁内の政策評価課のガバナンスも乏しく、早く作成するインセンティブなし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 予備的アセスメント及び二段階の影響分析のプロセスが存在するが、何れのプロセスでも規制影響評価(報告)の作成が義務付け</li> <li>● 各規制所管省庁が規制影響分析(報告)を手続きどおりに作成しているか、また作成された規制影響評価(報告)の質が担保されているかを規制ベストプラクティス室がウェブサイトで公表</li> <li>● 各規制所管省庁が予備的アセスメントを実施し、その結果から規制ベストプラクティス室が規制影響評価(報告)作成の必要性を判断</li> <li>● 比例性原則が担保され、経済的な影響が小さい場合は作成される規制影響評価(報告)が簡易化されるなどコスト面も考慮</li> </ul>
<b>EUからの示唆(平成28年度参考)</b>	<b>英国からの示唆(平成27年度参考)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● プロセス上、開始 IA(影響分析)が定義されており、影響評価は当初から作成するインセンティブあり</li> <li>● 加盟各国の政策形成の共通の土俵を作るためのツールとしてのインセンティブあり</li> <li>● 規制精査委員会の意見提示機能があるため、早く質の高い評価書を作成するインセンティブあり</li> <li>● 比例性原則があり、一定の条件に当てはまる規制案や「重要でない」規制案は影響評価の対象外(重要性や比例性の基準はなし)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● プロセス上、ステークホルダーとのコンサルテーションの前後で2回評価書を作成・活用することが定められており、そのタイミングまでに作成するインセンティブあり</li> <li>● 省庁内のより良い規制ユニットや第三者評価機関の規制政策委員会による差戻し機能があり、早く質の高い評価書を作成するインセンティブあり</li> <li>● 重点的に実施する影響評価と簡易的に実施する影響評価を分けるファストトラック制度があり、重点的に実施する影響評価に注力可能</li> </ul>

出典：オーストラリア政府提供資料・インタビュー結果・その他各種資料に基づき富士通総研作成

## ① 規制改革方針

規制改革における方向性を示す規制改革方針は、日本では政治的に特定テーマが挙げられ、その中で規制改革方針が決定される構図となっている。既存規制については、近年では、医療・農業・教育・雇用などの分野で問題の解決が後回しになっているいわゆる「岩盤規制」と呼ばれる規制に焦点を絞ることが規制改革方針として位置付けられて

いる。しかし、規制影響分析を活用するという姿勢などの事前評価に関する方針は特段見られない。なお、既存規制のうちの行政手続コストについては、2016年度に検討が開始され、2020年までに25%削減するという取組が2017年度から各省庁で始まっている。

オーストラリアでは、規制改革アジェンダの中で、規制遵守費用を毎年10億豪ドルずつ削減することを規定している。その前提として、2013年の政権交代後に行われた規制改革では”Taking Stock”と呼ばれる既存規制・規則に伴う負荷の棚卸しを行い、政府全体としての規制負担（年間700億豪ドル）を明らかにしている。

欧州連合では、経済・社会・環境の観点による統合的アプローチが大前提として位置付けられており、各規制所管総局の政策分野に応じて、それぞれの観定の軽重が異なる形で導入されている。

英国では、前キャメロン政権が示していたように、「5年間で100億ポンドの規制負担を削減する」目標を掲げており、企業規制の徹底的緩和が規制改革方針の大前提となっていた。ただし、各省庁の特性に応じた影響評価を行うことや第三者評価機関である規制政策委員会の委員に多様な観定を持つ専門家を任命しており、一定の社会的・環境的観定等が加わった規制改革方針が導入されていた。なお、欧州連合や英国では規制改革のスローガンとして「ベターレギュレーション」を掲げている。

## ② 規制策定プロセス

日本の規制策定プロセスにおいて影響評価書を活用することは見られない。また、学識経験者などを交えた研究会・審議会等による規制検討時やステークホルダーからの意見聴取時にも影響評価書を議論の土台として活用することは見られない。加えて、規制策定プロセス上、影響評価書を途中段階で第三者評価機関が確認し、規制所管省庁に影響評価書の修正・再提出を要求する機能もないため、影響評価書は事後的な説明資料として提示されることがほとんどとなっている。

オーストラリアでの規制策定プロセスにおいては、影響評価書を活用することが不可欠となっている。ステークホルダーからのコンサルテーションを踏まえ規制影響分析（報告）が行われる。規制ベストプラクティス室に差戻し機能はないものの、規制ベストプラクティス室が評価結果を一元的に確認しウェブサイト上で評価・分析結果を公開することで影響評価書の質を高める努力を各規制所管省庁に促している。事後評価は事前評価を実施せず首相権限で規制が導入された場合や経済的影響の大きな規制の場合に実施される。その他、規制に対する政府の方向性を示したガイドライン（”The Australian Government Guide to Regulation”）を基本として、規制の成果を高め負担を減らすためのフレームワーク（”Regulator Performance Framework”及び”Regulatory Burden Measurement Framework”）によるガイダンス機能の充実も、より有効な規制策定プロセスの構築に役立っている。

欧州連合の規制策定プロセスにおいては、影響評価書を活用することが不可欠となっ

ている。特に欧州連合は各加盟国の連合体であり、各加盟国の規制策定プロセスが異なることもあり、欧州委員会や欧州理事会、欧州議会での共通的な議論の土俵として影響評価書が活用されている。ステークホルダーとのコンサルテーション時にも影響評価書を活用しており、ロビー関係者をインターネット上のサイトに登録する「トランスペアレンシー・レジスター」という仕組みもある。また、規制精査委員会による影響評価書の審査を途中段階で挟むことにより、規制所管総局に対する意見提示機能が働き、影響評価書の質が担保されている。その他、事前評価時に事後評価項目の整理・連動を図る取組や事務総局による提案管理システム（アジェンダプランニングと呼ばれる情報システム）の存在、提案作成時に検討すべき観点を網羅した Better Regulation Toolbox のガイダンス機能の充実（今後、定量化データベースの構築検討）などの取組も、より有効な規制策定プロセスの構築に役立っている。

英国の規制策定プロセスにおいては、影響評価書を活用することが不可欠となっている。また、ステークホルダーからのコンサルテーション時には影響評価書を活用して検討することが義務付けられている。加えて、規制政策委員会による影響評価書の審査を途中段階で挟むことにより、規制所管省庁に対する強力な差戻し機能が働き、影響評価書の質が担保されている。その他、事前評価と事後評価の連動性を高める取組や規制所管省庁独自のより良い規制プロセスを管理するためのポータルサイトやプロセス管理システムの導入、割引率等の計算を容易にする表計算ソフトウェアや「The Green Book」（政策評価マニュアル）で示される基準値などによるガイダンス機能の充実も、より洗練された規制策定プロセスの構築に役立っている。

### ③ 組織の権限設定

日本における規制改革組織の権限設定は、特定テーマの規制改革は内閣府に置かれている規制改革推進会議が主に担当し、規制の事前評価制度全体は総務省行政評価局が担当している。各省庁規制所管部門は影響評価書を作成し、総務省行政評価局は事後に影響評価書を確認（簡易なメタ評価）している。実際に実施されている規制の運用監査は、総務省行政評価局（評価監視機能）が特定テーマを選定の上、実施することで一部果たされている。

オーストラリアにおける規制改革組織の権限設定は、規制政策制度全体は首相内閣省の規制政策所管部門（規制ベストプラクティス室含む）が担当し、各規制所管省庁と連携し規制改革を進めている。各規制所管省庁の規制改革部門が影響評価書を作成し、規制ベストプラクティス室が評価の質を確認している。先にも示したように、事前評価を実施せず首相権限で規制が導入された場合や経済的影響の大きな規制の場合は各規制所管省庁が事後評価を実施する仕組みとなっている。

欧州連合における規制改革組織の権限設定は、規制政策制度全体は事務総局の作業プログラム担当が実施しており、欧州委員会内のガバナンスを確保している。規制の事前

評価制度は、事務総局の影響評価担当が実施、事後評価や既存規制の見直しは事後評価・REFIT 担当が実施している。各総局の規制所管部門は、影響評価書作成、より良い規制ユニットは総局内の検証、規制精査委員会は第三者評価（意見提示機能）を実施しており、影響評価を起点とした統合的なガバナンス確保が実現できている。欧州議会事務局にも事前の影響評価担当と事後の影響評価担当が存在し、欧州議会として独自の影響評価を行うことや欧州委員会の実施した影響評価の要約などを行っている。

英国における規制改革組織の権限設定は、規制政策制度全体は内閣の規制削減小委員会が担当し内閣としてのガバナンスを確保するとともに、より良い規制事務局も規制政策制度全体を担当している。既存規制の見直しは Cutting Red Tape が担当している。各省庁規制所管部門は影響評価書作成、より良い規制ユニットは省庁内検証、規制政策委員会は第三者評価（差戻し機能）を実施している。実際に実施されている規制の運用監査は、より良い規制運用事務局が実施している。

#### ④ 職員スキル

日本における影響評価担当職員スキルという観点からは、規制所管省庁内に影響評価の検証スキルを保有した職員が存在しないことが挙げられる。また、規制の事前評価制度全体を所管する総務省行政評価局内に影響評価の検証スキルを保有した職員が存在しないことが挙げられる。一方、総務省行政評価局では、政策評価に関する研修において影響評価の研修メニューを一部用意している。

オーストラリアにおける影響評価担当職員スキルという観点からは、規制所管省庁の規制改革部門に影響評価の検証スキルを保有した経済学・社会調査を専門とする職員が存在している。また第三者評価機関である生産性委員会内にも影響評価の検証スキルを保有した経済学者や社会調査学者が存在する。以上に加えて影響評価をはじめとした規制改革を実現するための研修メニュー（オンライン研修等）が存在しており、規制所管省庁によっては省庁独自の研修も実施している。検証スキル構築という観点からは、教育の一環として規制ベストプラクティス室と規制所管省庁との人材交流も行われている。規制に関する情報は規制ベストプラクティス室で一元的に管理されており、2013年の規制改革直後には規制所管省庁との情報交換・共有の仕組み確立に力点が置かれた（各組織のスキル確立とともに情報交換・共有の機会は減少傾向にある）。

欧州連合における影響評価担当職員スキルという観点からは、規制所管総局により影響評価の検証スキル保有者の有無に違いがある。それを補うために、影響評価書の作成に当たっては外部委託を行うことが基本となっている。一方、第三者評価機関である規制精査委員会には影響評価検証スキルを保有した外部委員が存在している。以上に加えて、影響評価をはじめとしたより良い規制に向けた研修プログラム（コンサルテーションや事後評価などのメニューあり）が存在していることや影響評価作業部会・コンサルテーションを担当する職員間でのステークホルダーコンサルテーションネットワーク等

による情報交換・共有の仕組みがある。

英国における影響評価担当職員スキルという観点からは、規制所管省庁内に影響評価の検証スキルを保有した経済学者や社会学者が存在することが挙げられる。また、第三者評価機関である規制政策委員会内にも影響評価の検証スキルを保有した経済学者や社会調査学者が存在することが挙げられる。以上に加えて、影響評価をはじめとするより良い規制に向けた人材スキル定義と研修メニューが存在しており、職員能力向上を図るための人材育成ガイドラインが確立している。さらに、各省庁の情報共有や共通課題解決のため、より良い規制ユニット会議を週1度実施し情報共有を行っている。

## ⑤ インセンティブ

日本の影響評価のインセンティブという観点からは、法律の場合、法律案国会提出の閣議決定までに影響評価書を公開すれば良いため、影響評価書を早く作成するインセンティブはない。総務省行政管理局（規制の新設審査）や内閣人事局（機構・定員等審査）との連動も実質的には行われていないため、他の審査機能がインセンティブとなっていない。

オーストラリアの影響評価のインセンティブという観点からはプロセス上、規制影響評価（報告）の作成が義務付けられており、予備的アセスメント及び二段階の影響分析が行われている。各規制所管省庁が規制影響評価（報告）の質が担保されているかを規制ベストプラクティス室がウェブサイトで公表することで、より質の高い規制影響評価（報告）を作成するインセンティブとなる。各規制所管省庁が予備的アセスメントを実施し、その結果から規制ベストプラクティス室が規制影響評価（報告）作成の必要性を判断する。ここでは比例性原則が前提となり、経済的な影響が小さい場合は作成される規制影響評価（報告）が簡易化されるなどコスト面も考慮されている。

欧州連合の影響評価のインセンティブという観点からはプロセス上、開始影響評価が定義されており、影響評価書を当初から作成することが求められている。先にも示したとおり欧州連合は各加盟国の連合体であり、各加盟国の規制策定プロセスが異なることもあり、欧州委員会や欧州理事会、欧州議会での共通的な議論の土俵を作るツールとして影響評価書が活用されている。また規制精査委員会の意見提示機能があるため、早く質の高い影響評価書を作成するインセンティブがある。加えて、比例性原則があり、一定の条件に当てはまる規制案や「重要でない」規制案は影響評価の対象外となる。ただし、重要性や比例性の基準はない。

英国の影響評価のインセンティブという観点からは、プロセス上ステークホルダーとのコンサルテーションの前後で2回影響評価書を作成・活用することが義務付けられており、そのタイミングまでに影響評価書を作成するインセンティブがある。また省庁内のより良い規制ユニットや第三者評価機関の規制政策委員会による差戻し機能があり、早く質の高い影響評価書を作成するインセンティブがある。加えて、重点的に実施する

影響評価と簡易的に実施する影響評価を分けるファストトラック制度があり、重点的に実施する影響評価に注力することが可能な仕組みとなっている。

## ⑥ 留意点

オーストラリアの影響評価では、規制ベストプラクティス室により規制に関する情報が一元化されている。また、規制に関する評価・分析の結果が全て公表されることで情報の透明化が図られている。

事前評価では、規制の影響の大きさに応じて比例性原則を適用し、規制影響報告を「暫定 (Interim) 型、簡易型 (Short Form)、標準型 (Standard Form) 及び詳細型 (Long Form)」に分類して作成している。日本においては、平成 29 年 10 月から意志決定要素が少ない規制に係る政策について簡素化した評価手法を導入することとしているところであるが、今後、より段階的な比例性を適用していく場合には参考になると考えられる。

また、事後評価についても、オーストラリアでは、事前評価の実施状況や当該規制の経済的影響の大きさに応じて、事後評価を実施する対象を絞り込んでおり、日本においても、事前評価と同様に、事後評価にも段階的な比例性を適用することも考えられる。

また、オーストラリアでは各規制のサンセット義務化により、規制を事後的に見直す事後評価は位置付けがやや小さくなっていると言える。また規制の策定段階においてステークホルダーとのコンサルテーションにより実務レベルでの規制の影響を把握し、できるだけ事後修正の少ない規制を策定する方向に舵を切っている。日本においても規制策定プロセスに可能な限りステークホルダーとのコンサルテーションを導入することで被規制者の視点を考慮し規制を策定するといった仕組みを導入することが期待される。ここでは規制所管省庁と離れた第三者的立場からのファシリテーション等も加え、異なる利害をもったステークホルダーとも議論を行う仕組みや風土を確立することが求められる。



**別添資料：オーストラリア現地インタビュー調査議事概要**

## A) 規制政策制度所管部門①(首相内閣省【連邦及び州・準州政府間調整部門(Commonwealth-State Relations)】)

日時	2017年6月5日(月) 9:30~10:30	
場所	首相内閣省会議室	
参加者	首相内閣省 (Commonwealth-State Relations)	● Ms. Tania Toth (Advisor, Commonwealth-State Relations)
	大阪大学	● 岸本充生教授
	総務省	● 米山綾乃官
	富士通総研	● 若生幸也・佐藤隆信
受領資料／提供者	● “Intergovernmental Relations in Australia” / 首相内閣省【Commonwealth-State Relations】	

### ① 政府間協議会の概要

- オーストラリアは現在6州2準州、500の地方自治体があり、1901年に連邦化された。政府間の基本的な役割分担として、国防・移民・通貨分野は連邦政府が担当し、その他の分野は基本的に各州の権限として定められている。また郵便と国勢調査は実利的に連邦政府で行うこととされている。
- 連邦政府と州政府・準州政府では、権限が重複する分野(保健、教育、先住民問題等)、緊密な連携が必要な分野(組織犯罪への対処等)、連邦政府の方針が優先されるべき分野(女性や子供への暴力の削減等)がある。
- 連邦政府と州政府・準州政府ともに課税の権限を持つが、現在では連邦政府が所得、商品サービスに対する課税を行っている。これは第2次世界大戦時に各州政府が連邦政府に課税に関する権限を委譲したことと、2000年に商品サービス税(Goods Services Tax: GST)が導入されたことが大きな理由である。商品サービス税による徴収額は1,000億豪ドル程度で、この額は連邦政府支出の4分の1となる。このためオーストラリアにおける財政構造には、垂直的財政不均衡(Vertical Fiscal Imbalance: VFI)が生じており、この解決のため徴収された商品サービス税は連邦政府と各州の代表者との間で調整が行われる。各州への配分は水平的財政平衡化原則(Horizontal Fiscal Equalisation: HFE)に基づいて連邦交付金委員会(Commonwealth Grants Commission: CGC)により実施される。
- 連邦政府と州政府・準州政府等の間に極端な対立がある課題は、政府間協議会(Council of Australian Governments: COAG)により調整が行われる。政府間協議会は1992年に前身機関が創設され、現在では1年に2度の会合が実施されている。政府間協議に関する機関は主に国内における貿易障壁を克服することを目的に設立され、特に当初はミクロ経済や規制改革を焦点に議論が行われた。1995年に導入されたオーストラリアにおける自由競争促進を目的とする全オーストラリア競争政策(National Competition Policy: NCP)はその成果である。しかし、現在ではテロ・

国境管理なども含め、国家として取組べき重要な課題（優先事項）の多様化に伴い、様々な課題に対応できるよう進化している。政府間協議会のメンバーは連邦政府首相や6州知事、2準州主席大臣、地方自治体協会会長から構成される。政府間協議会では非常に協力的に議論が行われており、事務局は首相内閣省に設置されている。

- 政府間協議会の運営を支援する組織として、閣僚協議会が個別に存在する。閣僚協議会は政府間協議会の優先事項に対応するため、2013年12月に合理化され現在は8つの閣僚協議会（（1）財政関連、（2）犯罪防止等地域社会の安全、（3）保健、（4）エネルギー、（5）産業と技術、（6）交通・インフラ、（7）障害者福祉、（8）教育）に整理されている。これら8つのテーマの中に規制改革は入っていないが、全ての閣僚協議会において、規制改革を意識した議論が行われている。
- 2009年には連邦政府と州政府・準州政府間の財政に関する政府間協議のフレームワークが導入された。このフレームワークでは州政府・準州政府が成果の達成方法を決定し、達成時期及び達成の有無を報告することが明確化された。また、支出情報の大括り化により詳細の明記が削減されるとともに、結果の報告には透明性を確保し説明責任を果たすという4点が中心に据えられている。

## ② 政府間協議会の具体的取組

- 政府間協議会の議事進行要領はメンバーが協力して議論し、連邦政府の首相が最終決定権を持っている。議題設定などは上級公務員が用意する文書により行われ、メンバーの同意により意思決定が行われる。これらの議論の成果は公式声明として公表され、ハイレベル協議の決定文書として位置付けられる。政府間協議会の合意は、覚書や議事録、その他政府間の合意文書など様々な種類がある。
- 例えば、ニューサウスウェールズ州でリサイクル条項を定めたいという場合には、各州及びニュージーランドが協議メンバーとして検討される。規制の枠組み次第ではニュージーランドが入らない議題もある。政府間の規制の見直しはウェブサイトで確認することが可能である。
- 政府間協議会は協力を重視している。現在、政府間協議会は重要議題として、9つのテーマ（（1）女性や子供に対する暴力の減少、（2）障害者保険制度、（3）移民・税関戦略、（4）対テロリズムや暴力主義に対する政策、（5）市場競争に関する政策の改善、（6）病院資金、（7）幼児教育、職業訓練等を含めた教育、（8）先住民問題、⑨規制緩和）を設定している。これらの議題は国家としての重要性により設定され、合意が行われる。規制改革についても合意の対象であり、実際に数年前には政府間協議会で合意された実績がある。この事例では政府間協議会においてプロセス等が検討され、連邦政府だけでなく州政府における規制改革の必要性を踏まえ、連邦政府及び州政府で規制改革を進めることが合意された。
- 連邦政府全体として規制及び規制管理者が必要であるが、その場合に各州政府にも規

制及び規制管理者が存在する場合がある。そのため規制の種類によっては連邦政府と州政府が検討を行う必要がある。例えば、水道管設置基準や建築基準は連邦政府及び州政府が協力して行うことを検討している。

- 連邦政府で規制を導入する場合は基本的に規制影響報告（Regulatory Impact Statement：RIS）を実施する。また政府間協議会で規制を導入する際にも、基本的に規制影響報告が必要である。その場合、規制影響報告は閣僚協議会で作成される。
- 政府間協議会の合意が得られたときには各州・準州政府と規制ベストプラクティス室（Office of Best Practice Regulation：OBPR）が議論する。議論では規制の影響について各州・準州政府と協議が行われ、連邦政府で規制が導入された場合には各州・準州にどのような影響を及ぼすかが重要となる。

### ③ ニュージーランドとの関係

- 政府間協議会は、ニュージーランドを含めた協議も行われており、テロリズム対策について連携を行うオーストラリア・ニュージーランドテロ対策共同体（Australia-New Zealand Counter-Terrorism Committee：ANZCTC）が存在する。なお、オーストラリア・ニュージーランド食品基準局（Food Standards Australia-New Zealand：FSANZ）は法定機関として位置付けられ、政府間協議会の枠組みとは異なる。
- 規制改革はニュージーランドとも協議を行っており、経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development：OECD）の枠組みで協力している。

## B) 規制政策制度所管部門②(首相内閣省【規制政策・レビュー部門 (Regulatory Policy and Review)】)

日時	2017年6月5日(月) 10:30~12:00	
場所	首相内閣省会議室	
参加者	首相内閣省 (Regulatory Policy and Review)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Ms. Perdi Mitchell (Assistant Secretary, Regulatory Policy and Review, Regulatory Reform Division)</li> <li>● Mr. Hugo Cook (Adviser, Regulatory Policy and Review, Regulatory Reform Division)</li> </ul>
	大阪大学	● 岸本充生教授
	総務省	● 米山綾乃官
	富士通総研	● 若生幸也・佐藤隆信
受領資料／提供者	● “The Australian Government’s Regulatory Reform Agenda” / 首相内閣省【Regulatory Policy and Review】	

### ① オーストラリアにおける規制改革の取組の経緯及び概要

- 2013年に規制負担を減らすことを争点として選挙が行われた。規制負担を減らすために2013年に新たに配置された首相補助大臣 (Assistant Minister to the Prime Minister) が規制緩和を強力に推進する位置付けとなった。新たに策定されたフレームワークでは、規制負担費用10億豪ドル／年の削減目標とその取組手順が整理されている。首相及び閣僚で目標を定め、個別省庁の目標としても落とし込まれている。この目標はトップダウンで決定される。
- 現在も取組は進行中である。2013年に合意した削減目標の進捗状況を定期的に示している (2016年に評価結果が提示)。2014年に策定された規制者業績フレームワーク (Regulator Performance Framework) では規制者の成果を指標 (KPI) により可視化し自己評価が行われた。機械的な規制や首相による免除が認定された規制の規制影響報告は不要であるが、それ以外の規制では必要となる。規制影響報告の質は提案する規制導入の難易度等によって異なる。
- 全規制・規則の棚卸し (“Taking Stock”) 作業は2013年に初めて行った。この棚卸しはコンサルティング会社に委託せず、自分たちで全て実施した。利用者の負担を認識している各規制所管省庁で規制を棚卸しした。規制負担額の計算では規制の全体量を把握し、実際に利用者に調査を実施した。調査はサンプリング方式で50,000件に対して調査を行った。この結果は2014年に公表された報告書の中の「棚卸し」という章に、詳細が整理されている。
- フレームワークでは年間700億豪ドルの規制負担があることが棚卸しされた。この負担の多くは、規則等の準規制 (Quasi-regulation) によるもので、84%を占めている。
- 規制負担費用は、ひとつずつ規制の種別を明らかにし、費用を対象人口と時間で乗ずることで算出している。各規制所管省庁には全ての規制を挙げてもらい、6月・12月までに可能な限り規制改革を仕分けし、規制所管省庁から規制改革が可能と戻された結果を上回る形で目標設定を行っている。

- 2016年12月までには、連邦政府は58億豪ドルの規制による純コストを減少させるような規制緩和の意思決定を行っている（2014年23億豪ドル、2015年25億豪ドル、2016年10億豪ドル）。この棚卸しのために各省庁からそれぞれの規制を明示する文書が提示された。それぞれの規制に関するコンサルテーションを行いながら、規制改革に伴うリスクを管理している。目的は規制負担を削減することにある。
- 連邦議会の2日間は毎年、「規制廃止の日（Repeal Day）」として設定されているが、2日間に限定した特別な活動は現在行われていない。規制負担を減らす取組は常に行われるべきだからだ。州や準州でも規制負担の削減は必要と認識されている。規制負担を削減する取組を実施して3年後に見直しを行う予定である。現在この見直しを準備中である。
- この規制負担の全体像は規則や法律だけでなく、企業等に準拠を義務付ける連邦政府の取組を含んでいる。省庁別では財務省の割合が67%と最も多い。税金分野が大きな割合を占めている。環境分野は8%である。例えば、国定公園に観光客用の掲示を義務付ける取組がある。700億豪ドルの中には除去できる規制とそうでない規制がある。税金は支払わなければならないが、より払いやすい環境を作ることも重要である。開始当初の2年間は簡単に規制負担を削減可能な規制が多くあったため良い進捗であったが、昨年度はそれほど進んでいない。ただし、58億ドルの規制負担削減が実現しているため、政府全体としては良い評価となっている。なお、この58億豪ドルの中には、大臣承認は済んでいるが、国会承認を得ていない規制も含んでいる。
- オーストラリアの新規規制の導入で発生する新たなコストは既存規制の負担削減により完全に相殺されなければならない。
- 規制削減では、影響が大きくなるときには規制影響報告が実施されている。規制削減を行うことで規制負担の減少程度や選択肢の有無を検討する必要がある。規制負担の大小によって規制影響報告に求められる水準は異なる。

## ② オーストラリアにおける規制改革の取組の状況及び課題

- 行政執行負担が減少することも検証している。あまりに行政執行負担を減少させると、リスクが高まることを検討する必要がある。規制執行側の負担は規制者業績フレームワークに設定されているKPIに従って、どのように規制執行を行っているかを検証している。検証では6つのKPI（①規制策定側は不必要な規制により被規制者の事業を妨げてはいけない、②規制策定側と被規制者の情報交換において透明性の確保や対象が絞られたか、③規制策定側の対応は管理される規制リスクの大きさに比例した適切な規制が行われているか、④コンプライアンスやモニタリングの方法は十分な合理化・調整が行われているか、⑤規制策定側は被規制者への対応においてオープンで透明性を確保しているか、⑥規制策定側は規制の枠組みの改善に継続的に寄与しているか）により評価が行われる。

- 規制策定側は毎年自己評価を行い、公表する。自己評価では外部検証が行われなければならない。外部検証では3年を目途に外部レビューを実施する。
- 規制者業績フレームワークに準拠する連邦政府の規制所管省庁等の規制策定機関 (Regulator) は90以上あり、許可や認可、モニタリング、コンプライアンス、規制の執行、関連する規制のガイダンス作成等を行っている。新しい規制所管省庁や政府間協議会に関する機関は、例外的に除外されている。現在90%の規制所管省庁は6つのKPIに準拠し、制度を運用している。規制所管省庁によっては、簡素な規制を構築することが困難な場合もあるため更なる検討が必要である。KPIの遵守は原則として位置付け、取組の実効力向上に向けて継続的に検討を進めているところである。
- 現在の課題は規制所管省庁にとってさらなる作業負担が増えたことである。そのため新たな方法の検討とともに職員の知見を向上させる必要があるが、今までの文化を変化させることは難しい。関係者に対するコンサルテーションを積極的に導入することも困難であった。今後は簡易な取組が終わり、規制改革がより大きく困難なものになることが想定される。ただし、オーストラリアで実施されている見直し基準やリスク評価の整理方法等は、レッドテープの削減において国際的に参考になると考えている。
- 規制政策の策定や規制の実施では個別の政策ごとではなく、包括的に実施する必要がある。そのため、規制改革の推進には首相をはじめとする高官レベルの強い指導力や管理が必要不可欠である。規制負担の可視化を含め、強力な規制影響報告の仕組みや費用分析が必要である。トップダウンで規制所管省庁の文化的な変化を推進し、全職員が規制を効率化するという姿勢を持つ必要がある。
- オーストラリア政府に知恵がないときは諸外国政府の取組を参考にすべきである。例えば、米国の「規制を1件作る際には2件の規制を削減する ('One-in, two out' rule) 制度」などは分かりやすいフレームワークであるといえる。規制改革の原則を大切にしながらも、このような規制改革のプロセスが正しいか否かも確認する必要がある。また、これまではトップダウン型で規制改革を行う方法が主にしていたが、今後は利用者から見たボトムアップ型の取組も検討する必要があると考える。2000年以降の法律には見直し条項が加えられているが、それ以前の規制に見直し条項は加えられていないため、改めて経済的な効率性などを検証する取組が必要である。
- 今後の取組では初期の政策策定段階における政策の優先事項の早期の特定、政策の評価段階における規制者業績フレームワーク等の評価方法の強化、ステークホルダーとのより直接的なやり取りを進めて行くことを検討している。

### ③ 規制改革を推進する体制及び関連する取組

- 規制改革部門には政策を司る部署 (Regulatory Policy and Review) と規制ベストプラクティス室が存在する。過去の組織体制では政策部門が組織として大きく、全体で20名程度の職員が在籍していたが、現在では少しずつ減らしている。これは各規制所

管省庁において規制改革の取組が浸透していることから、徐々に簡易で融通の利く仕組みに変化させていることが理由だ。各規制所管省庁の方で主導権を取り、仕組みを確立している段階にある。

- 職員の中には経済学専攻や規制所管省庁の出身者で、政策形成に関わった経験を持つ職員が在籍している。連邦全体で大きな規制改革の取組を行う場合には各規制所管省庁の規制改革ユニットから規制ベストプラクティス室に異動する場合がある。各規制所管省庁で大きな規制改革を行う場合には規制ベストプラクティス室から各規制所管省庁の規制改革ユニットに異動させる場合もある。
- 各規制所管省庁横断の規制改革ユニットとの情報交換会議は、当初1週間に1度開催されていたが、現在は取組が浸透していることもあり2か月に1度である。オーストラリア連邦政府の公務員も日本と同様におおむね2年間で異動する。しかし、規制改革に関する知識は各規制所管省庁等が公表しているガイダンス等に加えて、オンラインでも学ぶことができる。それらのオンラインツールを活用すれば知識習得には困らないと考えている。
- 例えば、環境省には重複する規則があったが、その重複の規則をなくすには法律改正が必要であった。担当者の目線では自身の仕事を奪われると考えてしまうこともあり困難な部分もある。しかし、規制負担削減の目的はあくまで国民や企業の負担を削減することであるため、規制所管省庁側の観点はそれほど重要ではない。しかし、政治的な勇気が必要である。
- そのため、規制緩和の方法については、透明性が重要になると考える。首相内閣省は規制緩和における透明性を確保するという文化に変えていく必要がある。連邦政府首相が首相補助担当大臣の配置を決定したことは、透明性確保に向けた大きな推進力となっている。
- 各州・準州においても規制改革に関する顕著な取組がある。例えば、ヴィクトリア州は規制改革を重視しており、レッドテープ・コミッショナーと呼ばれる人材を配置している。ニューサウスウェールズ州は規制影響報告を導入しているが、独自の”Regulator Performance Framework”を策定しなければならないという議論が行われている。また、連邦政府においても産業・技術革新・科学省などは独自に州と規制改革の検討を行っている。連邦政府と州・準州の関係では、個別に州・準州との二者間で調整を行う方がそれぞれの州・準州の状況が異なるため効果的であるともいえる。
- 規制による負担に関する第三者視点での試算として、民間コンサルティング企業のデロイトはオーストラリア全体（連邦・州・準州）の規制負担が1,800億豪ドルに上ると推計している。この試算をもとにした州・準州による規制負担は1,100億豪ドルと計算される（連邦政府による規制負担は棚卸しにより700億豪ドルであることが推計されているため）。



## C) 規制政策制度所管部門③(首相内閣省【規制ベストプラクティス室 (Office of Best Practice Regulation: OBPR)】)

日 時	2017年6月5日(月) 13:05~15:30	
場 所	首相内閣省会議室	
参 加 者	首相内閣省 (OBPR)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Mr. Wayne Poels (Deputy Executive Director, OBPR)</li> <li>● Mr. Rob Reilly (Senior Advisor, OBPR)</li> <li>● Mr. Eric Swan (Senior Advisor, OBPR)</li> <li>● Mr. Michael Tonge (Adviser, OBPR)</li> </ul>
	大阪大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 岸本充生教授</li> </ul>
	総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 米山綾乃官</li> </ul>
	富士通総研	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 若生幸也・佐藤隆信</li> </ul>
受領資料／提供者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● “Regulatory Impact Analysis and Post Implementation Review processes in Australia” / 首相内閣省【OBPR】</li> <li>● “The Australian Government Guide to Regulation” / 首相内閣省【OBPR】</li> <li>● “Regulator Performance Framework” / 首相内閣省【OBPR】</li> </ul>	

### ① 規制ベストプラクティス室の概要及び役割

- オーストラリアの規制政策評価プロセスは国際的にも評価されているが、まだ現在でも抱えている課題はあり、進化の途中であることを認識してもらいたい。
- 規制ベストプラクティス室の役割は規制影響報告を行うプロセスで最も良い方法（ベストプラクティス）について助言することである。規制改革を所掌する同室は2013年の政権交代時に実施された規制改革の一環で、財務省から首相内閣省に移転した。現在、規制ベストプラクティス室室長を務める Wayne Poels 氏も2013年まで財務省に在籍していたが、同改革に伴い財務省から首相内閣省に異動している。
- 規制ベストプラクティス室を構成する20人のうち5割が経済学を専攻しており、5割が法学を専攻している。中には化学を専攻していた職員もいる。
- 首相内閣省は他省庁から人材を集める組織であるため、元財務省や環境省職員が在籍する。規制ベストプラクティス室には7年いる職員もいるが、一般的には3年程度の在籍が平均的な期間である。
- 首相内閣省では新しい経験や知識を常に導入することを意識していることもあり、人材の背景は多様化である。ただし、規制ベストプラクティス室に所属するために特別な学位が必要というわけではない。規制ベストプラクティス室に新たに来る職員はOJTで師弟関係の形で指導を受けることになる。他省庁から規制ベストプラクティス室に出向して、規制影響報告の仕組みを学ぶ機会もある。反対に規制ベストプラクティス室から保健省や産業省に1年間出向して知見を授けた職員もいる。また1日だけのOff-JTを研修として行うことがある。
- 2013年以降、首相内閣省のガバナンスが確立してから規制改革がうまく機能するようになった。規制ベストプラクティス室は、各規制所管省庁から一定の独立性があり、かつ規制改革プロセスに介入可能な良い立場となっている。

- 規制影響報告が必要か否かについては規制ベストプラクティス室が判断する。規制影響報告の詳細度は規制の影響の大きさにより定められている。規制ベストプラクティス室は、各規制所管省庁に規制影響報告の品質に関してアドバイスを行うが、中には十分に分析が行われていない規制影響報告が通ってしまうこともある。
- 規制ベストプラクティス室は各規制所管省庁の作成した規制影響報告を評価し、結果を公表する。そのため、公式的に規制ベストプラクティス室は評価に関して門番的機能を持たないが、各規制所管省庁にとって自分たちの作成した規制影響報告の質が低いと公表されることは恥になるので、評価結果の公表前に規制ベストプラクティス室に問合せを行ったり、助言を求めたりすることになる。

## ② 連邦政府の規制影響報告について

- 規制影響報告の初期評価では、問題・目標・選択肢（非規制的手段含む）・影響の4つの質問が充足されているかを検討するとともに関係者へのコンサルテーションが行われる。最終評価ではそのコンサルテーション結果が反映される。この際には7つの質問（(1)解決しようとしている問題は何か、(2)なぜ政府の対応が必要か、(3)どのような政策の選択肢が検討されているか、(4)各政策の選択肢における純便益はどの程度か、(5)コンサルテーションの対象と方法はどのようなものか、(6)現在の検討ではどの選択肢が最適か、(7)最適な選択肢をどのように導入し、事後評価を行うか）に十分に回答されているか否かを判断する。
- 各規制所管省庁から提出された規制影響報告において、関係者に対するコンサルテーション期間が短い、影響分析が不足している、問題が定義されていないなどベストプラクティスに準拠していない要素がある場合には、規制ベストプラクティス室でコメントを付し規制所管省庁に返却する。
- 規制影響報告の対象によっては、ベストプラクティスに準拠していなくともそれほど問題がない場合もある。規制ベストプラクティス室は、規制影響報告プロセスの適正性を判断している。
- 規制影響報告では少なくとも3つの選択肢を考慮する必要がある。その中には非規制的手段を加える必要がある。大臣から政治家の好む選択肢を加えるよう指示されることはあるかもしれないが、規制ベストプラクティス室では実現可能性という観点から選択肢を整理する。
- 規制影響報告は規制所管省庁が準備し閣僚から議会に提出されるが、他の政治家も閲覧できるように覚書を提示する。議会で協議し修正されると、最初の規制影響報告と異なる影響が出る場合も想定されるが、政治家は影響を整理しない。政治家は一定の関心があり、毎週提出される法案が規制影響報告の内容と合致しているかについては確認している。上院では“Red Tape Committee”という委員会が設置されているが、上院のみである。様々な法案がこの委員会で協議されるが、より政治的な部分が協議

される。政府は現在新予算で4大銀行に追加税を課す法案を提出予定であるが、野党議員からは規制影響報告を提出するよう言われている。

- 規制影響報告による評価が各規制所管省庁の政策決定にどの程度の効果を発揮しているかはまだ整理していない。ただし、各規制所管省庁とその評価やコンサルテーションに関する調査は行っており、どの程度の改善の余地があるかは整理している。
- 規制ベストプラクティス室が実施する規制影響報告の評価結果は年間60件に上り、それらは首相内閣省のウェブサイトや報告書、Twitter等を活用し一般にも公開される。

### ③ 連邦政府の規制影響報告と国際的な評価

- 経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development : OECD）の実施する規制の政策評価のランキングである「規制政策アウトルック」において、オーストラリアが高く評価された理由は、（1）規制影響報告に関係者とのコンサルテーションが含まれていること、（2）評価結果が公開されることなどである。各規制所管省庁は質の低い規制影響報告を公開されて恥をかきたくないため、丁寧に評価を行っている。
- 規制影響報告の制度は、経済協力開発機構の原則をほとんど参照している。なお、独立性を保つための門番的機能は経済協力開発機構が求めている要素である。規制ベストプラクティス室の役割は門番的機能とは異なるが、規制影響報告の作成では各省庁から閣僚にコメントを提出する仕組みがあり、合わせて規制ベストプラクティス室からもコメントを提出することで門番的機能を代替している。

### ④ 政府間協議会における規制影響報告について

- 連邦政府のみならず全州・準州政府が関係する規制については政府間協議会における規制影響報告（COAG RIS）により影響評価が実施される。政府間協議会における規制影響報告はコンサルテーションステージ（Consultation stage）と意思決定ステージ（Decision-making stage）から構成される。政府間協議会における規制影響報告は、質が低ければ規制所管省庁と何度もやりとりを行うので規制ベストプラクティス室が門番としての役割を果たしている。関係者と2～3回やりとりをしたうえで作成し、閣僚に提出するまでに5～10回やりとりを繰り返す。各規制所管省庁には、おおむね6か月の準備期間が必要と助言している。
- 政府間協議会における規制影響報告は年間15件程度作成され、そのうちベストプラクティスに準拠していない報告は2件程度である。これらを含め、規制ベストプラクティス室は、年間75件程度の規制影響報告に対して確認・助言を行っている。
- 連邦政府が実施する規制影響報告は実施後レビューが必要とされているが、政府間協議会における規制影響報告では必要とされていない。

## ⑤ 実施後レビューについて

- 実施後レビューは、規制策定時に規制影響報告が行われなかった場合や規制影響報告の質が低い場合、又は首相が規制影響報告を不要と判断し作成を免除した場合、影響が非常に大きな場合に行われる。実施後レビューは規制影響報告の一環として位置付けられており、大きくは以下の5つに分類される。(1) 既存の制度で定められたレビュー (Statutory Reviews)、(2) サンセットと呼ばれる時限的な見直し規定 (Sun-setting provisions in legislation) で定められたレビュー、(3) 法規制の棚卸し (Public stocktakes of laws and regulations) による広範囲のレビュー、(4) 生産性委員会によるレビュー (Productivity Commission reviews)、(5) その他各規制所管省庁が独自に実施するレビュー (Ad hoc reviews) である。
- 例外的に規制影響報告の質が非常に低い場合は、規制施行2年後に実施後レビューを行うことが義務付けられることになっている。ただし、今までにそういった理由で実施後レビューの実施に至った例はない。また、首相による免除 (Prime Minister's Exemption) により、規制影響報告が免除された場合も2年後に実施後レビューを行う必要がある。
- 影響が非常に大きな場合も施行5年後に実施後レビューが実施される。例えば炭素税の場合がそれに当たる。規制影響報告の詳細度を決定する「影響の大きさ」には明確な基準があるわけではない。あくまで影響の大きさは規制ベストプラクティス室の判断によるものである。規制所管省庁からは「小さな改正であるため影響の大きさは限定的で、規制影響報告は不要ではないか」と言われる場合もあるが、規制ベストプラクティス室が補正することもある。
- 最近の法律はサンセットと呼ばれる時限見直し規定により、自動的に失効されることになっているため、多くは実施されていない。ただし、規制を改正する場合には規制影響報告を作成し直さなければならない規定がある。また、最近は民間にコンサルテーションを行うことで代替している。
- 実施後レビューの評価では、問題は何か、目標を達成するものか、政府が介入すべきか、影響は何か、その根拠を明らかにして関係者との調整を行う。実施後レビューでは規制影響報告と異なり、選択肢に焦点を当てることはない。規制の実施がどのような影響を与えたかに焦点を当てる。実施後レビューで掲げていた目標と実績の異同を判断する必要がある。実施後レビューが完了する条件は、「適切である」と規制ベストプラクティス室が評価した場合である。担当大臣に実施後レビューが送られ採択されたときに公表される。一定期間内に実施後レビューを仕上げなければならない仕組みがあるため、実施後レビューが終わらなければ残ったままになる。現在20件の実施後レビューがあるが、そのうち7つの規制影響報告が非準拠のため残っている。
- 実施後レビューの目的は、重複規制や改革可能な規制を見直すことにあ

る。”Regulatory Reform Agenda”におけるレッドテープは全ての規制負担を減らすこと、規制影響報告は規制サイクル全体の効率性の向上を意識している。実施後レビューはレッドテープを削減する目的もあるが、規制影響報告は新規規制を対象としているため、レッドテープとは関係なく費用を削減することを目的としている。これらは別の取組として理解した方が良い。

- 実施後レビューに関する一例として、2013年に導入されたオーストラリアの教育規制が挙げられる。その中で学校に数多くのレポート提出を求めていたが、実施後レビューの仕組みによって負担を削減した。
- 規制影響報告は年間75件、実施後レビューは年間10件程度実施されている。ただし、近年実施後レビューは減少傾向にある。これは前政権において、首相による例外措置で規制影響報告を不要としてきた例が多く、その分実施後レビューが多かったことが理由である。

## ⑥ 独立的な他の評価機関について

- 生産性委員会でも規制影響報告に関してレビューを行う。規制所管省庁から要請される場合や自主的に行う場合がある。例えば、生産性委員会は農業分野におけるレビューについてベンチマークスタディを行った。また、州・準州政府などが実施する規制影響分析に関する仕組みを調査した。独立した第三者機関である生産性委員会によるレビューも経済協力開発機構の評価を高めた一因である。
- オーストラリア会計監査院（Australian National Audit Office : ANAO）は政府が規制を準拠しているかを判断している。また、連邦議会の委員会でも規制影響報告に関するレビューが行われている。
- オーストラリア会計監査院はメタ評価として規制影響報告の見直しを検討したことがある。生産性委員会やオーストラリア会計監査院は、規制影響報告自体を実施することはない。生産性員会は業界全体の広範囲な影響を評価し、オーストラリア会計監査院は省庁のプロセスの効率性や適法性という観点から評価を行っている。

## D) 規制政策制度所管部門④(生産性委員会【研究グループ(Research Group)】)

日 時	2017年6月6日(火) 15:30~16:30	
場 所	生産性委員会会議室	
参 加 者	生産性委員会 (Research Group)	● Dr. Jenny Gordon (Principal Adviser Research, Research Group)
	大阪大学	● 岸本充生教授
	総務省	● 米山綾乃官
	富士通総研	● 若生幸也・佐藤隆信
受領資料/提供者		

### ① オーストラリアにおける影響評価の経緯と現在の取組

- 生産性委員会は政府の第三者委員会として、規制緩和の取組を推進する機関である。以前はオーストラリアの影響評価も日本と同様、議会に提出する直前に行われていた。十分に調査せずその場にある資料を使って急ごしらえで評価書を作成していたため、本来必要な要求事項を全て満たしていなかったのが現実であった。
- 目標を高く設定すると達成はその分困難になる。厳密な費用対効果の算出を行うと、時間的余裕がなくなるためバランスが重要である。オーストラリアの影響評価は各規制所管省庁が作成した後、規制ベストプラクティス室が必要な項目が整理されているかを確認する。
- 新規規制の導入に際して、しっかりと影響評価が行われれば規制が効果を上げる可能性は高まる。ただし、一部の規制所管省庁には経済分析を行うことができる部門を持たない場合もあり、課題となっている。自由党が政権運営を行っている際に、公務部門の定員削減を図った。そのため影響評価を実施するには人材が不足している。外部からの再評価は専門家でなければできないと考える。
- 生産性委員会では農業部門における規制を再評価した実績がある。この評価では農業部門における規制負担全体の大きさを分析した。再評価は各規制所管省庁の担当者が行うことは困難である。生産性委員会からも影響評価を作成するため、各規制所管省庁に職員を出向させている。影響評価書を作成しながら学ぶ部分があると考えている。
- 日本がこれから影響評価の方法を見直すのであれば、学者等の専門家に情報提供を依頼する可能性があるだろう。オーストラリアでは大学から各規制所管省庁に出向するような取組はほとんど行われていない。しかし、オーストラリア国立大学のクロフォード・スクールでは、政治・経済を専攻している学者を各規制所管省庁に出向させる取組を現在検討しているようである。

### ② オーストラリアにおける影響評価の方法とその在り方

- 影響評価の分析には経済的視点が必要不可欠である。例えば、環境省に勤務している職員は環境に関する知見はあるが、経済に知見のある職員は少ないだろう。しかし、不必要な規制負担を計算する規制遵守費用の算出などは経済的視点がなくとも実施することができる。
- 規制ベストプラクティス室は生産性委員会が作成した報告書に記載されている改善項目の半数を取り入れている。オーストラリアの影響評価フレームワークは良くできていると考える。実際に影響評価が行われるには、各規制所管省庁が意義のある取組であると認識することが必要である。またオーストラリアでは透明性を確保するために影響評価書が作成されているが、大臣に聞き心地の良い部分のみを伝えようとする職員がいるため全ての過程や検討内容が公開されていない。ただし、影響評価書のハードルを高くすると実際の運用が困難になるため、ある程度のレベルに抑えている。
- 規制負担を最小化するためのチェックリストがある。全てのチェックリストを評価するためにはツールが必要である。短期・中期・長期の影響も確認する必要がある。例えば、ある技術を採用すると2～3年は効果があるが、長期では問題になる場合がある。影響評価では長期的視点を持つ必要があり、この観点も含め全て加味し、影響評価書が作成される必要がある。しかし、各規制所管省庁で実際に作成される影響評価書はまだその段階に十分に到達していない。
- 影響評価書の作成方法も改善する必要がある。影響評価書は当初、生産性委員会が作成した。各規制所管省庁の文化的な背景も異なるため、各規制所管省庁の次官級はそれに応じて影響評価書の作成方法を変える必要があるという。次官が大臣に影響評価書を提示する際には同時に質の高い代替案や分析を提示できる仕組みが必要である。

### ③ オーストラリアにおける影響評価の今後の展望

- 2013年の規制改革から時間が経過しているため、不必要な規制の削減（Red Tape Reduction）は次の展望を描かなければならない。経済界は不必要な規制の削減がまだ十分ではないと考えている。これまでの取組は、連邦政府が考えているほど規制負担の削減には繋がっていない。例えば、1年に4回行っていた報告を2回に減らすという規制改革があるが、報告するという制度が既にできあがっているため、回数削減が負担の削減には繋がっていない。
- 規制ベストプラクティス室の独立性について、前生産性委員会委員長の Gary Banks氏は「規制ベストプラクティス室のような取組は意義深い」と発言している。規制ベストプラクティス室は首相内閣省に設置されており、各規制所管省庁の調整役となっている。規制ベストプラクティス室は生産性委員会に設置されていたときには門番としての役割を果たしていたが、現在は規制遵守費用に焦点が当てられており、その役割は異なっている。
- 生産性委員会は法定独立機関である。影響評価について、生産性委員会は連邦政府に

推奨事項を草案という形で提出するが、連邦政府は推奨事項を実行する義務はない。生産性委員会は推奨事項の草案を公表し、利害関係者等から意見を聴取する。連邦政府からも意見が提出される。

- 昨年は生産性委員会からデジタルディスラプション（デジタル時代の創造的破壊）に関連した報告書を提出した<sup>28</sup>。商品・サービスによる消費者に対する弊害を分析している。ネガティブな条件を予測することは困難であるが、できる限りリスクを予測・分析し、規制を導入することがコスト削減につながると考える。規制環境をより柔軟に構築することを念頭に置く必要がある。消費者保護法により、企業や製品が消費者に危害を加えないよう配慮することが重要である。
- 連邦政府は独立機関が行うレビューを受け入れる義務はないが、レビューを行うプロセスが確立されている。例えば、身体傷害保険に関するレビューである。
- 社会インフラ・製造業など様々な分野における全規制のリストアップを5年間かけて行った。リストアップを行ったことで、連邦政府と州政府の重複規制や反対の効果を生む規制が併存していることが分かった。経済界等は連邦法・州法に関係なく一貫性がある規制を望んでいる。

#### ④ 生産性委員会の役割

- 生産性委員会のレビューは、財務大臣が各省庁に対して生産性委員会のレビューを受けたいかという問合せを行い、要望があった場合に対象となるテーマを決定する。例えば、新規規制を作成したい場合に、生産性委員会の調査で有効性が確認された場合に規制を導入する省庁もある。
- 連邦政府が設定したアジェンダを変更したいときに、時間稼ぎで生産性委員会に作業させる場合もある。その他、水利権の取引に対する調査委託や州・準州に関する保険制度のベンチマーク、原住民プログラムのベンチマークもテーマとして上がっている。
- 生産性委員会は各省庁からの公式的な調査依頼のみではなく、非公式な問合わせを含めた調査依頼にも助言を行っている。生産性委員会は連邦政府から依頼された以上のことはできないが、アドバイザーとして信託を受けている。
- 生産性委員会の政府パフォーマンス報告及び分析グループやモデリンググループは様々な場で、定量化を行う支援をしている。例えば、貿易に関する分析では関税の各業界に対する影響度を分析した。また、金融業における競争に関する調査が最近完了し、推奨事項を提出した。個人データ管理を自由化し、個人で管理可能とすることを推奨事項として挙げた。
- 生産性委員会のメンバーの多くは経済学専攻であり、2名がPhDを保有している。生産性委員会での仕事では修士レベルの知識は必要である。その他法律専攻のメンバー

<sup>28</sup> <http://www.pc.gov.au/research/completed/digital-disruption>



も含め、様々な経験を持つメンバーが在籍している。各グループは8名から10名で構成され、グループごとに異なるテーマを実施している。グループごとのメンバーの人数は業務負荷に応じて変化する。特に、コンサルテーションを支援することが多い。コミッショナーとして支援する場合は政府から指名される場合が多い。各テーマのチームから相談が来るため、逐次確認やアドバイスを行い、最終的に草案の形で報告・許可を出している。

- 草案の段階では各規制所管省庁に調査結果を見せることはない。連邦政府が生産性委員会に諮問し、生産性委員会が45日以内に調査結果を提出する。提出された結果は連邦政府が公表する仕組みになっている。その後、各規制所管省庁より生産性委員会の推奨項目を支持する・支持しない・一部支持するという回答が正式に提出される。
- 規制改革に関する調査としては、金融業における競争<sup>29</sup>と退職金システム<sup>30</sup>の見直しがもうすぐ公表される。また農業規制の見直しも完了した段階にある。見直しでは、規制だけではなく規制以外の部分も含まれている。社会福祉手当はサービスを受ける受益者が実際にどのようなサービスを受けているかについてレビューし、モニタリングを行う。教育と保険、効果的な市場など様々な分野に規制があるが規制のみに焦点を当てているわけではない。
- 生産性委員会は影響と費用対効果に焦点を当ててレビューを行うが、会計検査院は適法性とコストに焦点を当ててレビューを行っている。
- 調査方法については生産性委員会としての独自のマニュアルがあるわけではない。
- 強固な政策形成プロセスを作るのと同時に、影響評価を自然に行うよう意識する文化を創ることが重要である。

---

<sup>29</sup> <http://www.pc.gov.au/inquiries/current/financial-system>

<sup>30</sup> <http://www.pc.gov.au/inquiries/current/superannuation>

## E) 規制政策制度所管部門⑤(生産性委員会【政府業績報告・分析グループ (Government Performance Reporting and Analysis Group)】)

日時	2017年6月8日(木) 10:00~11:00	
場所	生産性委員会会議室	
参加者	生産性委員会 (Government Performance Reporting and Analysis Group)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Ms. Catherine Andersson (Assistant Commissioner, Government Performance Reporting and Analysis Group)</li> </ul>
	大阪大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>岸本充生教授</li> </ul>
	総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>米山綾乃官</li> </ul>
	富士通総研	<ul style="list-style-type: none"> <li>若生幸也・佐藤隆信</li> </ul>
受領資料／提供者	<ul style="list-style-type: none"> <li>“The Review of Government Service Provision” / 生産性委員会【Government Performance Reporting and Analysis Group】</li> </ul>	

### ① 生産性委員会の役割

- 政府間協議会からの依頼を受け、生産性委員会では政府が提供するサービスに関するレビューを行っている。政府間協議会は連邦政府、州・準州政府の大臣が構成員となる会合である。この政府間協議会の中に運営委員会 (Inter-governmental Steering Committee) があり、運営委員会が生産性委員会に対してレビューの依頼を行う。依頼を行う際には、依頼文として付託事項、責任範囲などが詳細に定められている。レビューのアウトプットには政府のサービスに関する報告、政府間で同意した事項のデータの照合、先住民問題の克服に関するものなどがある。
- 生産性委員会は独立性を保ちレビューの情報を生成することが重要である。政府間協議会が基本的なレビューの方向性を定め、報告書の記載すべき内容を運営委員会で議論・決定し、生産性委員会の下にある14の作業グループで、各省庁向けにレビューの報告書が作成される。データ収集に関しては生産性委員会で実施するのではなく、第三者的なデータ収集機関がある。
- 大規模なデータ収集が行われている。経費に関するデータやサービス利用者、利用度に関するデータを収集する。データ収集機関が200件存在する。データ収集数は1万件である。データの大半が認定を受けたデータ収集機関から収集される。政府の機関であれば統計局や各省庁からもデータが収集される。データ様式と時点を指定してデータ収集機関に提供する。
- 我々のレビューによる報告書が、政府の業績に関する報告であり、前提として良質のデータであることが求められる。良質なデータでなければ報告書の信頼が損なわれる。データの質を向上させるために、データ要件を示し、収集データを活用可能な形に整理しデータ確認を行う。生産性委員会は運営委員会からのデータに関する要請も全て

加える。あくまでデータ収集機関と協働で行う。

- 生産性委員会はメルボルンとキャンベラに分かれて調査を実施している。生産性委員会は過去 20 年以上前から別の都市にグループが別れているが、現在では各省庁でもキャンベラから移転することが開始されている。オーストラリアの広い国土において、連邦政府のプレゼンスを高めるためである。

## ② 生産性委員会の評価方法

- 報告書では、同じサービスの比較対象として、州や準州によって差異が発生しているか否かを確認する。政府のサービスに関して報告を行う目的は、全国的に一貫性のある方法を用いて、州や準州で目的に合致した成果が生み出されているかを確認し、透明性のあるベンチマークを作ることである。
- 生産性委員会は実際に評価までは行わず、政府の業績に関するレビューを報告書として作成し、政府が見直しに向けた評価を行うという形で役割分担を行っている。レビューの対象は政府のサービス全般で、効率性についても確認している。現在レビューに関する報告書を作成して 23 年が経過しているが、うまくいっていると認識している。レビューに関する報告書には主に 5 つの種類があり、政府の全般的なサービスに関する報告書 (Report on Government Services) 政府間同意事項に関する報告書 (National Agreement reports)、対象分野別の報告書 (Sectoral reports)、業績の監査 (Performance audits)、州・準州の計画 (State and Territory plans) である。
- 他省庁もレビューについて報告書を作成しているが、生産性委員会の評価は政府が平等かつ効率的に成果 (アウトプットとアウトカム) を生み出す取組を行っているかを比較する違いがある。
- レビューに関する報告書は、16 分野の政府サービスが対象で、大半の政府サービスを網羅している。対象となる政府サービスは支出額ベースで約 2,050 億豪ドル (政府支出の 3 分の 2)、GDP の 12% を占めている (保健関連 819 億豪ドル、幼児教育 674 億豪ドル、コミュニティーサービス 307 億豪ドル、司法 162 億豪ドル、住居関連 47 億豪ドル、消防・救急サービス 42 億豪ドル)。生産性委員会のモニタリングを通して、政府支出が州及び準州による効率的なサービス提供につながっているかを確認できる。
- レビューに関する報告書は 3 章から構成され、1 つ目は序章としてモニタリング方法や対象人口等の統計数値が記載される。2 つ目には対象分野別の情報が記載され、対象分野別の業績の測定フレームワークや実際に業績の高かったデータが記載される。3 つ目には対象分野におけるサービスごとの情報が記載される。例えば、病院や精神保健又はプライマリー・ケアなどの各サービスについての詳細や目標である。各サービスにおける業績の測定フレームワークやデータの比較が行われる。
- 比較のために様々な指標を活用する。全政府が同意した目標指標を掲げる。成果が最

も重要であるが、成果（アウトカム）がないサービスは活動（アウトプット）で計測する。次に重要なのは効率性（Efficiency）と公平性（Equity）である。個人に対する徴収と支出などの効率性や障害者など社会的弱者にサービスの焦点が当たっているかの公平性を確認する。成果を見るのは難しい。成果を確認するとき外部要因の影響を整理することが重要である。高度な費用対効果分析を行うことは難しい。

- このような比較情報はベンチマークとして使われる。レビューに関する報告書の中に各州及び準州における結果のベンチマークとプロセスのベンチマークがある。例えば、裁判所の業績について比較を行ったが、タスマニア州では他州と比較して、事件発生後の裁判待ちが発生していることが分かった。そのため、タスマニア州の判事を増やして、スムーズに裁判ができるようにしている。
- 業績測定のカギとなる指標は、各政府の共通目標・優先事項に基づき設定される。政府や国民にとって分かりやすい指標であることが重要である。政府間協議会が同意している理想的な目標として「ベストプラクティス」が位置付けられている。学業の場合、義務教育終了割合を比較し、全国の同意として「全体の●%は終了していること」などが設定されている。

### ③ 生産性委員会の評価の活用

- 分析結果の活用方法は各州・準州政府に任されている。裁判所の業績の事例ではタスマニア州政府はより良い方法及び州として実施すべき事項を特定し、実際に見直しを行った。その後、再度ベンチマークとして評価を受けた。
- 指標は評価のコンセプトを端的に表すものであり、その指標の測定方法は定義付けされる。先の義務教育の事例で言えば、実際に義務教育終了者の今後の改善度合いを見るための指標と測定方法を示して、うまくデータが作成できれば指標として活用できることを表している。
- 各州及び準州には報告義務がある。レビューの結果は公表されるため、各州・準州政府がデータを提出しない場合、何を隠しているか明確になる。
- 政府サービスの業績は各政府の間でまちまちであり、その業績を解釈することは各政府や連邦政府の役割である。そのため政策の評価は各州・準州政府、連邦政府で行われる。生産性委員会の役割はこれらの政策の評価を支援することである。
- 年間スケジュールは政府からの依頼事項が大きなレビューであっても厳守されている。5月に作成される予算案に反映させるため、1月末にレビューに関する報告書を政府から公表することが求められている。生産性委員会からの報告書提出締切は1月までであり、政府予算に間接的に影響を与えられる。
- 良い例として、幼児教育・保育が挙げられる。この分野は過去15年大きな規制改革が行われてきた。サービス基準に関する改革が行われた。サービス基準の変更で利用が簡易化するか、基準を満たすために利用料金を高くするなど、様々な比較によるレ

ビューが行われた。各州及び準州によって制度が異なり、社会経済的な格差もあるため、サービス提供方法なども含めレビューを行った。報告義務の有無やエビデンス収集後の報告パターンなどサービス提供方法がそれぞれ異なる状況の中で、報告書として整理することが課題であり、生産性委員会内で討議された。

#### ④ 生産性委員会の評価の事例

- レビューでは結果の要因を探り出すことが重要である。各政府の結果の差異は連邦・州・準州と3階層になっていることから差異が生まれている場合もある。1990年代に各病院資金の報告書があった。病院資金は保健経費として、連邦政府から州政府への渡し切り予算に位置付けられ、州政府に渡された予算は一括りで病院に渡されていた。しかし、ある州では病院に予算配分するときに診断群や重症度によって配分するケースミックス方式を取っていた。この事実を明らかにすると、各州・準州も同様にケースミックス方式を採用し、この方法が主流になった。報告時の留意点は、各制度が記録をどのようにとっているかを記載することである。次に挙げられる例として、警察がある。ある州では一般市民からの通報があってから記録を作成するが、他の州では捜査により十分な証拠を集め、有罪が確定してから記録を始める。後者の場合は犯罪数の記録が少ないが、これらの場合は2つの州で比較することができないことを明記する必要がある。
- 規制改革そのものを取り扱った生産性委員会の報告は2つあり、2010年の政府間協議会のパフォーマンスに関するもの (Impacts and Benefits of COAG Reforms)、2012年の政府間協議会の規制改革に関するもの (COAG's Regulatory and Competition Reform Agenda) であった。これらの報告書を作成するときには経済モデルを作成した。改革の有無による利点・不利点をモデルにより比較を行った。2012年の規制改革に関する報告書で分析した一例として、専門学校や職業訓練校における教育の達成率がGDPに与える影響を分析している。モデリングにおけるパラメータを変えることで影響を見ることができる。
- 生産性委員会のレビューの実態として最近の事例を2つ紹介する。1つ目は2016年の政府サービス報告書で、ある準州で幼児教育が効率的に行われていないことが触れられた。触れられた準州は見直しを行うことを表明したが、2017年のレポートでも効率性の改善が見られなかった事例もある。2つ目は生産性委員会が行っている先住民に関する政策の評価で、2016年に公表された報告書である。この報告書は先住民が不利な立場に置かれていないかを事例調査した。事例調査では約150のプログラムを評価し、うち約30のプログラムに改善がみられていることを報告した。ただし、同時期に他省庁でも別途、シンクタンクに依頼して第3者的な評価が行われている。先住民問題に関するプログラムは1,000以上あり、うち約30のプログラムしか改善されていないとされている。このような状況を受け、政府は生産性委員会に対し、先住民

問題に関する評価を行う新たな指示を出している。

## F) 個別規制所管省庁①(財務省)

日時	2017年6月7日(水) 10:00~11:30	
場所	財務省会議室	
参加者	財務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Ms. Lisa Elliston (Principal Adviser, Structural Reform Group)</li> <li>● Mr. Matthew Burston (Senior Adviser, Structural Reform Group)</li> <li>● Ms. Yvonne Carrol (Adviser, Structural Reform Group)</li> </ul>
	大阪大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 岸本充生教授</li> </ul>
	総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 米山綾乃官</li> </ul>
	富士通総研	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 若生幸也・佐藤隆信</li> </ul>
受領資料/提供者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● “The Treasury’s Regulatory System Renewal” / 財務省</li> </ul>	

### ① 財務省の役割について

- 財務省はマクロ経済政策や予測、財政政策、競争政策、銀行政策、投資政策予算や税制などを所管しており、多くの経済規制に関与している。
- 財務省には現在 815 名の職員が在籍しており、ほとんどの職員がキャンベラで勤務しており、シドニー、メルボルンにも事務所がある。今後パースにも事務所を開設する予定である。各業界のビジネスをより良く理解するため、オーストラリアの様々な地域に事務所を設置している。
- 2013 年に連邦政府は規制・規則のリストアップを行った結果、既存の規制による規制遵守費用が総額 700 億豪ドルに上ることが明らかになった。これは 2015 年度では年間 35 億豪ドルと算出され、85,000 の規制等（1,800 の法令、12,200 の規制等下位法令、71,000 準規制）が関係している。このうち、財務省に関係するものは総額 470 億豪ドルで、2015 年度では年間 13 億豪ドルと試算され、51,000 の規制等（1,000 の法令、1,800 の規制等下位法令、48,000 の準規制）が関係していると判明した。財務省による規制遵守費用は全体の約 67% に相当するため、財務省が規制改革の先駆者になるべきだと考えている。
- 財務省の規制のうち、税制に関する規制遵守費用は約 400 億豪ドルで、全体の 85% に相当する。そのため、これらの税制に関する法律を改革することで財務省は規制遵守費用を大きく削減することができる。財務省のポートフォリオにおいて、これまで削減された規制遵守費用には、2 億 9,900 万豪ドルに相当するオーストラリア証券取引委員会の行政費用や、2 億 5,000 万豪ドルに相当する国税庁の税申告に関する費用がある。

### ② 規制影響評価について

- 財務省は多くの規制影響報告を作成しており、2016 年度には連邦政府全体で作成された規制影響報告の約半数の報告書を作成した。また、2017 年度の規制影響報告でも、財務省は連邦政府全体が作成する規制影響報告の約半数の報告書を作成している。そのため財務省は他の規制所管省庁と比較し、影響評価書の作成経験が豊富である。現

在、影響評価書は政策形成の良い動機付けとして機能しているが、過去には規制遵守費用が十分に測定されていなかった。そのため政策の分野によっては、規制ベストプラクティス室が設定した影響評価方法が基準になっている。

- 例えば、コンサルテーションが良い例である。各規制所管省庁は規制ベストプラクティス室とのコンサルテーションにおいて否定的な見解が出された場合、4週間以内に対応しなければならない。自身も担当者として規制影響報告を作成した経験があるが、規制ベストプラクティス室が設定する4週間のタイムフレームは良い取組だと感じている。他にも規制影響報告の作成において政策の草案作成時に3つの選択肢を設定し、様々な視点で政策を検討する仕組みは有意義である。
- 現在、影響評価の仕組みには柔軟性がある。5年ほど前は柔軟性に欠けていたが徐々に改善されている。一例として挙げられるのは各規制所管省庁が独自に実施する政策レビューを影響評価の代替として使用できることである。財務省では最近、金融システムの照会に関する政策を1年間かけてレビューを行い、その結果を影響評価として活用している。
- その他の優良な取組として暫定的な規制影響報告（Interim RIS）が挙げられる。これは短期間で影響評価を実施する取組で、予算審議の際など政策形成に緊急を要する場合に使用される。ただし、暫定的な規制影響報告では通常規制影響報告と質など統一性を確保するために改めて規制影響報告を作成する必要はある。
- 影響評価に対する主な批判には、規制影響報告の作成は時間がかかるため政策形成にタイミングが合わず、十分な影響を与えられないことがある。規制影響報告の本来の目的は、政策形成に直接影響を与えるというより、政策形成過程において各規制所管省庁が最良の取組を選択する手助けを行うことである。その他の批判には以下のようなものがある。1つ目は影響評価の方法として規定されているフレームワークはあるべき政策形成に準拠するための簡易なチェックリストであり、深い分析が必要とされないこと。問題発見の早期段階で影響評価書を仕上げなければならないことがある。2つ目の批判は十分な情報がない中でコンサルテーションを行いながら影響評価書を作成しなければならないことである。3つ目の批判は、連邦政府が影響評価プロセスをたびたび変更しており、各規制所管省庁としてはその都度、プロセス変更に合わせてやり方を変えなければならないことである。
- 影響評価のシステムについても批判がある。非常に多くの新規規制に対して分析が行われているが、既存規制の評価が行われることは少ない。規制負担は過去のものの方が大きいですが、影響評価は主に新規規制に焦点が置かれている。財務省は可能な限り、既存規制の負担も含め全体視野で規制負担を確認し、結果を反映したいと考えている。

### ③ 実施後レビューについて

- 財務省はこれまで25件の実施後レビューを作成し、公表している。今年度には新た



に 10 件の実施後レビューの作成が完了する予定である。実施後レビューが実施されるには 2 つの場合がある。1 つ目は政策形成時に規制影響報告を作成しなかった場合、又は規制影響報告の作成が不要だった場合である。これらの場合には規制の施行 2 年以内に実施後レビューを実施する必要がある。2 つ目は規制による経済的な影響が大きい場合である。この場合実施後レビューは施行 5 年以内に行うことが必要になる。なお、「経済的な影響が大きい (substantial economic impact)」というのはあくまで主観的なもので、明確な基準が設定されているわけではない。これは規制ベストプラクティス室が判断することになる。経済的な影響が大きいと判断され実施後レビューが行われた最近の事例にはバーゼルⅢによる銀行規制がある。

- 施行後 2 年以内に実施後レビューを作成するのはあまりにも早期であると感じている。実施後レビューのデータ収集には期間が十分でない。政策によっては関連するデータを年 1 回しか回収できない場合もある。実施後レビューは各規制所管省庁において優先事項とは位置付けられていない。各規制所管省庁では、実施後レビューは規制影響報告を作成しなかった罰則として受け取られているように感じる。そうすると、各規制所管省庁が関係者にコンサルテーションを行う動機もなくなる。
- 実施後レビューが最も良い形で機能するのは、それが政策形成過程に組み込まれたときである。実施後レビューが順調に進んだ例として、金融危機後の銀行保証制度 (Bank Guarantee Arrangements) に関するものである。金融危機においてオーストラリアは預金保険に関する枠組みの導入を早期に決定し、大型金融機関でうまく運用することができた。この事例では規制影響報告は作成されず、導入が決定された。金融危機後に設定された預金保険に関する制度では、この時の実施後レビューの結果を新規の規制を設定する際に実施する影響評価に組み込んでいる。これは分析結果が政策形成に有効に活用された例である。
- 財務省としては、第 3 者機関による独自の評価枠組みを設定することも検討に値すると考えている。実施後レビューは各規制所管省庁の長である大臣の判断として作成され、公表される。そのため各規制所管省庁はその決定に無批判的に従うことになる。透明性・信頼性の向上を考慮すれば実施後レビューは公表されるべきであるが、各規制所管省庁が十分に政策を検討したのかという意味で信頼性に欠ける。財務省ではこうした懸念をなくすため第 3 者機関による評価を制度の一環として実施できるよう取り組んでいる。第 3 者機関とは例えば生産性委員会やオーストラリア会計検査院などの組織である。
- 財務省では既存規制の見直しを制度に組み込むよう取り組んでいる。例えば、“Regulatory System Renewal” というプログラムを策定している。このプログラムには 3 年間で 560 万豪ドルの予算が設定されている。このプログラムは既存の規制を管理し、それらの規制が設定された当初の目的に沿った機能を現在でも果たしているかを見直す枠組みとなっている。規制は当初設定された目的を達成するために必要か、

規制が課題を効果的・効率的に解決しているか、これらの既存規制が競争性又は新規ビジネスの障害になっていないかなどを確認する。同時にこれらの規制を行うために必要となる費用対効果を確認する。

#### ④ 財務省の影響評価の取組について

- 2013年に各規制所管省庁において規制改革ユニット（Regulatory Reform Unit）の設置が義務付けられた際には、ユニットのメンバーは上級公務員によって構成されていた。財務省では現在、名称を変更し上級公務員だけではなく、他の職員からも構成されている。また業務も兼務している。規制改革について同ユニットは最初の1年間は集中的に取組んだが、その後は週1度・月1度などにミーティングの頻度を落としている。財務省を含めオーストラリアの政府機関は組織変更が頻繁に実施される。規制改革を所管する部署についても、規制改革部門（Regulatory Reform Division）からマーケティング・競争政策部門（Marketing Competition Division）に移動し、現在では構造改革グループ（Structural Reform Group）に位置付けられている。また、現在ではより幅広い権限を有している。
- 規制改革を所管する部門による政策形成プロセスへの関与はケースバイケースで、時間的余裕がある場合には政策部門が政策草案を作成し、その草案が規制改革を所管する部門に回されて評価される仕組みになっている。しかし、政治家から突然依頼があったときなど、時間的余裕が全くないときには評価作業が後で行われることもある。全般的に財務省が新しい政策を行うときには、政策部門が規制ベストプラクティス室に影響評価を提出する以前に規制改革を所管する部門にも相談がある。規制改革を所管する部門はこれらの影響評価書の作成を支援する。また、政策担当者と規制ベストプラクティス室との間を取り持つこともある。影響評価を行うにあたり、それぞれの立場を踏まえた解釈を伝えている。
- 財務省では、影響評価について独自の研修や手順を作成している。例えば、古い規則に対して見直しが行われた優良事例を紹介している。また、影響評価の計算例を示している。その他、いつ影響評価が必要になるのかや、影響評価ではどのような資料を作成するのかなどよくある質問が整理されたものが紹介されている。
- 影響評価書を作成するに当たって、政策担当者はショートフォーム・スタンダードフォーム・ロングフォームといったどのフォーマットを使用すれば良いか悩む。そのときには、前回の政策と比較することを推奨している。政策担当者は小さな問題でも大きな問題であると読みがちである。前回の政策と比較すると、客観的に見られるようになる。
- 過去の規制についても影響評価を行わなかったため、実施後レビューを行わなければならなかった事例がある。オーストラリアの実施後レビューは基本的に影響評価を行わなかったために実施する取組である。

- バーゼルⅢに関連する規制の実施後レビューは 2021 年までに行う必要がある。この事例では、金融危機時に影響評価を行わなかった規制の実施後レビューと金融危機後の政策として実施された影響評価が同時期に行われた。これは一つの規制のサイクルではなく、新規規制の策定での取組である。

## ⑤ 財務省の影響評価の認識について

- 影響評価の制度自体は複雑化しない方が良く考える。複雑化すると各規制所管省庁はその抜け道を探してしまうためである。簡素で分かりやすい仕組みを構築する必要がある。現在でも暫定的な規制影響報告、完全な規制影響報告、実施後レビューなど既に複雑な部分があると感じる。
- 規制負担に応じた比例性原則を考慮することは重要である。例えばオーストラリアにおいても初期アセスメント（Preliminary Assessment）を実施し、規制による影響が小さい場合又は機械的な場合には規制影響報告の作成は不要となっている。実際にはロングフォームの規制影響報告を目にすることは少ない。ロングフォームの規制影響報告は全体の 5 %程度しかないと思う。
- 問題は規制影響報告を全く実施ないショートフォームと通常規制影響報告を実施するスタンダードフォームのちょうど中間にあるような規制影響報告が存在しないということである。つまり、ほとんど経済的な影響がないような規制についてもその影響が全くないということになれば、通常規制影響報告と同様の分析を行わなければならない。規制ベストプラクティス室は規制による経済的な影響がある場合に規制影響報告の実施を求めているが、影響の大きさの判定や実施可否の判定について定義を明確に示していない。そのため、各規制所管省庁の政策を所管する部門は影響分析の要否を含めて、どのように規制影響報告を行うべきかを判断できない。
- 暫定的な規制影響報告は規制影響報告を十分に行う情報がなくても、可能な範囲で影響評価を行うことを促す取組である。
- 各規制所管省庁から提出された初期アセスメントにより規制ベストプラクティス室が規制による影響の大きさを決定するが、財務省はその判断に反対する場合もある。規制ベストプラクティス室が誤解している場合もある。ただし、各規制所管省庁は自分たちのポートフォリオ内でしか状態を把握することができない。省庁を統一的に評価することができない。それが可能なのは規制ベストプラクティス室であるため、常に批判的でいようとは思わないが財務省としての立場から言うべきことは述べる。
- 規制ベストプラクティス室は各規制所管省庁の取組をよく理解し、判断していると感じる。経験では規制ベストプラクティス室に対して異議を唱えることはとても少ない。規制ベストプラクティス室が抱える問題は職員の人数が限定されていることである。彼らの数に比べて、各規制所管省庁の数ははるかに多くその分専門的知識を有している職員の数も異なる。同意に至らない場合は多くが、分析を間違えるというのではな

く規制ベストプラクティス室の誤解によるものだと考える。

- 規制ベストプラクティス室は門番としての働きをよくしている。首相内閣省に位置付けられてから、より存在感が高まっている。双方に意見の相違や誤解があったとしても規制所管省庁側の意見を無視することはない。規制ベストプラクティス室は政策を改善しようという態度で接しているため、政策改善に結びつけることが望ましい。ただし、省庁ごとに政策形成のカラーは異なる。経済界や業界との関係が強い省庁は影響評価を支持することが多いが、費用対効果でなく治安など社会政策を所管する省庁では他の省庁よりも抵抗する傾向がある。

## ⑥ 財務省の規制負担削減への取組

- 各省庁が使用する経費は財務省で管理している。1つのプロジェクトでより多くの費用を使用する場合には他のプロジェクトで削減するように管理している。
- 財務省が外部のコンサルティングファームを活用することはないが、経済的なバックグラウンドを持つ職員が不足している省庁はコンサルティングファームを活用している。財務省では有識者からの支援もあまり受けていない。規制ベストプラクティス室によると、外部のコンサルティングファームが影響評価書を作成すると品質が低下すると言っている。その理由は影響評価書作成において、政策担当部門の関与が少なくなるためである。省庁内部で影響評価書を作成すると政策担当部門が積極的に関与する。規制ベストプラクティス室の担当者が各省庁に派遣されて影響評価書の作成を支援することもある。
- 政治家が後押しする政策の場合でも、規制影響報告を作成してより良い選択肢を提示することができる。規制影響報告の作成では代替案を3つ掲げなければならないと決められている。費用対効果を話し合い、大臣により良い案を提案するようにしている。こういった場合、公になる前に何らかの衝突はある。影響評価以前に調整し、一貫性を持たせるようにしている。他省庁では、政治家が押す提案に非常にコストがかかることが分かり、他プログラムを縮小しても対応できなかったため、修正した例がある。
- 政策部門は常に規制改革ユニットを通して規制ベストプラクティス室に質問するわけではない。政策部門が情報交換等をした経験があれば規制ベストプラクティス室に直接問い合わせることもある。
- 財務省は、規制影響報告について改善の努力を言い続けていることが良いところだと考える。

## G) 個別規制所管省庁②(雇用省)

日時	2017年6月7日(水) 15:00~16:00	
場所	首相内閣省会議室	
参加者	雇用省	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Ms. Robyn Shannon (Branch Manager, Evaluation, Research and Evidence Branch)</li> <li>● Mr. Lixin Cai (Director, Jobactive Evaluation Section, Evaluation, Research and Evidence Branch)</li> </ul>
	大阪大学	● 岸本充生教授
	総務省	● 米山綾乃官
	富士通総研	● 若生幸也・佐藤隆信
受領資料/提供者		

### ① 雇用省の役割

- 雇用省では労使関係、職場関係、雇用の3分野を担当している。20年ほど前までは、失業者を労働市場に送り出す職業あっせんは公共部門で行われていたが、外部委託することになった。現在、失業者への職業あっせんは第三者との契約により実施されているため、調達プロセスが必要となる。「ジョブアクティブ」と呼ばれる制度は5年単位で実施される。ジョブアクティブのプログラムの対象は、若年層や子育て終了層、先住民層などである。プログラムの評価は仕事が効果的に行われているか、使用された資金に見合った価値(Value For Money: VFM)が生まれているかを評価する。
- 雇用省は連邦政府が保有する規制や規則の負担を軽減する方針に沿って政策形成を行っており、事業実施にかかる負担を減少させる方向で業務を行っている。ジョブアクティブは法令ではなく政策で作られているプログラムである。全国展開あるいは地域限定など異なる性格を持つ45のプロバイダーが存在し、これらの契約の効率性や効果を確認する。
- プロバイダーに細かい締め付けはしていない。最低レベルの契約事項を守らせるようにガイダンスを行う。契約の中で自由にできる権限をプロバイダーは持っている。
- 評価の対象は雇用者に関する事業に焦点を当てている。ジョブアクティブは主に低所得者層や長期失業者層に実施しているプログラムである。民間部門で職業あっせんを行う場もあり、いかにマッチング率を向上できるかについて努力している。
- ジョブアクティブのプログラムを組み立てるときに、システムのオンライン化に求職者を対応させる必要があった。長期失業者に、オンラインフォームに必ず回答・反応することを奨励し、どのような規制・規則を設定するかが重要であった。このようなプログラムが効果的か否かを評価する。
- ジョブアクティブのプログラムは5年間である。1年半経過時点で中間評価を行う。プログラムを通じて失業者が活発に活動するようになったか、失業者は仕事を得られたか、レッドテープが削減されているかどうかの3点を評価する。雇用省として労働者を対象にプロセスを確認した際は、レッドテープは削減されていると考えていたが、評価の一環でプロバイダーに調査を行うとプロバイダーは全く異なる認識を示して

いた。この理由のひとつは、プロバイダー自身が大企業になり事務手続が増えた場合もある。また連邦政府による規制・規則なのか、企業側が独自に設定した規則なのか分かっていない場合もある。

## ② 規制改革に向けた雇用省の取組

- 連邦政府は規制改革アジェンダとして年間10億豪ドルの規制遵守費用の削減を示し、それを上回る成果を挙げているといわれている。しかし、実際に業界側に確認してみると、それほど規制負担が減っていないと言われることがあり、首相内閣省でも同様の認識を持っている。実感として規制負担が十分に削減されていない部分はある。
- プログラムの方法を変更するときには影響評価を作成している。実際には政策の変更により、規制が削減されるという流れになっている。
- 雇用省で行っている影響評価は独自の方法で実施されており、これまでも20年の経験がある。影響評価はジョブアクティブを作成した時点で政策担当者と一緒に実施した。評価のデザインやタイミングも合わせてジョブアクティブのプログラムを作成した。ジョブアクティブに関しては既に影響評価も行われている
- 調査・根拠確認部門（Research and Evidence Branch）は全体予算から、必要な人材を採用し、データの収集・調査を行う。スタッフの専門は、経済学・心理学・社会学・数学・統計学・定性調査などであり、多様な専門性を有している。
- 評価に関する調査は大学やコンサルティングファームに委託する。ただ統計データの作成は政府自身で実施している。それらを集めて報告書を作成する。情報収集においてプロバイダーや失業者、雇用者、草案を作成した人たちから意見聴取を行うコンサルテーションは重要なプロセスの一つである。ここで調査・根拠確認部門の職員は政策の草案作成を行った担当者和そのステークホルダーのコンサルテーションに同席するという形を取る。そのため、十分な独立性を確立した情報収集を行うことができている。特にコンサルテーションでは政策作成側とステークホルダー側のやり取りが白熱する場合があるので、独立性は重要な要素だといえる。
- 現在認識しているうち1つめの課題は、情報公開における説明責任や透明性に関連する取組である。雇用省が所管する政策には政治的にセンシティブな問題や契約者や雇用者でもそれぞれ意見が異なる場合がある。雇用省では省内で十分な話し合いを行った後に、しっかりした証拠に基づいて報告書を作成する。報告書の作成ではステークホルダーへのコンサルテーションとともに関連する他省庁に対してもコンサルテーションを行う。透明性を高めるため影響評価を公表するというオーストラリアの取組はOECDでも評価され、規制影響評価に関する国別ランキングでオーストラリアが上位にランクインした要素になっている。
- 2つ目の課題はデータの回収に多くの時間がかかり、分析にも時間がかかることである。政策を作成する側からはデータを早く出すように要求される。時間と質の balan

スを取ることが難しい。3つ目の課題はプログラムが全国でばらつきがあることである。そのため純粋なインパクトを取り出すことが難しいが、解決方法として直近の類似プログラムを比較することになっている。比較分析では、対象となるデータの抽出はランダム化を行うことでより正確な分析を行うことが可能である。今後は若年層向けのプログラムを評価するために活用することを検討している。

### ③ 影響評価に関する雇用省の認識

- 雇用省はプログラム評価の先端を行っていると考えている。他省庁では必ずしも同じ状況にはない。あくまで規制は仮定に基づいて設定するため、その実施には、根拠となる経済分析を行う必要がある。
- 影響分析において、雇用省と財務省で協力し経済モデルを作成したことがある。この事例では、託児所の条件を変化させることで就業率にどれだけのインパクトがあるかを整理した。
- 影響評価は規制に焦点を当てている。新しい政策を作成するときに過去のエビデンスを使うことで、自信を持つことができる。ただし、ジョブアクティブの担い手を公共から民間委託に変更したときは、明確なエビデンスに基づいて実施されたわけではなかった。
- 最低賃金の問題についても同様に十分なエビデンスに基づいて話し合いが行われているとは言えない。しかし、例えば移民による労働環境への影響を長い間計算している米国でも合意に達していない。米国では各州で異なる規制を設定している。オーストラリアでは公正労働委員会（Fair Work Commission：FWC）という独立機関が最低賃金を決定している。同委員会は3.3%上昇させるよう決定した。ただし、この決定はエビデンスに基づいて結論が出されているとは言えない。オーストラリア全体のインフレ率が約1.6%であることから、実質的な最低賃金の上昇率はそれよりも低いためである。
- 現状では必ずしも全ての政策がエビデンスに基づいた決定がされている訳ではないが、オーストラリア全体としてはエビデンス・ベースの政策形成を行う方向に進んでいると考える。例えば、政策形成では首相の補佐官もデータを集めており、各規制所管省庁の大臣が理想論に偏ったとしても収集したデータを活用し、首相を説得する。
- 雇用省が調査・根拠確認部門を設置しているのは、他省庁と異なる。他省庁では同様の業務を外部委託により実施しているところもある。データが複雑化しているため、雇用省は自前で実施している。雇用データや所得データを集めて、それを連結しなければならぬ困難性がある。ただし、雇用省は外部委託を行っていないために独立性が低く、他省庁よりも客観的なエビデンス収集機関でないとされるかもしれない。
- 大規模に評価を実施している省庁とそうでない省庁がある。小さな省庁では評価の代替機能として監査に頼っている。データや説明責任に対する監査である。

- 雇用省の所管する政策は全国的に影響のあるプログラムで、例えば保健省や教育省などの政策は州政府に補助金を出す方法で影響を与えている。そのため、雇用省では政策の実施における責任という点で他省庁と異なる。しかし、他省庁の補助金による支援などでは第三者機関による外部評価を行うことで独立性を確保することが、ステークホルダーを評価結果に納得させることにもつながっていると考える。
- 雇用省では評価結果が思うほどには新しい政策づくりに結びついていないが、特に対象が限定された場合には政策形成において十分な影響を与えることができている。最近の事例では、今年度の予算審議では2つのプログラムが我々の評価に基づいて対象範囲が拡大され予算が増額された。我々の評価がエビデンスとして活用され、それが反映された結果である。全体的にエビデンスから意見や見解を作り上げるところまでのプロセスには時間がかかると認識している。



## H) 個別規制所管省庁③(通信芸術省)

日時	2017年6月9日(金) 10:00~11:00	
場所	首相内閣省会議室	
参加者	通信芸術省	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Mr. Stuart Kerr (Senior Lawyer, Deregulation and Digital)</li> <li>● Mr. David Jansen (Director, Content)</li> </ul>
	大阪大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 岸本充生教授</li> </ul>
	総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 米山綾乃官</li> </ul>
	富士通総研	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 若生幸也・佐藤隆信</li> </ul>
受領資料/提供者		

### ① 通信芸術省における規制改革の取組状況

- 通信芸術省で規制改革を行っているのは“Deregulation and Digital”である。各省に規制改革機能を担う部門が存在するが、異なる名前を使用している場合がある。“Deregulation and Digital”は、規制改革部門として首相内閣省をはじめとする他省の係官と協力して規制改革アジェンダを推進している。規制改革においてはブラックレターロー（国会で承認された法律）に関係する事項や、省庁間の情報交換を行う環境や規制に対する省の文化的な姿勢の改善に関する事項に力を入れている。
- 2013年に規制改革アジェンダが導入されて以来、規制改革に携わってきた。当初はレッドテープの削減や規制負担を下げることに焦点を当てていたが、最近は生産性に焦点を当てている。
- “Content”は放送内容の作成に対して助言し、テレビ放送の水準が一定の質を維持する役割を担っている。オーストラリア全体や、各地域を代表する内容であることを基準に、一部の人の感情をないがしろにするコンテンツは避けたいと考えている。世の中には様々な見解を持っている人がいるため、放送内容の変更など様々な問合わせがある。通信芸術省ではこのような問合わせに応えることも含め、現在の規制に変更を加える必要性を総合的に判断するため影響評価や実施後レビューを行っている。
- “Deregulation and Digital”は元々規則の改革を目的に設立された。2013年の政権交代後には規制遵守コストを減らすことを目的にしていたが、簡単に減らせる規制遵守コストは出尽くしたので、最近は実質的な政策の中身について焦点を当てるようになった。
- 規制改革を推進するために通信芸術省が独自で作成しているマニュアルはなく、首相内閣省が作成している資料を利用している。規制改革を進めるには、原則を良く理解することが重要だと考えている。規制改革に関する経験を共有する研修もある。研修では現在使用できる規制のツールをより詳細に説明する機会を設けている。

### ② 通信芸術省による規制影響報告の実施状況

- 新たに規制を導入する際に、通信芸術省ではこれまでに国会で承認された法律に単純に従うのではなく、非規制（Non-regulation）や共同規制（Co-regulation）による

方法など様々な選択肢を考慮する。例えば、優遇税に関する措置などは国会で承認された法律以外のツールに従って行われた。規制改革を行うには、非規制的手段が重要である。政府による上からの押しつけではなく、各業界が自主的又は政府と共同で規制を作る方がより実効性が高いといえる。これらは規制影響報告の作成時にも考慮される。前政権では規制影響報告のプロセスを行わない首相特権で行われる例外措置が良く使われたが、情報技術の顕著な発達や市場の変化とともに消費者の期待に応える必要がある。

- オーストラリアにおいても、政府による法規制と企業や業界など民間による自主規制の間にある共同規制が使われている。オーストラリアにおける共同規制は業界側が自主的に設定し、政府側がそれを事後的に認証する。ただし、当初に設定される規制に対して違反などが散見された場合には、政府側で厳しく設定し直すことになる。
- 業界側が自主的に規制を設定する方法では、国会での認証など規制コストをかけずに効果的な規制を設定することができる。また、この場合の規制の更新には時間がかからない。規制改革アジェンダの焦点は政府予算におけるコストを下げることで政府側が規制を行う場合、行政コストと規制コストの何れかを減らせば何れかが増加する。そのため、業界側で一部コストを負担するというのが目的で相互に譲歩している。
- 非規制的手段においても規制影響報告の作成は行う。これは業界が自主的に設定した規制についても通信芸術省から変更等を加えることがあるため、その場合は規制影響報告を作成する。
- 業界側が完全に主導権を取っている自主規制の例として広告業界による自主規制がある。当然、違反が多い場合には政府が介入することになるが、これまで起きていない。このような業界側が主導する規制手段を規制影響報告の選択肢に入れることも、適切な理由があれば可能である。しかし、それが望ましい選択肢とされるには業界の歴史や政府の信頼が十分に確立されていないと難しい。例えばインターネット業界など比較的新しい業界では同意を得るのは困難だろう。
- 規制ベストプラクティス室が確認している連邦政府の規制影響報告は合計 60 件程度であり、そのうち通信芸術省が作成している規制影響報告は年間 4～5 件程度である。連邦政府の作成する規制影響報告では、財務省や環境省において多くの規制影響報告が作成されている。
- 通信芸術省の管轄ではないが、規制を大きく緩和し自主的な規制から見直しを行っている最近の事例にウーバーがある。ウーバーでは当初、非規制的手段による方法が取られ消費者側の経験に基づいて規制の見直しが行われている。これは州・準州においてタクシー業界に厳しい規制が設定されているため、政府は技術革新に真剣に取り組んでいる。
- 通信芸術省では、規制を完全に緩和し実証実験的な方法で確認しながら規制を設定する“Regulatory Sandbox”のような取組は行っていない。オーストラリア証券投資委員

会（Australian Securities Investments Commission：ASIC）は、この“Regulatory Sandbox”の手法を使っている。この取組は、新しい商品・サービスによる技術革新を目的としている。

### ③ 規制の見直しについて

- 規制影響報告や実施後レビューは規制を評価するうえで役に立っている。例えば、放送内容に関する規制について関係者間の様々な意見がある。映画やテレビ制作に携わる側はオーストラリアで作られたコンテンツの増加を望み、放送会社は売上を上げるため、それよりも安価な英国や米国のコンテンツの増加を望むことがある。規制影響報告は、異なる意見を持つ関係者を納得させる材料になる。実施後レビューにより、将来的に見直すことも可能である。
- 放送内容に関する規制について、通信芸術省が首相特権で行われる例外措置を受けた実績がある。これは 2013 年の選挙の時期に重なっており、政治的な理由も働いていた側面がある。しかし、基本的に首相特権で行われる例外措置が使用されるのは、緊急を要するときや、広く意見を収集する必要がないとする適切な理由があるときなどで、実施される機会は少なく 2013 年以降は全体で 2 件程度だと記憶している。
- 規制影響報告と実施後レビューに関する違いについて、規制影響報告では解決すべき課題を特定し、解決方法を模索する。そのため解決方法には非規制的手段を含めた幅広い選択肢から検討する。実施後レビューでは、既に実施されている解決方法が効率的・効果的かを検証し、政策そのものの妥当性を改めて検討したりしない。
- 実施後レビューが 2 年以内に実施される場合、政策の効果が確認できるのに 6 か月から 8 か月を要することを考えると関連情報の収集が難しい。情報収集には 4 年程度の期間が必要であると考えられる。
- オーストラリアでは他の事後評価手法として、サンセットという時限的な見直し制度が存在する。これは国会や政府により承認された規制は 10 年後に自動的に無効になるという制度で、政府は無効になる前に規制を中止するか継続するかを評価する。また、個別の規制に事後的にレビューを行うという規定が設けられている場合もある。この場合は定められた期間で該当する部分を見直し、政府に報告する。問題がひとつの省だけでは収まらない場合は、外部機関や生産性委員会に委託して業界全体を広く評価することもある。
- 実施後レビューは規制影響報告より規模が小さく負担も少ない。最近では、オーストラリアの放送コンテンツにおけるオーストラリアで作成されたコンテンツ比率について実施後レビューを行った。規制が課題解決のための目的に沿っているかを確認するため、実際にシドニーやメルボルンの業界団体で意見を聴いた。収集できる情報は限定されるが導入された規制が実際に目的どおり機能しているかをチェックする。規制ベストプラクティス室が公表している規制負担測定フレームワーク（“Regulatory

Burden Measurement Framework”) の手順は規制影響報告だけでなく実施後レビューでも活用する。

- 規制ベストプラクティス室と各省庁は定例会議を設けて情報交換を行っている。定例会議は1か月ないしは2か月に1度程度で開催され、共通の問題や課題の話し合いを行っている。このような会議に加えて、他の規制所管省庁にも影響が及ぶ場合には、必要に応じて他省と連絡を取っている。

#### ④ 通信芸術省における規制改革に向けた体制

- 通信芸術省は多くの規制が関係するため、経済学者よりも法律をバックグラウンドに持っている職員の方が規制改革を進めるには適切である。通信芸術調査局には経済学を専攻した職員が多くいるが、彼らは規制改革に携わっていない。各省庁で職員の持つ背景は経済学専攻、政策専攻、法律専攻など様々であるが、省庁が必要に応じて育成する。
- 通信芸術省では規制改革を行う部門に経済学者がいないため、費用便益分析を十分に実施するのは難しい部分もある。経済的生産性を分析するには時間・資金がかかるため、通信芸術省では規制遵守費用に焦点を当てている。社会的価値を金銭に換算することは困難である。例えば、テレビ番組を視聴した子供に与える社会的価値を算出することは難しい。費用便益分析は高いレベルの技能が必要であり、政府全体を見ても多くの人ができるわけではない。そのため可能な範囲で対応している。
- 規制遵守費用の算出では、規制所管局や業界に直接現状を調査した事例もある。規制に準拠するにはどのようなスキルを持つ職員が何人必要かということを知り、彼らの人件費などのコストから算出した。費用便益分析は特殊なスキルが必要であるが、規制遵守費用は職員数や時間、給与などから算出することができるので、それほど難しくないと見える。

## I) 個別規制所管省庁④(オーストラリア・ニュージーランド食品基準局)

日時	2017年6月8日(木) 13:40~15:00	
場所	オーストラリア・ニュージーランド食品基準局会議室	
参加者	オーストラリア・ニュージーランド食品基準局	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Mr. Jason March (Principal Economist, Behaviour and Regulatory Analysis Section; video)</li> <li>● Ms. Caley Shepherd (Senior Economist, Behaviour and Regulatory Analysis Section)</li> <li>● Ms. Snezana Smiljanic (Economist, Behaviour and Regulatory Analysis Section)</li> </ul>
	大阪大学	● 岸本充生教授
	総務省	● 米山綾乃官
	富士通総研	● 若生幸也・佐藤隆信
受領資料／提供者	● “Introduction to Food Standards Australia New Zealand” / オーストラリア・ニュージーランド食品基準局	

### ① オーストラリア・ニュージーランド食品基準局の役割

- オーストラリア・ニュージーランド食品基準局 (Food Standards Australia New Zealand: FSANZ) の役割はオーストラリアとニュージーランド両国で共有する食品安全基準を策定することである。当局はオーストラリア保健省のポートフォリオに帰属し、政府間協議会とニュージーランド政府の合意に基づいてオーストラリア・ニュージーランド食品基準コード (Australia New Zealand Food Standards Code) を策定する。ただし、施行の責任は持たない。実際に策定された食品基準を執行するのは、オーストラリアの州及び準州等又はニュージーランド政府である。大きな政策は食品安全に関する閣僚フォーラム (Australia New Zealand Ministerial Forum on Food Regulation) で決定される。
- 食品基準コードは4つに別れており、それらは①食品のラベルや添加物といった全ての食品に係る全般的なもの、②特定の食品の組成に関するもの、③食品安全基準 (小売・外食業界に適用: オーストラリアのみ)、④農産物に関する基準 (農業従事者に適用: オーストラリアのみ) である。生産現場から食卓まで全てをカバーしている。
- 食品基準局の使命はオーストラリア・ニュージーランド両国の消費者に安全な食品を提供することである。効果的な食品基準を設定するため、両国政府と連携している。食品基準を策定するうえで以下の3つのことを心掛けている。1つ目は公衆衛生と安全を守ること、2つ目は消費者が十分な情報を持って決定できる方法であること、3つ目は誤解を招く行為や不正行為を防止すること。また、食品サプライチェーンで決まっていることは新しい規則を導入するときに費用と便益を明らかにするよう努めている。
- 食品基準局は共通基準の設定において、法律によりコンサルテーションと透明性の確保、基準策定では利用可能な最善の根拠を活用すること、費用と便益を考慮すること、国際基準との一貫性を追求することを求められている。
- 食品基準局には3人の経済学者がいる。また社会学者も在籍している。社会科学の

専門家が定性的な影響を見出し、経済学者がそれらを定量化する。行動科学分野の問題についても社会科学者が判断する。行動科学分野とは、食品表示を作った際に表示方法で消費者がどのような反応を起こすのか、例えば表示により食生活が改善するのかなどについて評価を行う。

## ② オーストラリア・ニュージーランド食品基準局による規制影響報告の実施要領

- 食品基準局の作成する規制影響報告は、オーストラリア政府間協議会の規制影響報告（COAG RIS）になる。作成した規制影響報告は規制ベストプラクティス室に提出する。規制影響報告の作成では費用対効果を算出し、小さな変化については費用と便益が定性的に分析されるだけであるが、正式な分析は規制ベストプラクティス室による規制影響報告で行っている。
- 規制影響報告の作成ではエビデンスを元に作業を行う。規制影響報告は、政府や消費者との良いコミュニケーションツールとなっている。作成に当たっては、政府が基準を策定しようとする理由を検討し、達成すべき目標を明らかにする。基準設定では、消費者、ビジネス関係者、他の政府機関等どのような人たちにどのような影響があるのか、また新たな基準による負担を含めどの程度の影響があるのかを明らかにする必要がある。草案を作った時点で公表を行うとともに、最終案を作成する段階でステークホルダーに対し、コンサルテーションを行う。コンサルテーションは重要である。これにより関係者の意識を把握することができるので、負担であっても価値がある。
- 食品基準局は政治レベルで他の政府機関と協力して、作業を行う。オーストラリア・ニュージーランド閣僚フォーラムでは食品規制システムについて、当フォーラムはオーストラリア政府間協議会、オーストラリア連邦政府、州・準州政府、ニュージーランド政府の代表から構成される。関連する他のポートフォリオの大臣が参加することもある。そのため、他省で執行した場合にどのような影響があるのかについても整理することができる。
- 他の政府機関とは運用レベルでも協力しており、例えばワーキンググループ、関係者へのコンサルテーション、規制影響報告の作成における協力などを行っている。
- 食品基準局ではリスク評価とリスク管理の両方を担当している。これらは2つの部門に分かれているが、相互に情報交換を行っている。報告書の作成において、リスク評価を行う際にはリスク管理側も協力して実施する。規制影響報告は両方の部門に関係する。規制影響報告ではリスク管理のデザインについても作成し、選択肢を設定する。少なくとも3つの代替案を作らなければならない。それぞれの選択肢において、どれだけの負担があるかを確認する必要がある。例えば、該当する食品により引き起こされる病気がある場合はその発症率についても検討する。実際に代替案の3つの選択肢を見ると、全く現実的でないコストが想定されている場合もある。
- オーストラリア政府間協議会からの指示によって、最近放射線照射された食品やアレ

ルギー物質を含む食品の表示に関する食品基準コードに関する評価を行った。結果をオーストラリア政府間協議会に伝えて推奨する選択肢を示したが、どの選択肢を選択するかは閣僚の仕事である。その際、規制影響報告は数多くの文書の付録として添付された。費用と便益はその中に含まれるが、決して一番重要な意思決定要素ではない。リスクが高い場合は、純便益が最も大きい選択肢が選ばれないことも十分にあり得る。

### ③ 影響評価におけるリスクとコストの分析

- 食品基準局は何が重要かを焦点に影響分析を行う。食品の安全性の優先順位が最も高く、費用と便益はそれよりも優先順位は低くなる。しかし、食品基準局や規制影響報告の勧告を政府間協議会が無視することはほとんどない。
- 影響評価では分析の裏付けを徹底的に行い、リスク評価とリスク管理を同時に検討する。政府間協議会において基準が設定されない等採択されない場合はまれである。最先端の科学的データに基づいて分析し、消費者の意向なども把握して実施する。そのため、反対することは困難であると考えられる。オーストラリア政府間協議会が結果に基づいて意見を変えたこともない。各州・準州政府やニュージーランド政府の担当者は十分にコミュニケーションを取っている。彼らもリスク評価やリスク管理を行うときには関与する。規制影響報告の過程でも各州・準州政府やニュージーランド政府の担当者は関与しているため、必要な作業については理解している。
- アプリコットの種のリスク評価を実施したことがある。例えば子供がアプリコットの種を食べ過ぎると病気や死亡につながるということが分析で分かった。規制影響報告の作成では業界の自主的な規制の影響を含めて分析を行った。評価では、禁止しなくてもよいという選択肢もあったが、大臣の判断によりリスクが高すぎるという理由でコストに関係なく禁止され、アプリコットの種は市場から撤退した。リスクが低いコストが大きい場合にはプロジェクトをストップさせることもある。
- 全ての影響分析に対して費用と便益を整理し、ドル換算する。規制ベストプラクティス室のガイドラインに従って統計的生命価値 (Value of Statistical Life : VSL) と割引率を使用する。他省と異なり食品基準局のエコノミストの主な仕事は規制影響報告を書くことである。
- オーストラリアにおける懸念は基準を作るのは食品基準局だが、施行するのは州及び準州政府であることだ。コスト削減は意識しているが、基本的には州及び準州が施行についての責任を有する。
- 食品基準局では規制ベストプラクティス室の定める費用推計ツール (Regulatory Burden Measure Framework) を使用しているが、関係者や業界に対するコンサルテーションが重要であると考えており、規制ベストプラクティス室の定めるツールで算出した費用推計に加え、事業ごとに独自に行った費用推計のモデルによる算出結果も提示する。

#### ④ オーストラリア・ニュージーランド食品基準局が行う影響評価の特徴

- オーストラリアとニュージーランドでは影響評価の方法に違いがある。ただし、活用する情報は同一のガイドラインに準拠している。ニュージーランドでは規制影響報告の提出後に別途情報を要求される場合や誰が関係者に意見を聞いたのかを尋ねられる場合がある。
- 監査についてオーストラリアとニュージーランドでは合意文書があるが、業界の性格が異なる場合があり、必ずしも一枚岩ではない。
- 食品基準局は規制ベストプラクティス室と良好な関係にあり、情報交換等を行っている。例えば、食品基準局の職員が6週間程度の期間、規制ベストプラクティス室に派遣されたこともある。派遣は規制影響報告の質を改善するための勉強を目的に行った。
- 食品基準局において規制影響報告を作成する担当者はリスク評価部門、リスク管理部門、プロジェクト責任者とやり取りし、規制影響報告の質を高めるよう努力している。
- 統一基準の設定では、経済学者が作成した規制影響報告を上司が承認する。最終的には組織の長の承認を得る場合もある。影響分析は規制ベストプラクティス室とニュージーランド財務省の確認を受ける。規制影響報告は影響分析を行った基準の変化の大きさにより求められ、頻度は年に1～2回程度になる。
- 規制影響報告の作成にかかるコストは金額では算出していないが、非常に関係者が多いためコストもかかっている。例えば、オーストラリア政府間協議会との話し合いや影響分析を行うための費用モデルの作成などがある。例えば、食品表示の変更コストや大腸菌やバクテリアなどの食中毒のコストを整理し、予測値を出すことが必要になるが、費用モデルがあれば代替案の作成において素早く作成することができる。ビジネスに関するコストモデルについても作成を考えているが、まだ事例ごとにコスト分析を行っている。
- 規制の影響分析に関する他国の政府関係者との情報交換の場として、食品規制及び社会科学に関する2つのグループ（“Food Safety Regulatory Economics Working Group”及び“Social Sciences International Liaison Group”）があり、現在は食品基準局が議長を務めている。グループは1年に3～4回程度、米・英・韓・蘭・豪の関係する政府職員に非公式のフォーラムを実施している。フォーラムはビデオ会議やウェブセミナー方式で実施され、最近では食品成分表に関する調査や医療効果のコストなどについて意見交換が行われた。
- 新規規制の導入において規制影響報告が実施されなかった場合、実施後レビューが行われるが、基本的に規制影響報告を実施しているため、食品基準局は実施後レビューの対象になっていない。
- 食品基準局は農業経済学や保健経済学といった新たな分野も取り入れている。世界最先端の人たちとも情報交換できることから経済学者の人気も集めている。



- 離散的選択モデル、質調整生存年数、損益分岐分析などの新たな手法も取り入れている。

## J) 有識者(オーストラリア国立大学)

日時	2017年6月6日(火) 11:30~13:30	
場所	オーストラリア国立大学会議室	
参加者	オーストラリア国立大学	● Prof. Veronica L. Taylor (Director of School of Regulation and Global Governance: RegNet)
	大阪大学	● 岸本充生教授
	総務省	● 米山綾乃官
	富士通総研	● 若生幸也・佐藤隆信
受領資料/提供者		

### ① 学術分野における規制分野の位置付け

- オーストラリア国立大学には、“School of Regulation and Governance”という組織がある。規制そのものの重要性に気付いた研究者がいたため、約15年前に日本ではあまり見られない規制学の組織を設置した。専任研究者が40名在籍し、その専門分野は25%が法律で、あとは環境・公衆衛生・建築・心理学などである。多様な専攻を背景に持つ研究者がいることで、はじめて効果が生まれる。
- 現在はどのような学部にも在籍していても規制学の講座が必修科目に位置付けられている。この理由はオーストラリア国立大学の卒業生は一定数が公務員になることも一因である。卒業生に対しては非公式的にアドバイスを行っている。また博士課程は全体の定員が40名で1学年10名程度が定員となっている。おおむね35歳程度の優秀な公務員を博士課程に受け入れる仕組みがあり、公務員から大学に10名程度の職員が派遣されている。これまで15年間継続的に規制学の教育を行っている蓄積が連邦政府の規制改革に結び付いている。来年度には修士課程も開設する予定である。
- メルボルンにあるモナシュ大学は法学部に規制学の講座が設置されている。規制学は商法とのつながりが強く、消費者問題も関係するためである。オーストラリアでは、現在、どのような学部においても規制学は教えられている。
- 規制ベストプラクティス室は約1年前に“Regulatory Community Practice”という組織を作った。これは企業人や大学教員、公務員を集めて議論する組織体である。組織体は公式的な位置付けにあるが、政策に反映されることが約束されているわけではない。オープンに議論し、多様性のある考え方を取り込むことが重要である。

### ② 規制分野を学術面から深める取組

- オーストラリア研究会議 (Australian Research Council: ARC) が実施しているプロジェクトに“Australia Research Council Linkage Grants”という大学と政府機関がチームを組んで実施する共同研究を支援する予算の枠組みがある。共同研究のアウトプットは政策的に意義のある成果が求められる。このプロジェクトには、若い政府機関職員がメンバーに入ることが歓迎されている。この枠組みの中で博士号を取得するこ

とも可能である。申請期間は年に1度から2度であったが、最近は随時申請が可能となった。大学の教授職であれば1つくらいは“Lincage Grants”を獲得している。支援規模は1年で10万豪ドル、3年で30万豪ドルである。大規模な予算は科学技術分野で付けられており、“Collaborative Research Center”は科学技術分野で7年間の採択期間となる。その他に“Center of Excellence”もある。

- 国のためになる研究を応援するという国の方針に対して、研究者側は当初、懐疑的であった。しかし、実施する中で自分達の研究成果が社会を変えることにつながると感じるようになってきている。研究者は、政府内のワーキンググループに入ることもある。その他に意見書を出すこともある。政府からの依頼や、自分たちで出すこともある。
- 生産性委員会が行う調査には、自ら実施する場合と外部委託の場合がある。外部委託先には大学も含まれる。

### ③ 規制を取り巻く政治・社会環境

- “Business Council of Australia”は企業団体としての責任を感じて規制に関する議論をリードしている。彼らはある程度の規制の存在は社会の役に立つと認識している。保険制度はかなりの規制負担であるが同意している。エネルギー問題や環境分野、原住民政策に関しては関係者を巻き込む努力が不足しており、また10年以上働かなければ住宅購入できないなどの問題に対しても政府の努力が不足しているという認識がある。
- 1980年代の政治的リーダーシップのおかげでいま成功している。この15年間で公共政策の質は高まっていないように感じる。先進的な公共政策を手がけていた1980年代のオーストラリアと比較すると、景気は良くなったものの政策の質はむしろ下がっている。
- 現在は保守党政権なので、規制緩和に重点を置いた政策を取っている。
- 規制の導入について政府間協議会による調整が全く進まない場合もある。政府間協議会に従う州とそうでない州があるためである。これは各州の経済状況が大きく異なることが大きな理由である。経済状況が良ければ自分たちで政策を実行すると言うが、例えば、タスマニア州などは不景気なので予算を入れてほしいと言う状況にある。

### ④ 規制の在り方

- “Responsible regulation”（責任ある規制）は行政と利害関係者が一緒に規制を構築することを指す。実証実験を行い、事業がどのように動くか、問題を特定し、利害関係者と対話しながら規制を構築するプロセスである。個別の案件に応じて対象となる利害関係者を見定めて巻き込むことが極めて重要である。結局対象となる利害関係者（企業など）が最も正確に規制遵守費用を算出できる。彼らの意見を聞かないのは応答責任を果たしていないといえる。

- 規制は大きく分けて2種類あり、1つはリスクがあればリスクをなくすためにとにかく規制する“Risk regulation”でリスクが過大に宣伝されることも多い。もうひとつは実証実験を行い、ステークホルダーと対話し、総合的に考える”Responsibility Regulation”である。この2つのバランスをどうするかを考える必要がある。
- ヴィクトリア州の環境保護庁（Environment Protection Authority：EPA）は”Responsibility Regulation”の考えに基づき優れた規制を構築している。90%の利害関係者は説明すれば納得する。残りの10%の利害関係者にかかる規制遵守費用に焦点を当て、それを減らすために議論することが必要である。
- “Smart Regulation”も打ち出している。例えば原住民に関しては、アルコール中毒の問題が大きな地域がある。コミュニティに対する補助金を現金支給からプリペイドカード支給に変更したときに様々な問題が発生した。もっと関係者の意見を聴取すればこのようなことにはならなかったと考えている。
- オーストラリアでは「ナッジ」と呼ばれる行動科学を活用した規制導入が標準的な位置付けとなっている。
- 評価では、経済的な観点ばかりではなく社会的な観点を考慮すべきだと考えている。
- 約20年前の財務省では国民に届く書類の分かりやすさを追求するプロジェクトがあった。具体的には税金制度をわかりやすく伝えるとともに、ポストに入っていることがわかりやすい封筒にした。オーストラリアの場合は税金を自分で申請するため、1～2時間で楽しく申請ができる簡単なプロセスを構築した。制度自体をわかりやすくそのプロセスを見直したため法令遵守率を高め、国民からの信頼を得ることに成功した。未納についても、自ら報告すれば罰金は発生しない仕組みとなっている。税務署も国民と一緒に税金申請を支援する体制に変化した。